

『祠部職掌類聚 寺社御條目』 (式之卷)

藩法研究会 篠山班

橋本久
牧田勲
山田勉

凡例

- 一 本稿では、篠山市教育委員会所蔵の青山文庫に収められている『祠部職掌類聚 寺社御條目』(祠部/四)を翻刻した。
- 一 上段に翻刻文を収めた。今回は読点を施していない。異体字などは、正字または常用漢字に改めるようにした。
- 一 一部にもとのままとした箇所もある。
- 一 便宜上、1・2・3…の番号を付した。
- 一 各丁の表裏を、各末尾に「オ」「ウ」「ニ」のごとく表示した。白紙の面は「白紙」と表示した。
- 一 「」は、このたび編者が施した注記である。
- 一 下段に関連資料・参考資料を掲載した。
- 一 『御當家令條』『武家殿制録』は、石井良助『近世法制史料叢書』2・3(創文社、昭和三四年)による。ただし、『武家殿制録』の本文重複分は省略した。
- 一 『台徳院殿實紀』『大猷院殿實紀』は、『新訂増補國史大系 徳川實紀』第一卷・第二卷(吉川弘文館、昭和三九年)を用いた。
- 一 本書の複写・翻刻にあたり、篠山市教育委員会及び畑治男名誉館長のご配慮をいただいた。記して謝意を表す。
- 一 本稿も、ひきつづき橋本が担当した。

〔表紙〕



(縦27.4cm×横20.4cm)

〔目次〕

〔朱印〕

筱山文庫

〔以下、行書体〕

- 1 築地本願寺輪番
- 2 浅草本願寺輪番
- 3 曹洞宗關東三箇寺
- 4 真言新義四箇寺
- 5 京妙心寺四箇寺
- 6 曹洞宗江戸三箇寺

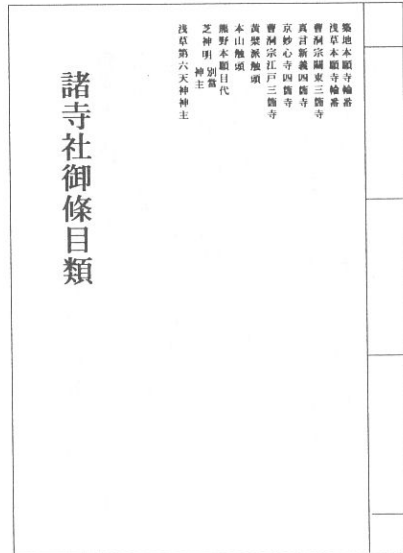
式之卷

〔参考〕

静嘉堂文庫本

〔二〇三四二／七／五〇四

一五〕



築地本願寺輪番
浅草本願寺輪番
曹洞宗關東三箇寺
真言新義四箇寺
京妙心寺四箇寺
曹洞宗江戸三箇寺
黄檗宗願
本山願目代
熊野本願寺
芝神別當
浅草第六天神神主

〔目次〕

- 1 築地本願寺輪番
- 2 浅草本願寺輪番
- 3 曹洞宗關東三箇寺
- 4 真言新義四箇寺
- 5 京妙心寺四箇寺
- 6 曹洞宗江戸三箇寺

式之卷

〔朱印〕

松井氏
藏書章

〔朱印〕
静嘉堂現藏

1 11 10 9 8 7

定

[白紙]

黄檗派触頭
本山触頭
熊野本願目代
芝神明別當
浅草第六天神神主

築地本願寺輪番
観省寺
南林寺

[二ウ]

[二オ]

[二ウ]

[二オ]

1 11 10 9 8 7

黄檗派触頭
本山触頭
熊野本願目代
芝神明別當
浅草第六天神神主

築地本願寺輪番
観省寺 未詳
南林寺 未詳

[二オ]

- 一 諸宗法式不可相亂若不行儀之輩於有之者急度可及沙汰事
- 一 不存一宗法式之僧侶不可為寺院住持事
- 一 附立新義不可說奇怪之法事
- 一 本末之規式不可亂之縱雖為本寺對末寺不可有理不尽之沙汰事
- 一 檀越之輩雖為何寺可任其心從僧侶方不可相爭事
- 一 結徒黨企鬪諍不似合事業不可仕事
- 一 背國法輩到來之節於有其屈者無異議可返之事
- 一 寺院佛閣修復之時不可及美麗事
- 一 附佛閣無懈怠掃除可申付事
- 一 寺領一切不可賣買之并不可入于質物事
- 一 無由緒者雖有弟子之望猥不可令出家
- 一 若無據子細於有之者其所領主代官江相斷可任其意事
- 一 右條々諸宗共可堅守之此外先判之條數弥不可相背之若於違犯者隨科之輕重可沙汰之猶載下知狀者也

〔三才〕

〔三ウ〕

〔四才〕

寛文五年七月十一日

『御當家令條』卷十二 一三五 諸國寺院御掟

覺

- 一 諸宗法式不可相亂、若不行儀之輩於背有之者、急度可及沙汰事、
- 一 不存一宗法式之僧侶、不可為寺院住持事、
- 一 附、立新儀、不可說奇怪之法事、
- 一 本末之規式不可亂之、縱雖為本寺、對末寺不可、理不尽之沙汰事、
- 一 檀越之輩、雖為何寺、可任其心、從僧侶方不可相爭事、
- 一 結徒黨、企鬪諍、不似合事業不可仕事、
- 一 背國法輩到來之節、於有其屈者、無異儀可返之事、
- 一 寺院佛閣修復之時、不可及美麗事、
- 一 附、佛閣無懈怠掃除可申付事、
- 一 寺領一切不可賣買之、并不可入于質物事、
- 一 無由緒者、雖有弟子之望、猥不可令出家、若無據子細於有之者、其所之領主、代官江相斷、可任其意事、
- 一 右條々、諸宗共可堅守之、此外先判之條數彌不可相背之、若於違犯者、隨科之輕重、可沙汰之、猶載下知狀者也、

御朱印

寛文五年七月十一日

『武家嚴制録』卷九 九七 諸宗御條目

一 諸宗御條目

〔寛文五年七月十一日〕

條々

- 一 僧侶之衣鉢應其分際可着之并佛事
- 一 作善之儀式檀那雖望之相應輕可仕事
- 一 檀方建立由緒有之寺院住職之儀者為其
- 一 檀那斗之條從本寺遂相談可任其意事
- 一 以金銀不可致後住之契約事
- 一 借在家構佛壇不可求利用事
- 一 他人者勿論親類之好雖有之寺院坊舍女人不可抱置之但有來妻帶者可為各別事
- 一 右條々可相守之若於違犯八隨科之
- 一 輕重可有御沙汰之旨依
- 一 仰執達如件

寛文五年七月十一日

大和守
美濃守
豊後守
雅楽頭

〔四ウ〕

〔五オ〕

〔五ウ〕

〔六オ〕

定 「未定、令條第一三五號に同じ、但し第八條「于」、第九條

第一行「者」、日附の前行「御朱印」なし」

『御當家令條』卷十二 一三六 諸國寺院下知狀

條々

- 一 僧侶之衣體應其分限可着之、并佛事作善之儀式、檀那雖望之、相應輕可仕事、
- 一 檀方建立由緒有之寺院住職之儀者、為其檀那計之條、從本寺遂相談、可任其意事、
- 一 以金銀不可致後住之契約事、
- 一 借在家、構佛壇、不可求利用事、
- 一 他人者勿論、親類之好雖有之、女人寺中不可拘置之、惣而夜中寺院坊舍婦女不可留置之、但有來妻帶者可為各別事、
- 一 右條々、可相守之、若於違犯者、隨科・輕重、可有御沙汰之旨、依 仰執達如件、

寛文五年七月十一日

大和守
美濃守
豊後守
雅楽頭

『武家嚴制録』卷九 九八 同御下知條々

一 同御下知條々

〔寛文五年七月十一日〕

覺

- 一 梁行京間三間を限へし但桁行者
- 一 心次第たるへし
- 一 佛壇つの屋京間三間四方を限るへし
- 一 四方しころひさし京間壹間半を限るへし
- 一 小棟作たるへし
- 一 ひち木作より上の結構無用たるへし
- 一 右社方堂舎客殿方丈庫裏其外
- 一 何にても此定より梁間廣作遍からず
- 一 但御門跡方丈者由緒有之寺廣ク作へき
- 一 子細於有之者寺社奉行所江何之可
- 一 任差圖事

寛文十年戊二月

築地本願寺輪番

観省寺

享保三 戊戌年十二月

南林寺

浅草本願寺輪番

法順坊

〔七オ〕

〔七ウ〕

條々〔本條々、令條第一三六號に同じ、但し第一條「儀」を

「規」、第一條「持」を「職」、第五條「女人寺中」を「寺院坊
舎女人」に作る〕

五ウ六行目以下〔寛文五年七月十一日〕

大和守 老中久世大和守廣之

〔寛文三年八月十五日／延寶七年六月廿五日卒去〕

美濃守 老中稲葉美濃守正則

〔明曆三年九月廿八日／天和元年十二月八日免職〕

豊後守 老中阿部豊後守忠秋

〔寛永十二年十月廿九日／寛文六年三月廿九日免職〕

雅楽頭 老中酒井雅楽頭忠清

〔承應二年六月五日／寛文六年三月廿九日大老〕

〔嚴有院殿御實紀〕卷三十一 寛文五年七月十一日条

*該当記事なし

〔御當家令條〕卷十二 一三七 寺院屋作御定

覺

- 一 梁行京間三間を限へし、但桁行八心次第たるへし、
- 一 佛壇つのが京間三間四方を限へし、
- 一 四方しころ庇京間壹間半を限へし、
- 一 小棟作たるへし、
- 一 臂木作より上の結構無用たるへし、

定

- 一 諸宗法式不可相乱若不行儀之輩於有之者急度可及沙汰事
- 一 不存一宗法式之僧侶不可為寺院住持事
- 一 附立新義不可說奇怪之法事
- 一 本末之規式不可乱之縱雖為本寺對
- 一 末寺不可有理不尽之沙汰事
- 一 檀越之輩雖為何寺可任其意從僧侶方不可相爭事
- 一 結徒黨企鬪諍不似合事業不可仕事
- 一 背國法輩到來之節於有其届者無異儀可返之事
- 一 寺院佛閣修復之時不可及美麗事
- 一 附佛閣無懈怠掃除可申付事
- 一 寺領一切不可賣買并不可入于質物事
- 一 無由緒者於有弟子望猥不可令出家
- 一 無據子細於有之者其所之領主代官互相斷可任其意事

〔八才〕

〔八ウ〕

〔九才〕

右、堂舎客殿方丈庫裏其外何にても、此定より外に梁間ひろく作へからず、ひろく作へき子細・有之は、寺社奉行所え申伺之、可任指圖者也、
寛文八年也

申二月日

『武家嚴制録』卷三十 三二三 寺院造作之御觸覺
一 寺院造作之御觸條々

- 一 梁行京間三間を限るへし、但桁行ハ心次第たるへし、
- 一 佛壇つの屋、京間三間四方を限るへし、
- 一 四方しころ庇、京間壹間半を限るへし、
- 一 小棟作たるへし、
- 一 臂木作より上の結構無用たるへし、
- 一 右・堂舎客殿方丈庫裏其外何にても、此定より・梁間廣く作へからず、若ひろく可作子細於有之は、寺社奉行所え申伺之、可任差圖候以上、
- 二月

『嚴有院殿御實紀』卷三十六 寛文八年三月廿五日条
此日佛刹營造の制を令せらるるは、梁桁は京間三間を限るべし。但桁ゆきは心のままたるべし。佛壇角屋は京間三間四方を限り、四方の鋸庇京間一間半を限り。小棟づくりにし。臂木作を越えし美麗ある

右條々諸宗共堅可相守之此外先判之條數弥不可相背之若於違犯者隨科之輕重可沙汰之猶載下知狀者也
寛文五年七月十一日

〔九ウ〕

條々

一 僧侶之衣鉢應其分限可着之并佛事作善之規式檀那雖望之相應輕可仕事

〔二〇オ〕

一 檀方建立由緒有之寺院住職之儀者為其檀那斗之条從本寺遂相談可任其意事

一 以金銀不可致後住之契約事
一 借在家構佛檀不可求利用事
一 他人者勿論親類之好雖有之寺院坊舍女人不可抱置之但有來妻帶者可為各別事

〔二〇ウ〕

右之條々可相守之若於違犯者隨科之輕重可有御沙汰之旨依仰執達如件

寛文五年七月十一日 大和守

美濃守

豊後守

雅楽頭

〔二一オ〕

2

べからず。堂舎。客殿。方丈。庖厨。其他各所。この制をこえ。梁間をひろくつくるべからず。もしひろく作るべきゆへあらば。奉行所に伺ひ指揮に任すべしとなり。(令條記)

『嚴有院殿御實紀』卷四十 寛文十年二月

* 該当記事なし

『有徳院殿御實紀』卷七 享保三年十二月朔日、晦日条

* 該当記事なし、以下同

法順坊 浅草本願寺輪番 未詳

『御當家令條』卷十二 一三五 諸國寺院御掟

* 前掲(1に同じ)

『武家嚴制録』卷九 九七 諸宗御條目

* 前掲(1に同じ)

『御當家令條』卷十二 一三六 諸國寺院下知狀

* 前掲(1に同じ)

『武家嚴制録』卷九 九八 同御下知條々

3

享保三 戊戌年十二月 法順坊
浅草本願寺輪番

〔二ウ〕

曹洞宗 関東三箇寺

総寧寺

龍穩寺

大中寺

〔二オ〕

一 為老人二坊三坊抱置并無主坊可
為禁止事 覺

〔二ウ〕

3

〔参考〕

『台徳院殿御實紀』卷八 慶長十三年八月八日条

比叡山延暦寺の條目を下さる。山門の衆徒勤學せざる者。住坊かなふべからず。ただし山門再興の時より住山の僧。ならびに坊舎建立の者。非學といへども住山をゆるすべし。學業をつとむといへども。行状不良のやからは速に離山せしむべし。一人にて二三坊を兼住するか。又は坊を無住にする事あるべ

* 前掲(1に同じ)

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年七月十一日条

* 該当記事なし

『有徳院殿御實紀』卷七 享保三年十二月朔日、晦日条

* 該当記事なし、以下同

- 一 領知之賣買質物一切無用之事
- 一 不請本寺之儀濫住持停止之事

〔二三才〕

天下曹洞宗法度

- 一 不在三十年修行成就之人立法幢事
- 一 不在二十年修行致江湖頭事
- 一 寺中追放之惡比丘僧於諸山許容事
- 一 致江湖頭不經五年轉衣事并修行未熟之僧轉衣事
- 一 為末山背本寺之掟事

〔二三ウ〕

右天下僧錄 御條目三箇寺同意頂戴仕候内大中寺者天正十九年十一月頂戴仕候由記錄有之候其以後寛永年中大中寺十八代秀佐代諸堂尽焼之節寺領御朱印共二焼失仕寛永十九年大猷院様御書替之席而右僧錄御條目 御朱印之御書替頂戴仕罷在候

〔二四才〕

からず。住持の外坊領を競望すべからず。坊舎并に坊領賣買質券禁斷すべし。衆徒連署して黨をむすび、非議をくはだつるにおいて追放たるべしとなり。
(令條記)

『御當家令條』卷九 九九 曹洞宗諸法度

曹洞宗法度

- 一 不在三十年修行成就之僧、不可立法幢事、
 - 一 不遂廿年修行者、不可致江湖頭事、
 - 一 寺中追放之惡比丘、於諸山不可有許容事、
 - 一 致江湖頭之後、不經五年、并修行未熟之僧、不可轉衣事
 - 一 諸末寺、不可違背本寺之法度事、
 - 一 右條々、若於違背之輩・者、速可追放寺中者也
- 慶長十七年五月廿八日 御朱印
- 右御朱印、下總國關宿惣寧寺、武州越生龍穩寺、遠州大洞院、依爲關東惣録司、被下之、常州富田大中寺へは後日被下之、
- 『武家嚴制録』卷八 七五 天下曹洞宗法度
- 一 天下曹洞宗御情目
 - 一 天下曹洞宗法度〔令條第九九號參照〕
 - 一 非三十年修行成就之人、不立法幢事、
 - 一 非二十年修行、不可致江湖頭事、

曹洞宗法度

一 非三十年修行成就之人而立法幢事

〔二四ウ〕

一 不遂二十年修行致江湖頭事

一 寺中追放之惡比丘於諸山許容事

一 致江湖頭不經五年或轉法衣或修行

未熟之僧轉衣事

一 為末寺背本寺之掟事

一 右之條々若於違背之輩者速可追

放寺中者也

〔一五オ〕

慶長十七年十月朔日 御黒印

覚

一 諸末寺不可背本寺之命并語俗

權門企非法事

一 附不可奪取他寺之門徒事

一 不調本寺不可居住末寺事

慶長十八丑年五月

〔二五ウ〕

御法度之事

一 引導之場江祈禱之出家不可入手候

御国法二無御座儀二候間堅申断候違乱

申真言天台山伏於有之者雜物差添

〔二六オ〕

一 寺中追放之惡比丘僧於諸山不可許容事、

一 致江湖頭之後、不經五年、轉衣事 私人曰、此所文

一 并修行未熟之僧致轉衣事 言不足歟、

一 為末寺、背本寺々掟事、

一 右條々、若於背此旨者、可追放寺中者也

慶長十七年五月廿八日 御判

大洞院 可睡齋、遠州

龍穩寺 武州生越

總寧寺 下總關宿

大中寺 富田 是八後日被下之、

『台徳院殿御實紀』卷十九 慶長十七年五月廿八日条

曹洞宗御朱印を。遠州大洞院可睡齋。武州越生龍

穩寺。下總關宿聰寧寺。關東の惣録司たるによりて

下さる。常州富田大中寺へは重ねて賜ふ。其文に曰。

三十年修行成就の僧にあらずして。法幢を立てべから

ず。二十年の修行を遂ざる僧を江湖の頭にすべから

ず。寺中追却の惡比丘を。諸山に於て許容すべから

ず。江湖の後五年をへず轉衣すべからず。并修行未

熟の僧轉衣すべからず。末山の徒本寺の法令に背く

べからず。此旨違背の者あらんには。寺中放逐すべ

しとなり。(國師日記)

奉行所江以使僧可被仰上候

午霜月廿二日 全阿弥判

進上

龍穩寺

侍者御中

〔二六ウ〕

一 伏啓去年於江城玉龍坊山本坊江
申断候祭導之儀有間敷候事其地
真言天台又者山伏江急度被仰越可及
御断候為其一筆進之候恐惶敬白

申二月五日 全阿弥判

進上

龍穩寺

侍者御中

〔二七オ〕

右全阿弥両通之御書面者本書ハ不
相見候得共右之写并書留有之候

永平寺諸法度

一 遂二十年之修行致江湖頭經五年僧有

轉衣之望者以嗣法師之推挙状致

登山可申理從當寺就傳 奏申降

綸旨以其上出世轉衣可有披露附非

三十年修行了畢者不可立法幢事

〔二七ウ〕

『御當家令條』卷九 九九 曹洞宗諸法度

* 前掲(3に同じ)

『武家嚴制録』卷八 七五 天下曹洞宗法度

* 前掲(3に同じ)

〔参考〕

『台徳院殿御實紀』卷十九 慶長十七年十月朔日条
駿城にては五山の僧徒拜謁し奉る。(國師日記)

〔参考〕

『台徳院殿御實紀』卷廿二 慶長十八年五月廿一日条

又關東新義真言宗に成下さるる條目には。住山勤
學の所化二十年に滿ずして法幢を執べからず。入室
の後關座の徒あらんには。永く擯斥すべし。坐班は
勤學階牘の次第に任すべし。住山を遂ずして香衣を
着すべからず。諸末寺の徒本寺の令を違犯すべから
ず。權門俗縁をかたらひ非法を企べからず。他寺の
門徒を奪取べからず。本寺にうたへずして末寺に住
居すべからずとなり。(國師日記)

全阿弥 未詳

『御當家令條』卷九 一〇〇 越前永平寺諸法度

永平寺諸法度

- 一 出世之戒臘八可為綸旨日付次第事
- 一 到紫衣之當寺總持寺為當住仁者經
- 一 奏問 勅許之時可有着用兩寺之外一切不可着用於退院者可脫紫衣事
- 一 開山忌越前一國之諸末寺不殘可出仕
- 一 但遠國者可為志趣次第事
- 一 日本曹洞下之末派如先規可守當寺之家訓事
- 一 右近年法度相亂往々紫衣黃衣着用之僧滿巷衢違佛制受人嘲法道陵夷無念於此且為佛法紹隆且為宗門繁榮相定訖若於違背之僧徒有之者可處配流者也仍如件
- 一 元和元乙卯年七月日 御朱印
- 一 上様諸宗之本寺江被 仰出事
- 一 御城下御鷹場大小寺院不相應之住持不可置殊閑東遠國迄
- 一 御朱印所其外為一山於寺院其寺相應之住持可申附事
- 一 相定後住候時其小本寺閑東三箇寺能々令僉議相應之僧可申付事
- 一 先師當住之弟子同斷檀那之由身以蟲虱不似合長老無修行之僧徒堅不可置

〔一九才〕

〔一八ウ〕

- 一 遂廿年之修行、致江湖頭、經五年僧、有轉衣之望者、以嗣法師之推挙状、致登山、可申理、從當寺就傳奏、申降綸旨、以其上出世轉衣可有披露、出世之戒膺者、可為綸旨日付次第事、
- 一 非三十年修行了畢者、不可立法幢事、
- 一 至紫衣者、當寺總持寺為當住仁者經 奏問、勅許之時可有着用、兩寺之外一切不可着用、於退院者、可脫紫衣事、
- 一 開山忌、越前一國之諸末寺不殘可出仕、但遠國者可為志趣次第事、
- 一 日本曹洞下之末流、如先規可守當寺之家訓事、
- 一 右、近年法度相亂、往々紫衣黃衣着用之僧滿巷衢、違于佛制、受人嘲、法道陵夷無甚於此、且為佛法紹隆且為宗門繁榮相定畢、若於違背之僧徒有之者、可處配流者也、仍如件、
- 一 元和元乙卯年七月日

『武家嚴制録』卷七 六一 永平寺御條目

〔元和元年七月日〕

永平寺諸法度

〔本法度、令條第一〇〇号に同じ、但し第五條「守」を「為」に作り、第一條第三行「為」の下に「事」ありて、「出世云々」なく、次行に「附非三十年修業了畢者、不可立法幢事」あり、第二條を「一出世之戒膺者可為綸旨日付次第事」に作り、日附「元和元」の下に

若其寺院不相應之住持有之候世間於申觸者三箇寺江曲事可申付事

〔二九ウ〕

二十年之修行之内或者持寺或者外典余有之致学宗旨未熟之僧任年來

於首頂者堅法度被 仰付事若違背

之者於有之者三箇寺奉行所江可申達旨

被 仰渡者也

右之段當八月十九日於寺社御奉行所

〔三〇オ〕

三箇寺令承引之条自今以後定児孫候之時窺其小本寺三箇寺江遂披露

堅應鈞命可守其旨者也

寛永十九 壬午年八月十九日

〔三〇ウ〕

覺

年頭并御祝儀等之節關東中此書立

十ヶ國寺社之輩前々より参來候得共

寺社領式拾石以下者自今以後不及参府

縦式拾石以上たりといふ共此跡も不参輩ハ

可為無用但子細有之者寺社奉行所江

申伺之可有参上事

〔三二オ〕

寺社領式拾石以下又ハ領地無之候共由緒

〔年〕あり

〔参考〕

『台徳院殿御實紀』卷三十九 元和元年七月十三日条

越前國永平寺。能登國總持寺の僧等。曹洞派に御

印書賜はらん事を請たてまつる。(駿府記)

『台徳院殿御實紀』卷三十九 元和元年七月廿四日条

此日五山十刹并大徳。妙心。永平。總持寺。古新

義の眞言。淨土宗の僧等へ法規を下さる。金地院崇

傳これをつたふ。(中略)越前國永平寺の法規にいふ。

二十年の修行をとげ。江湖の頭となり。五年をふる

の僧轉衣の望あらんには。嗣法師の推擧状を以て登

山し申出る時。當寺より傳奏につき論旨を申下し。

其上を以て出世轉衣披露有べし。出世の戒臘は論旨

日付次第たるべし。三十年の修行了畢にあらずして。

法幢を立べからず。紫衣に至ては當寺并總持寺の現

任奏問をへ。勅許の時これを着すべし。兩寺の外一

切着すべからず。當寺退去に於ては紫衣を脱すべし。

開山忌には越前一國の末寺悉く出會すべし。遠國に

於ては志にまかすべし。日本曹洞の末流先規の如く。

當寺の訓戒を守るべし。近年法度廢亂し。実だりに

紫衣。黄衣の僧街衢に充滿す。これ佛制に違ひ世人

の嘲をうく。佛道の陵夷これより甚敷はなし。今度

有之而例年參府候ハて不叶分者寺社奉行江
相伺之可受其差圖縦只今迄毎年參來
候共由緒無之寺社之輩者或二年或三年
一度宛ハ參上可然事

慶安五年正月七日

〔二二ウ〕

武蔵 相模 伊豆 上野 下野
下総 上総 安房 常陸 甲斐

覺

一 從遠國年頭并御祝儀等之節寺社之輩

前々より參來候共寺社領五十石以下者

自今以後不及參府候縦五拾石以上たりと

いへとも此跡々不參來輩ハ可為無用

但子細有之者寺社奉行所江申伺之

可有參上事

寺社領五拾石以下又者領地無之候とも

由緒有之而例年參府候ハて不叶分者

寺社奉行所江相伺之可請其差圖縦只今迄

毎年參來候といふとも由緒無之寺社之

輩者或二年或三年一度宛者參上

可然候事

慶安五年正月七日

〔二二ウ〕

佛法紹隆。宗門繁榮のためかく令せらる。この令違
犯の僧等は。配流せらるべしとなり。(駿府記、令條記)

『大猷院殿御實紀』卷五十一 寛永十九年八月十九日条

* 該当記事なし

〔参考〕

『嚴有院殿御實紀』卷三 慶安五年正月六日条

白木書院にて出家。社人の拜賀あり。(中略) 獨

禮の出家等拜し。次に遠國の寺社人拜し奉り奥に入

給ふ。(承應年中行事、公儀日記、尾張記)

『嚴有院殿御實紀』卷三 慶安五年正月七日条

* 該当記事なし

『嚴有院殿御實紀』卷十五 明曆四年正月く六月

『嚴有院殿御實紀』卷十六 萬治元年七月く十二月

* 該当記事なし

二五才二行目以下(万治四年三月廿日)

美濃守 老中稻葉美濃守正則(前掲)

豊後守 老中阿部豊後守忠秋(前掲)

伊豆守 老中松平伊豆守信綱

(寛永十二年十月廿九日/寛文二年三月十六日卒)

新寺御法度條目

- 一 門前并寺領之内向後新寺不可有建立事
- 一 去西年大火事以後新寺立候所者
- 一 今年々來春迄之内可有破却事

附由緒有之候者奉行所江申斷可請差圖事

〔三三才〕

- 一 先年新寺建立不可仕旨被 仰出有之候
- 一 其後立候寺々之住僧惡事仕候者寺共二
- 一 破却可被 仰付事

〔三三才〕

- 一 寺社方境内門前之茶屋遊所抱置所
- 一 数多有之候不作法之至候間向後堅可申付事
- 一 門前并寺領之内請人無之又者不屈成者
- 一 家不可借置事
- 一 万治元戊戌年

〔三四才〕

- 一 參河遠江駿河此三ヶ国曹洞宗并伊豆国
- 一 修禪寺之門派可睡齋如前々可為僧録
- 一 之旨被 仰出候可被得其意者也
- 一 仍如件

〔三四才〕

雅樂頭 老中酒井雅樂頭忠清(前掲)

『嚴有院殿御實紀』卷二十一 萬治四年三月廿日条

この日遠州可睡齋嶺育。駿遠曹洞宗并に豆州修善寺派の僧録たるべしと命ぜらる。(日記)

『御當家令條』卷五 五五 寺社繼目御朱印頂戴御觸覺

覺

- 一 御當家御三代之御朱印所持之寺社之輩者勿、御兩代之御朱印頂戴・之分迄、不依寺領之高下、繼目御朱印可被下事
- 一 御一代之御朱印頂戴之寺社領者、先五拾石以上之分御朱印可被下事、

寺社領無之、境内許「計」之御朱印雖有之、於一宗之本寺者、繼目御朱印可被下事

右之通、被仰出候間、面々領分有之寺社之輩、今年六月中江戸江、先御代之御朱印持參仕候様可被相觸候、此紙面之外者、重而・可爲御沙汰之間、不及參府旨、堅可被申渡者也

寛文五・年巳三月朔日

『武家嚴制録』卷三十 三三三 寺社領御朱印被下候

時御觸

- 一 寺社領御朱印被下候時御觸

万治四丑年

三月廿日

美濃守
豊後守
伊豆守
雅樂頭

総寧寺
龍穩寺
大中寺

〔二五才〕

覺

一 當御三代之 御朱印又 御當代之
御朱印頂戴候寺社之分神領寺領之

〔二五ウ〕

不寄多少事

一 御一代之 御朱印頂戴之分八五拾石
以上之事

一 寺社無之境内斗之 御朱印頂戴
候共一宗本寺斗之事

今度寺社方江 御朱印可被成下之旨被
仰出候条右之書付之通

〔二六才〕

御朱印被致所持當夏六月中江戸江可有
參府候此外者重而可相觸候間其節可為
參向者也

覺

一 御當家御三代之御朱印所持之寺社之輩は勿論、御兩代
之御朱印頂戴・之分は、不依寺社領之高下、繼目之御
朱印可被下候事

一 御一代之御朱印頂戴之寺社は、先五拾石以上之分御朱
印可被下之事、

一 寺社領無之、境内計之御朱印雖有之候・、於一宗之本
寺は、御朱印可被下候事、

右之通被 仰出候間、面々領分之寺社之輩、今年六月
中江戸へ、先御代々 御朱印持參仕候様に被相觸候、

紙面之外は重て可爲御沙汰之間、不及參府之旨、堅可
被申渡者也、

寛文五年三月朔日

『嚴有院殿御實紀』卷三十 寛文五年三月朔日条

けふ令せらるるは。 當家三代の間相つづきて

領地の御朱印たまはりし寺社はさらにいはず。

二代の御朱印たまはりしも。其高下によらず。御續
緒の御朱印改めたまはるべし。 一代のみ賜りし

は。五十石以上たまはるべし。所領なく。境内のみ
の御朱印賜はりしも。一宗の本寺たらばこれも賜は

るべし。かく令せらるれば。各國寺社の輩。 歴
朝の御朱印携て。ことし六月府に出べし。此外は重

て沙汰あるべしとなり。(日記、大成記)

寛文五巳年三月

定

諸宗法式不可相乱若不行義之輩
於有之者急度可及沙汰事

不存一宗之法式之僧不可為寺院住持事

附立新儀不可說奇怪之法事

本末之規式不可乱之縱雖為本寺對

末寺不可有理不尽之沙汰事

檀越之輩雖為何寺可任其心從僧

侶方不可相爭事

結徒黨企鬪諍不似合事業不可

仕事

背國法輩到来之節於有其届者

無異儀可返之事

寺院佛閣修復之時不可及美麗事

附佛閣無懈怠掃除可申付事

寺領一切不可賣買之并不可入于

質物事

無由緒者雖有弟子之望猥不可令出家

若無據子細於有之者其所々領主代官江

相断可任其意事

〔二六ウ〕

〔二七オ〕

『御當家令條』卷十二 一三六 諸國寺院下知狀

* 前掲(1に同じ)

『武家嚴制録』卷九 九八 同御下知條々

* 前掲(1に同じ)

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年七月十一日条

* 該当記事なし

『御當家令條』卷十二 一三七 寺院屋作御定

* 前掲(1に同じ)

『武家嚴制録』卷三十 三二三 寺院造作之御觸覺

* 前掲(1に同じ)

『嚴有院殿御實紀』卷三十六 寛文八年三月廿五日条

* 前掲(1に同じ)

太 摂津守 寺社奉行太田摂津守資次

(延寶四年七月廿六日/延寶六年六月十九日大坂城代)

板 石見守 寺社奉行板倉石見守重種

(延寶五年六月廿一日/延寶八年九月廿一日老中)

小 山城守 寺社奉行小笠原山城守長矩

(寛文六年六月十九日/延寶六年二月六日辞職)

『嚴有院殿御實紀』卷五十五 延寶五年十一月十八日

* 該当記事なし

右條々諸宗共可堅守之此外先判之條數
彌不可相背之若於違犯ハ隨科之輕重
可沙汰之猶載下知狀者也

寛文五年七月十一日

〔二八才〕

條々

一 僧侶之衣鉢應其分際可着之并佛事

〔二八九〕

作善之儀式檀那雖望之相應輕可仕事

一 檀方建立由緒有之寺院住職之儀者為其

一 檀那斗之条從本寺遂相談可任其意事

一 以金銀不可致後住之契約事

一 借在家構佛檀不可求利用事

一 他人者勿論親類之好雖有之寺院坊舍

一 女人不可抱置之但有來妻帶者

〔二九才〕

一 可為各別事

右條々可相守之若於違犯ハ隨科之輕重

可有御沙汰之旨依 仰執達如件

寛文五年己七月十一日

大和守

美濃守

豊後守

雅楽頭

〔二九ウ〕

『御當家令條』卷十二 一四〇 諷經納經覺

巖有院様墓御之節

諷經納經覺

一 御當地遠國共、獨禮相勤候寺院可致納經事

一 關八州二而も、高五拾石以上、御朱印地之寺院、可致

納經事、一 遠國は一宗之大本寺迄可致納經事、

一 淨土宗は増上寺え可致納經事、

右之外古跡は各別、由緒有之寺院、吟味之上可指加候、

無斷罷出間敷者也、

・ 申年五月・日

『常憲院殿御實紀』卷一 延寶八年五月廿三日条

一 けふ令せられしは。府内近國共特拜の寺院は納經

すべし。關八州にては五十石以上朱印給はりし寺院

これに同じ。遠國は一宗の本寺のみ納むべし。諸宗

は東叡山。淨宗は三縁山に納むべし。その他古蹟又

は由緒ある寺院は。査檢のうへ加へらるべし。みだ

りに出べからずとなり。(天享東鑑)

〔参考〕

『御當家令條』卷十八 二二七 切支丹奉行衆被申渡覺

青木遠江守宅え諸留守居招之申渡覺

覺

一 梁行京間三間を限るへし但桁行者
心次第たるへし

佛檀つの屋京間三間四方を限るへし

四方しころひさし京間老間半を限るへし

一 小棟作たるへし

一 ひち木作より上の結構無用たるへし

右堂舎客殿方丈庫裏其外何二而茂

此定より梁間廣作へからず若廣可作之

子細於有之ハ寺社奉行所江申伺之可任差圖候

以上

寛文八年申二月

〔三〇才〕

覺

一 総寧寺龍穩寺大中寺ハ為僧録之間

不立我意三箇寺令和融諸事遂吟味

無依怙鬘肩可有其沙汰若不及了箇儀者

奉行所江申達相談之上可受差圖事

一 三箇寺致月替當番之方二而寄合仕訴狀之

裏判或者召状觸状或者萬證文等當

番之輩可為先別但輕儀者月番

一 判可仕候不依何事落着之儀ハ三箇寺

立會當番之方二可書留事

〔三一才〕

一 御用之儀於奉行所三箇寺江令内談未申出

切支丹宗門改之儀、前々は隔年に證文被差上候え
共、當年よりハ毎年四月より十一月迄之内、宗門改之
證文可指出候、彌入念改可被申之旨、御老中被仰渡之
由申渡之、

延寶九年酉二月廿九日

『常憲院殿御實紀』卷三 延寶九酉年正月く三月

* 該当記事なし

『武家嚴制録』卷三十五 三八三 寺社方御朱印就被下

之御觸

一 寺社方御朱印就被下之御觸

覺

一 御當家御代々・御朱印所持之寺社之輩は勿論、御一

代之 御朱印於令所持は、不依寺社領之多少、又ハ境

内計之雖為 御朱印、此度 御朱印可被下之旨被 仰

出候條、面々領分并支配所二在之寺社之輩、御先代

之 御朱印に写を差添、今年七月より八月迄之内、江

戸え持参いたし、土屋相模守、本多淡路守所え相達候

様二可被相觸・候以上、

六月日

三四ウ五・六行目(貞享元年七月七日)

土屋相模守 奏者番土屋相模守政直

以前一切他言仕間敷候依其品一人江相達儀
有之者残二箇寺江不可洩之事

一 從 公儀住職被 仰付寺之後住御吟味之時者

三箇寺存寄之通互申出之遂評議随多分

相應之僧可書上之勿論三箇寺相斗 [三一ウ]

申付住職も僉儀之上可定之事

一 於諸本寺末寺之僧仕置申付之処彼僧

輕之三ヶ寺江訴之族有之ハ其本寺江委細

相尋裁許之趣理至極之儀ハ不可取上之若

本寺非道有之候者急度奉行所・相達僉義

之上可有落着事

附三ヶ寺在寺之時者捨泉寺青松寺 [三一オ]

泉岳寺諸事申置差當用事者可

調之事

右之條々堅相守三箇寺令一同可相計之者也

延寶五己年十一月十八日

太 摂津守

板 石見守

小 山城守 [三一ウ]

諷經納經覺

一 御當地遠國共二独禮相勤候寺院納經可

致事

(延宝七年九月十三日/貞享元年七月十日大坂城代)
本多淡路守 寺社奉行本多淡路守忠周
(天和三年二月二日/貞享四年五月十四日召放・閉門)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年七月七日条

*該当記事なし

【参考】

『御當家令條』卷三 二七 諸大名領知御判物被下節覺

覺

一 壹万石以上之面々え、領知之 御朱印被下候付て、土

屋相模守、本多淡路守奉行被 仰付候事、

一 御代々之御朱印所持之面々ハ、御朱印に寫を相添、右

兩人 御朱印拜見之上寫を可被相渡之、勿論國郡鄉村

高辻注帳面、可被差出之、又 御朱印無之衆は、國郡鄉

村領知之高委細書注、兩人え可被相渡事、

一 御朱印之外御加増拜領之、或 御朱印有之て、所替ル

面々、或 御朱印高之内領知分ル面々、其趣具書注

之、兩人え可被差出事、

右之外可被相何儀は、兩奉行え可被承之者也、

貞享元年也子三月廿三日

【参考】

一 關八州二而者高五拾石以上之

御朱印地之寺院可致納經事

一 遠國者一宗之大本寺迄可致納經事

一 諸宗者東叡山江可致納經事

〔三三才〕

一 淨土宗者増上寺江可致納經事

一 右之外古跡各別由緒有之寺院吟味之上

可差加哉無斷罷出間敷事

延寶八申年五月廿一日

覺

一 御代替二付宗門御改之儀前々之通入念可相改

〔三三ウ〕

之旨於御列座御口上二而被仰渡候

覺

一 御當家 御代々之御朱印所持之寺社

之輩ハ勿論 御一代之 御朱印於

令所持者不依寺社領之多少又ハ境内

斗之雖為 御朱印此度 御朱印

可被下之旨被 仰出候条面々領分并

支配所二有之寺社之輩 御先代之

御朱印写を差添今年七月より

八月迄之内江戸江致持參土屋相模守

本多淡路守所江相達候様・可被相觸之候

〔三四才〕

『常憲院殿御實紀』卷九 貞享元年三月廿三日條

けふ令せられしは。万石以上のともがら。領地の

御朱印賜ふにより。奏者番土屋相模守政直。本多淡

路守忠周にこのことを奉行せしめらる。歴世の御朱

印所蔵の輩は。本紙に新寫一通を添て。この兩人に

御朱印拜覽せしめ。その上寫一通をば呈しをくべし。

勿論國郡鄉村高辻の簿籍呈すべし。御朱印所蔵せざ

る輩は。國郡鄉村領地高つばらにしるし。兩人へ出

すべし。御朱印の外益封せられしか。あるは御朱印

ありても領地轉換するか。あるは御朱印高の中にて

分地せし輩は。その旨委細しるして。兩人へ出すべ

しとなり。(令條記)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年六月七日條

こたび寺社領の御朱印あらためたまはるによて。

令せらるるは。當家歴朝の御朱印所蔵の寺社はい

ふ迄もなし。一代の御朱印収貯せるも。領地の多寡

を論ぜず。境内かぎりの御朱印までも。子たび改め

下さるべければ。本紙に寫をそへて。此七八月の間

府に持參し。土屋相模守政直。本多淡路守忠周に出

すべしとなり。(日記)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年七月十日條

奏者番土屋相模守政直大坂城代命ぜられ。二万石

益封ありて六万五千石になさる。(日記)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年七月十八日條

以上

貞享元年七月七日 本多淡路守

〔三四ウ〕

口上之覚

諸國之寺院參府之上為届參候節

觸頭二而とくと様子被承届其上二而手紙

相添 御朱印改之両奉行江可被

差出候一宗一派之於為本寺者觸頭之内

老人同道候而可被參候右副手紙兩奉行江

別紙二認不及差越連名二認可被相越候

手紙名付等之儀平生之可為副手紙

之通事

御朱印御制札等之写并口上書式通ツ、

相認兩奉行江沓道宛可被差出候事

所持之 御朱印焼失紛失之面々

今度可令參府候間觸頭二叩吟味之上

口上書いたさせ可被差出候事

右

貞享元年被 仰出候御書添之趣

〔三五ウ〕

覚

一 先年茂寺院坊舎に女人不可抱置之旨

〔三六オ〕

奏者番牧野因幡守富成御朱印改の事仰付らる。(日記)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年十一月十三日條

黒木書院に出給ひ。万石以上の輩に。封地の御判

物。御判物。御朱印を給ふ。(下略) (日記)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年十一月廿一日條

黒木書院に出給ひ。又万石以上の輩に。封地の御

判物。御朱印を下さる。(下略) (日記、憲廟實録)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元年十一月廿六日條

御判物御朱印の事沙汰せし輩裏行はる。奏者番牧

野因幡守富成は備前近景の御刀。同僚にて寺社奉行

兼る本多淡路守忠周は備前重光の御刀。儒役林春常

信篤。人見友元宜卿は銀十枚。時服一襲づつ給ふ。右

筆等にも。金。時服給ふ。(日記)

『常憲院殿御實紀』卷十八 貞享五年八月廿二日條

浅草龍寶寺・閉門し。弟子三人斬に處せらる。こ

れは邪淫戒を破りし聞えあるに由てなり。(日記)

『常憲院殿御實紀』卷三十三 元禄九年六月

* 該当記事なし

『武家嚴制録』卷七 六六 永平寺總持寺願二付被仰

出條々

一 永平寺總持寺依願被 仰出條々

雖被 仰渡頃日端之猥二相聞江候条自今以後弥先 御條目之通於寺院坊舎諸親類ハ不及申其母姉妹たりといふ其堅不可差置之旨今度又被 仰渡候之間此旨急度可被相守候者也

貞享五辰年八月

〔三六ウ〕

三 寺社御奉行衆御列座御口上二而被 仰渡候覺

公儀二而御仕置被為 仰付候親類出家或又脱衣追放等御赦免以後二而も向後御朱印地 御目見仕候寺院江住職并御講談拜聞等可有遠慮候尤官位上選之節も遂吟味可申事

〔三七オ〕

一 今右之詔有之僧住院仕候者其子細書付可差上事若拜聞願之僧者觸頭江相届可申事

一 拜聞茂可致程之寺院其一族逢罪科其身ハ出家故御赦免之者も又ハ 其身以前罪科有之候得共只今器量故住職仕候者有之候者以書付可申上事

〔三七ウ〕

元禄九子年六月

定

定

一 嗣法了畢之僧・經廿五年之膺而、有轉衣之望者、愈守御條目之旨、以嗣法師之推挙状可致登山、若有嗣法師・故障者、或本寺或僧録遂吟味、可令添状事、師資面授一師印證者、爲道元禪師之家訓、自今以後何之寺院え雖令移住、最初傳授之三物一生全可帶之、師資相承之外以他人附法停止之事、

一 傳法之僧入院之節者、其寺院之嗣書除之、血脉大事可重授之、移轉之砌者、可附屬・後住、當住令遷化者、其寺之隱居又ハ於本寺同門可授受・事、

一 右條々、永平寺總持寺就願被 仰出之、向後一宗之僧侶堅可相守此旨、若違犯之輩於有之者、可爲曲事者也、元禄十六年八月七日

『常憲院殿御實紀』卷四十八 元禄十六年八月十日条

禪宗洞家嗣法の事。元祖道元禪師の正法眼藏の本意の旨をもて相傳せん事を。越前國永平寺石牛。能登國惣持寺央山こひ出るにより條約を下さる。其文にいはいはく。嗣法了畢の僧徒。廿五年の臘をへて轉衣の望あらば。いよいよ條約の旨を守り。嗣法師の推挙状をもて登山すべし。もし嗣法師故障あらば。あるは本山あるは僧録査檢し添状すべし。師資面授一師印證は道元禪師家訓たり。今より後何れの寺院に移住せしむといふとも。前授の三物。生涯またく是

一 嗣法了畢之僧徒經廿五年臘而有

轉衣之望者弥守 御條目之旨以嗣

法師之推挙状可致登山若嗣法師

有故障者或本寺或僧祿^註遂吟味可

添状事

一 師資面授一師印證ハ為道元禪師之

家訓自今以後何之寺院江雖令移住

最初傳授之三物一生全可帶之師資

相承之外以他人附法停止之事

傳法之僧入院之節者其寺院之嗣書

除之血脉大事可重授之移轉之砌者

可附屬其後住令遷化ハ其寺之隱居

又者於本寺同門可授受之事

右條々永平寺惣持寺就願被 仰出之

向後一宗之僧侶堅可相守此旨若違犯之

輩於有之ハ可為曲事者也

元禄 十六年八月

本彈正

阿飛驒

永伊賀

丹後

但馬

佐渡

相模

豊後

〔三八〇〕

〔三八ウ〕

〔三九オ〕

〔三九ウ〕

を帶ぶべし。師資相承のほか。他人もて附法すべからず。傳法の僧入院のときは。其寺院の嗣書を除き血脉を授くべし。移轉のときは後住に附屬すべし。住僧遷化せば。前住あるは本山同門にをいて授受すべし。此條。永平寺石牛。惣持寺央山願により仰出されたれば。一宗の僧侶かたく守るべし。もし違犯のものあらば。曲事たるべしとなり。(日記)

本彈正 寺社奉行本多彈正少弼忠晴

(元禄十五年六月廿一日/正徳三年閏五月七日辭職)

阿飛驒 奏者番兼寺社奉行阿部飛驒守正喬

(元禄十二年九月廿八日/寶永元年十月廿九日免職)

永伊賀 奏者番兼寺社奉行永井伊賀守直敬

(元禄七年十一月十五日/寶永元年十月一日若年寄)

丹後 稻葉丹後守正往

(元禄十四年正月十一日/寶永四年八月二日辭職)

但馬 秋元但馬守喬知

(元禄十二年十月六日/正徳四年八月十四日卒去)

佐渡 小笠原佐渡守長重

(元禄十年四月十九日/寶永七年五月十八日辭職)

相模 土屋相模守政直

(貞享四年十月十三日/享保三年三月三日免職)

豊後 阿部豊後守正武

一

寛

曹洞一宗之寺院移轉之事従本寺撰其才徳而令住職古來之式例也然頃年不達本寺任自己之了簡或雖非

〔四〇才〕

修非学貪賄賂令任職輩間有之法式紊乱宗風交廢不可勝言也吉祥寺後住之儀者直訴于奉行所捻泉寺青松寺泉岳寺八達於関東三箇寺従三箇寺告來於奉行所事舊例也自餘之

寺者達於本寺可受其指揮右因
總寧寺龍穩寺大中寺訴出如斯
裁断畢永可守此旨者也

〔四〇ウ〕

寶永七庚寅十二月十八日 森出羽印

本彈正印

鳥伊賀印

安右京印

寛

御朱印御改付従諸方願之趣・及言上候今度之儀者 御代を継れ候によりて可被成下之 御朱印たるの間一切に御代之先規之旨に任せられ

〔四一才〕

(天和元年三月廿六日／寶永元年九月十七日卒去)

『文昭院殿御實紀』卷八 寶永七年十二月十八日條

*該当記事なし

森出羽 寺社奉行森川出羽守俊胤

(寶永七年九月廿一日／正徳四年九月六日若年寄)

本彈正 寺社奉行本多彈正少弼忠晴

(元禄十五年六月廿一日／正徳三年閏五月七日辭職)

鳥伊賀 寺社奉行鳥居伊賀守忠英

(寶永二年九月廿一日／正徳元年六月廿七日若年寄)

安右京 奏者番兼寺社奉行安藤右京進信友

(享保二年十月五日兼寺社奉行)

(寶永六年十一月廿三日／正徳三年三月十二日辭職)

『文昭院殿御實紀』卷十 正徳元年七月三日條

*該当記事なし

『有徳院殿御實紀』卷七 享保三年十一月

*該当記事なし

『寛文朱印留』一三九八 總寧寺領(下総国葛飾郡)

總寧寺派 百十三通

御朱印可被下御事候然上ハ新規に願之品は後日ニ至リ被 聞召届其證其例明にして先規之旨に叶ひ他の競望を生すへからざるの類は重而其御沙汰可有之由被 仰出候条此むねを以可被及返答候以上

正徳元卯年七月三日

〔四一ウ〕

曹洞宗關東三箇寺

国府臺

總寧寺

越生

龍穩寺

富田

大中寺

享保三戊戌年十一月

〔四二オ〕

〔白紙〕

〔四二ウ〕

当寺領、下総国葛飾郡市川郷国府台村百式拾八石五斗余、并寺中門前境内山林六万七千七百七拾五坪事、内式拾石者所載于天正十九年十一月日、寛永十年四月十八日両先判之旧領也、其外者為境内之替地充行之訖、全収納永不可有相違、者仏法紹隆無怠慢可勤仕者也、仍如件

寛文五年七月十一日御朱印

捲寧寺

『寛文朱印留』 一五一二 竜穩寺領(武蔵国入間郡)

竜穩寺派 五拾三通

当寺領、武蔵国高麗(入間)郡越生郷之内百石事、并寺中守護使不入、任天正十九年十一月日、寛永十年四月十八日両先判之旨、全収納永不可有相違、者仏法紹隆無懈怠可勤仕者也、仍如件

寛文五年七月十一日御朱印

竜穩寺

『寛文朱印留』 一五六五 大中寺領(下野国都賀郡)

大中寺派 拾六通

当寺領、下野国都賀郡下皆川郷之内五拾三石、山田村之内四拾七石、合百石、并寺中門前屋敷山林竹木諸役等免除守護使不入事、任寛永十九年九月十七日先判之旨、永不可有相違者、仏法紹隆無怠慢可勤仕者也、仍如

真言新義

圓福寺
真福寺
彌勒寺
根生院

〔四三才〕

真言宗諸法度

從四度加行至授職灌頂師資授法儀式并衣鉢色淺深可為如先規寺法事
事相教相督學觀心可為守用事
修法者護國利民基也仍密宗之
建立以之為肝心亦可抽口論安寧之
丹誠事

〔四三ウ〕

破戒無慙之比丘可令衆拔事

諸末寺可相守本寺之法度若有法

流中絶之儀者不求他院不尋自門濫

觸自由之企有之者寺領可有改易事

新義之僧積廿ヶ年學問分切²⁾遂

住山三ヶ年其後歸國法談可為一會

但數年住山之仁齡數廻²⁾蒼者任能化之

許可令常法談執行事

於論席徒謗能化企公事妨學業

〔四四ウ〕

件

寬文五年七月十一日御朱印

大中寺

『曹洞宗通幻派本末記』上

〔江戶幕府寺院本末帳集成』上

寺領二百石御朱印有之 下総州関宿所

内閣本第十四冊
捻寧寺

『龍穩寺本末帳』

〔江戶幕府寺院本末帳集成』上

寺領百石御朱印在之 武州越生

内閣本第十六冊
龍穩寺

『龍穩寺本末帳』

〔江戶幕府寺院本末帳集成』上

寺領百石御朱印在之 下野州富田

内閣本第十六冊
大中寺

4

『御當家令條』卷八 九一 真言宗諸法度

真言宗諸法度 醍醐寺へ披下之、

從四度加行、至授職灌頂師資授法之儀式并衣體色淺

深、可為如先規寺法事、

事相教相習學觀心、尤可為專要事、

修法者護國利民之基也、仍密宗之建立以之為肝心、彌

可抽四海安寧之丹誠事、

事甚以惡僧也速可令擯出於其張本

於紫衣者殊規模之事也無

勅許僧侶叨不可有着用事

延喜御宇贈賜野山大師處之御衣号

檜皮色或染香衣調紫衣用赤色

然間於香衣者非密宗之棟梁有

智之高僧公達ハ曾不可着之事

在國之僧近年猥申下上人号着用

香衣甚以無其謂自今以後令停止

訖但有智者之譽輩ハ各別之事

右可相守此旨若違背之僧徒於有之ハ

可處配流者也仍如件

元和元年己卯七月 御朱印

〔四五才〕

〔四五才〕

權現様御黒印写

關東新義真言宗法度

為学問住山之所化不滿廿年ハ不可執

法幢事

入学問室後闕座之輩有之者永可

〔四六才〕

破戒無慙之比丘、可令衆拔事、

諸末寺可相守本寺之法度、若有法流中絶之儀者、不求

他院、可糺自門濫觸、自由之企於有之者、可・改易寺

領事、

新儀之僧積廿ヶ年學問・功、遂住山三ヶ年、其後歸國

法談可爲一會、但數年住山之仁、於有教道器量之譽者、

任能化之許、可令常法談執行事、

於論席徒謗能化、企公事、妨學業事、甚以惡僧也、速可

令擯出於其張本事、

於紫衣者殊規模之事・無 勅許僧侶功不可有着用

事、

延喜御宇、所贈賜野山大師・之御衣、號檜皮色、或染香

衣、或調紫衣、用赤衣、然間於香衣者、非密教之棟梁有

智之高僧公達者、曾而不可着・事、

在國之僧、近年猥申下上人號、着用香衣、甚以無其謂、

自今以後、令停止訖、但有智者之譽輩者各別・事、

右、可相守此旨、若違背之僧徒於有之者、可處配流者

也、仍如件、

元和元年乙卯七月日 御朱印

『台徳院殿御實紀』卷三十九 元和元年七月廿四日條

此日五山十刹并大徳。妙心。永平。總持寺。古新

義の眞言。淨土宗の僧等へ法規を下さる。金地院崇

拔衆事

座主可為学問階騰次第付不遂住山

〔四六ウ〕

不可旨着香衣事

諸末寺僧衆不可背本寺之命結

俗縁権門企非法事

附不可奪取他寺之門徒事

不伺本寺不可居住末寺事

右堅可守此旨者也

慶長十八年五月廿一日 御黒印

〔四七オ〕

關東新義真言

諸本寺

台徳院様御朱印写

〔四七ウ〕

關東新義真言宗法度

為学問住山之所化不滿廿ヶ年而不

可執法懂事

入学室而後有闕如之輩ハ速可抜

宗門事

座牌可為学問階騰次第付不遂住山而

〔四八オ〕

不可着香衣事

傳これをつたふ。(中略)醍醐寺へ下さるる眞言法規は。四度加行より授職灌頂に至るまで。師資授法の儀并衣色浅深等。先規寺法の如たるべし。事相教相。習學觀心尤重要たるべし。修法は尤護国利民の基なり。密宗の建立是を以て簡要とす。彌四海安全の丹誠を抽づべし。破戒無慙の比丘は脱衣すべし。諸末寺は本寺の法度を遵行すべし。もし法儀中絶の事あらんには。他流に求めず自門の濫觴を糺明すべし。萬一縦恣の企をなす徒あらんには。寺領を没官せらるべし。新儀の僧廿年螢雪の功をつみ。三年住山をとげて後歸國せば。一會の法談をゆるさるべし。數年住山の僧教導の器譽あらんには。能化に任じ常法談執行せしむべし。法論の席に於て能化を誹謗し。訴訟をくはだて。學業を妨るものあらむには。速に其魁首を擯斥せしむべし。紫衣は尤法中の規模とす。勅許あらずばみだりに着用すべからず。延喜の御宇高野大師(弘法)に賜る御衣は檜皮色とす。或は香衣をそめ。ある日は紫衣をととのへ。或は赤色を用ゆ。されど香衣に於ては。密教の棟梁。有智の高僧貴族の外は着用すべからず。各國の僧近年猥りに上人號を申おろし。香衣を着するもの尤其いはれなし。今より後嚴に停禁せらる。もし有智の譽ある輩は格別たるべし。此旨違犯の僧は遠流に處せらるべしとなり。

一 諸末寺僧侶背本寺命就于俗家
權勢不可企非法事

一 不相斷本寺不可居住末寺事
附不可奪取他寺門徒事

右條々可相守此旨者也

慶長十八年六月六日 御朱印

〔四八九〕

關東新義真言宗

諸本寺中

〔四九〇〕

定

一 諸宗法式不可相乱若不行儀之輩

一 於有之者急度可及沙汰事

一 不存一宗之法式之僧侶不可為寺院

一 住持事

一 附立新義不可說奇怪之法事

一 本末之規式不可乱之縱雖為本寺對

一 末寺不可有理不尽之沙汰事

一 檀越之輩雖為何寺可任其意從僧侶

一 方不可相爭事

〔四九〇〕

『台徳院殿御實紀』卷廿二 慶長十八年五月廿一日條

この日本山當山修驗の法令を定られ。御黒印を給ふ。(中略)又關東新義真言宗に成下さるる條目には。住山勤學の所化二十年に滿ずして法幢を執べからず。入室の後闕座の徒あらんには。永く擯斥すべし。坐班は勤學階牒の次第に任すべし。住山を遂ずして香衣を着すべからず。諸末寺の徒本寺の令を違犯すべからず。權門俗縁をかたらひ非法を企べからず。他寺の門徒を奪取すべからず。本寺にうたへずして末寺に住居すべからずとなり。(國師日記)

『台徳院殿御實紀』卷廿二 慶長十八年六月六日條

この日江戸より關東新義真言宗諸本寺に御判物を下さる。其文にいふ。學問のため住山の所化。二十か年をへずして法幢を執べからず。學室に入て後闕如の輩は。速に宗門を擯斥すべし。座配は學問階牒の次第たるべし。住山をとげずして。香衣を着すべからず。諸末寺の徒本寺の命にそむき。俗縁權勢を頼み。非法を企べからず。本寺にうたへずして。末寺に住居すべからず。他寺の門徒を奪取べからずとなり。(國師日記)

『御當家令條』卷十二 一三五 諸國寺院御掟

結徒黨企鬪諍不似合事業不可

仕事

背國法輩到来之節於有其届者無

異議可返之事

寺院佛閣修復之時不可及美麗事

附佛閣無懈怠掃除可申付事

寺領一切不可賣買之并不可入于質物事

無由緒者雖有弟子之望猥不可令出家

若無據子細於有之者其所之領主代官江

相断可任其意事

右條々諸宗共可堅守之此外先判之

條数・不可相背之若於違犯者随科之

輕重可沙汰之猶載下知状者也

寛文五年七月十一日

條々

僧侶之衣鉢應其分際可着之并佛事

作善之儀式檀那雖望之相應輕可

仕事

檀方建立由緒有之寺院住職候儀ハ

為其檀那斗之条従本寺遂相談可

任其意事

〔五〇オ〕

〔五〇ウ〕

〔五一オ〕

〔五一ウ〕

*前掲(1に同じ)

寛文五年七月十一日

『御當家令條』卷十二

一三六

諸國寺院下知状

*前掲(1に同じ)

寛文五年七月十一日

『嚴有院殿御實紀』卷三十一

寛文五年七月十一日條

*該当事なし

〔参考〕

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年八月八日條

御繼統後はじめて遠國寺社領の御朱印を頒布せらる。通計神社八十一所。浮屠二百七十三寺なり。右筆久保吉右衛門正永をして法令をよみ聞しめらる。

(中略)

また法中へは。諸宗の法式混亂すべからず。もし身の行ひみだりなるやからあらば。嚴しく沙汰せらるべし。一宗の法制をわきまへざる僧は。寺院住職あるべからず。新義を立。奇怪の法を説べからず。本末の規則をみだるべからず。たとひ本寺たりとも。末寺にむかひ非理の沙汰なすべからず。檀越の輩。何寺たりともその心にまかすべし。僧侶いささか争論統べ刈らず。黨を結び争鬪をくはだて。につかはしからぬ業なすべからず。國禁をそむくもの來らば。其事告來るとき。すみやかにかへすべし。寺院佛閣。

一 以金銀不可致後住之契約事

一 借在家構佛壇不可求利用事

一 他人者勿論親類之好雖有之寺院

坊舎女人不可抱置之但有來妻帶ハ

可為各別事

右條々可相守之若於違犯者隨科・輕重

可有御沙汰之旨依

仰執達如件

寛文五年七月十一日

大和守

美濃守

豊後守

雅楽頭

〔五二〇〕

〔五二〇〕

覚

一 葬禮之時引導祭道各別之事

一 引導祭導共何方江可相頼茂可

一 為旦那次第事

引導祭道具之儀旦那思召次第可遣事

万治三庚子年九月十日

板阿波印

井河内印

〔五三〇〕

真言新義

愛宕

修理美麗になすべからず。佛閣の洒掃をこたらしむ

べからず。寺領一切うりひさぐべからず。并典質に

入べからず。由緒なきもの。徒弟たらん事を望とも。

猥に得度せしむべからず。もしさがたきゆへあら

ば。その地の領主。代官に告てその指揮に任すべし。

諸宗共にこの條件を守り。先判の條制いよいよそむ

くべからず。もし違犯せば罪の輕重にしたがひ沙汰

統べし。猶下知状に載るものなりとぞ。又老臣連署

の下知状には。僧侶の衣體は。その分際に応じ是を

着すべし。并に佛事作善の儀式。檀越のともがらこ

れをのぞむといへども。その分に応じ輕いとなむ

べし。寺院住職の事は。瓶建の縁故ある檀越よりは

からふべき事。本寺より相議してその意に任すべし。

金銀を貪て後任を定むべからず。俗家をかりて佛壇

を設け。利用を求むべからず。他人はいふまでもな

し。親戚たりとも。婦女を坊舎に寓すべからず。但

しもとより妻帶せしはこの限りにあらず。この旨か

たく守り。もし違犯せば。その輕重にしたがひ沙汰

せらるべき旨。仰により執達する所なりとぞ。(大成

令、令條記)

〔参考〕

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年八月十七日條

此日寺社の御朱印三百三十九通をたまふ。(中略)

享保三戊戌年十一月

本所

真福寺

愛宕下

圓福寺

彌勒寺

湯嶋

根生院

京妙心寺四箇寺

松源寺

海禪寺

東禪寺

麟祥院

〔五三ウ〕

從 東照権現様妙心寺江被

仰渡・御書付

僧臘轉位并佛事勤行等可為如先規

寺法之事

參禪修行就善知識三十年費綿

密工夫千七百則活頭了畢之上

遍歴諸老門普遂請益真諦（俗諦）

成就出世望之時以諸知識之連暑於

〔五四オ〕

〔五四ウ〕

かつ寺社の法令。下知状。右筆久保吉左衛門正永。大橋長左衛門重政して讀聞しめらる。（日記）

〔参考〕

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年八月廿四日條
この日寺社御朱印四百通給ふ。法令。下知状よみ聞しめらるる事十七日の如し。（日記）

〔参考〕

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年九月七日條
寺社領御朱印三百四通給ふ。（日記）

『嚴有院殿御實紀』卷二十 萬治三年九月十日條

* 該当記事なし

五三オ六・七行目（万治三年九月十日）

板阿波 寺社奉行板倉阿波守重郷

（明曆四年七月四日奏者番兼寺社奉行く寛文元年十二月十八日卒）

井河内 寺社奉行井上河内守正利

（明曆四年七月四日兼寺社奉行く寛文七年十二月廿八日辞職）

『寛文朱印留』 五一 一 江戸愛宕山社領一円福寺

（武蔵国豊島郡）

江戸愛宕山社領、武蔵国豊嶋郡王子村之内百石事、并

言上八開堂入院可許可近年猥申
降綸帖或僧臘不高或修行未熟之衆
令出世匪畜汚官寺蒙衆人之嘲者
甚違于佛制向後有其企者永可
追却其身事

〔五五才〕

新院建立之時申降綸帖塔頭披露
先規也然近年為私稱寺號院號事
自由之至也向後令停止事
常任領諸塔頭領如今度指出永可
有收納事

諸院各塔主如先規可為輪番但雖為
其門派或若輩或不器之衆可除
輪番事

〔五五ウ〕

右條々為寺法相續所相定如件
元和元年乙卯七月日

安藤右京進殿 松平出雲守殿為
上意妙心寺被 仰渡覺書

權現樣御朱印以後

台德院樣以來出家之御法度不被

仰出候間今度被 仰出候

〔五六才〕

出家之作法學問者古相替惡敷被
開召候間向後於寺中作法惡敷僧
有之者可為其住持之迷惑住持之作法
惡敷事有焉者可為其本寺之迷惑

境內山林竹木諸役等免除、任寬永十三年十一月九日先
判之旨、円福寺進止永不可有相違、者可抽国家安全之
精祈者也、仍如件

寬文五年七月十一日

御朱印

『寬文朱印留』 一〇二〇 真福寺領(下総国香取郡)

下総国匝瑳郡(香取)郡矢部(八辺)郷之内拾貳石事、任天
正十九年十一月日、元和三年四月八日、寬永十三年十
一月九日先判之旨、真福寺全收納永不可有相違者也

寬文五年七月十一日

御朱印

『寬文朱印留』 一〇七二 根生院領(武藏国豊島郡)

武藏国豊嶋郡渋谷村之内百石(雖為旧領和州今改替于此
所)事、根生院全收納永不可有相違者也、仍如件

寬文五年七月十一日

御朱印

『關東真言宗本寺末寺帳』

(『江戸幕府寺院本末帳集成』上 内閣本第四冊)

本寺醍醐松橋院家無量寿院

江戸愛宕山

一 圓 福 寺

寺領 百石

事

御朱印寺并大地名聞之住持跡式之事

近年取立若輩之弟子或俗縁無能之

弟子依相讓後ハ佛法退轉之寺ニ成候間

向後者擇器量年齡之僧可附屬若雖

年齡恰好不其仁不可付屬於付屬之

時者達于本寺然後理寺社奉行可

定住持職事雖為小寺可擇住持之

仁若於違背者可及本寺并住持之

迷惑事

寛永十九年八月十九日

〔五六ウ〕

〔五七才〕

定

諸宗法式不可乱若不行儀之輩於有之

者急度可及沙汰事

不存一宗之法式之僧侶不可為寺院

住持事

附立新義不可說奇怪之法事

本末之規式不可乱之縱雖為本寺對

末寺不可有理不尽之沙汰事

檀越之輩雖為何寺可任其意從僧侶

方不可相争事

結徒黨企鬪諍不似合事業不可

〔五八才〕

末寺

江戸

延命院

門徒十五箇寺

以上圓福寺末寺門徒分

本寺醍醐三寶院

江戸

一 彌勒寺

末寺

江戸

長福寺

門徒十八箇寺

以上彌勒寺末寺門徒分

本寺醍醐三寶院

江戸

一 真福寺

末寺

江戸

一 乘院

江戸

威徳寺

門徒十五箇寺

以上真福寺末寺門徒分

『武蔵国審議真言宗本末帳』

仕事

一 背國法輩到来之節於有其届ハ無異議可返之事

一 寺院佛閣修復之時不可及美麗事

一 附佛閣無懈怠掃除可申付事

一 寺領一切不可賣買之并不可入于質物事

一 無由緒者雖有弟子之望猥不可令出家

一 無據子細於有之者其所之領主代官江

相斷可任其意事

右條々諸宗共可堅守之此外先判之

條數弥不可相背之若於違犯者隨科

之輕重可沙汰之猶載下知狀者也

寛文五年七月十一日

條々

一 僧侶之衣鉢應其分際可着之并佛事

一 作善之儀式檀那雖望之相應輕可仕事

一 檀方建立由緒有之寺院住職之儀ハ

一 為其檀那斗之條從本寺遂相談可任

其意事

一 以金銀不可致後住之契約事

一 借在家構佛檀不可求利用事

一 他人ハ勿論親類之好雖有之寺院坊舍

〔五九ウ〕

〔五八ウ〕

(江戶幕府寺院本末帳集成)中 彰考館本第四十九冊

一 圓福寺

本寺醍醐松橋無量壽院
御朱印社領百石

末寺

地中

金剛院

同

普賢院

同

滿藏院

同所

威光院

三田寺町

寶生院

右之金剛院門徒

大久保利

二尊院

已上本末又門徒共圓福寺分

一 根生院

本寺醍醐報恩院
御朱印寺領二百石

末寺

中丸

西光院

巢鴨

明王院

同 鏡照院

同

壽圭院

淺草寺町

清光院

下谷坂本

大聖院

埼玉郡種足村

寶光院

女人不可抱置之但有來妻帶者

可為各別事

右之條々可相守之若於違犯八隨

科之輕重可有御沙汰之旨依

仰執達如件

寛文五年七月十一日

大和守

美濃守

豊後守

雅樂頭

〔六〇才〕

覺

一 梁行京間三間を限るへし

但桁行ハ心次第たるへし

佛壇（檀）つの屋京間三間四方を限るへし

四方しころ庇京間老間半を限るへし

小棟作たるへし

一 うち木作より上の結構無用たるへし

右寺社方堂舎客殿方丈庫裏其外

何にても此定々梁間廣く作へからず若

ひろく可作之子細於有之ハ寺社奉行所江

申伺之可任差函候以上

寛文八戊申年二月日

〔六〇ウ〕

四ツ谷

蓬來院

葛飾郡彦川戸利

玉藏院

以上本末共根生院分

一 彌勒寺

本寺醍醐三寶院
御朱印寺領百石

末寺

地中

法樹院

同 龍光院

同 正覺院

同 徳上院

同 正福院

同 寶珠院

谷中 觀音寺

同所 西光寺

同所 加納院

同所 觀音院

同所 明王院

同所 自性院

同所 長久院

小石川 常泉院

同所

下谷

谷中

多寶院

京妙心寺四箇寺

牛込

松源寺

浅草

海禪寺

芝

東禪寺

湯嶋

麟祥寺

享保三戊戌年十二月

〔六一ウ〕

〔白紙〕

〔六二ウ〕

〔白紙〕

5

玄性院

成就院

山谷

本郷御弓町

寶藏院

三念寺

以上本末共彌勒寺分

『御當家令條』卷九 九七 大德寺諸法度

大德寺諸法度

- 一 僧臘轉位并佛事勤行等、可爲如先規寺法・事、
 - 一 參禪修行、就善知識、三十年費綿密工夫、千七百則活頭了畢之上、遍歷諸老門、普遂請益、真諦俗諦成就、出世之時、以諸知識之連署、於致言上者、開堂入院可許
 - 一 可、近年猥申降、綸帖、或僧臘不高、或修行未熟之衆、依令出世、帝匪汚官寺、蒙衆人・嘲者、甚違于佛制、向後有其企者、永可追却其身事、
 - 一 新院建立之時、申降 綸帖、塔頭披露先規也、然近年爲私稱寺號院號事、自由之至也、向後令停止事、
 - 一 常住領諸塔頭領、今度相改、別紙録之、永可有收納事、
 - 一 諸院各塔主、如先規可爲輪番、但雖爲其門派、或若輩或不器之衆、可除輪番事、
- 右條々、爲寺法相續、所相定如件、
元和元・乙卯七月日 家康公御朱印

6

曹洞宗江戸三箇寺

総泉寺
青松寺
泉岳寺

〔六三オ〕

〔六三ウ〕

一 為老人式坊三坊抱置并無主坊可為
禁止事

一 領知之賣買質物一切無用之事

一 不請本寺之儀濫住持停止事

慶長十三戊申年八月八日

〔六四オ〕

天下曹洞宗法度

一 不在三十年修行成就之人立法幢事

一 不經二十年修行致江湖頭事

一 寺中追放之悪比丘僧於諸山許容事

一 致江湖頭不經五年轉衣事并修行

一 未熟之僧轉衣事

『武家諸法度』卷七 六〇 大徳寺御條目／妙心寺御

條目

一 大徳寺御條目

〔元和元年七月日〕

大徳寺諸法度 〔本法度、令條第九七號に同じ、但

し第一條「位」を「任」、第二條第二行「遍」を「偏」、

「請」を「諸」に作り、日附「元和六」の下に「年」あり、

日附の下「家康公」なし〕

『御當家令條』卷九 九八 妙心寺諸法度

御、文言大徳寺同前故、略之、

『台徳院殿御實紀』卷三十九 元和元年七月廿四日條

此日五山十刹并大徳。妙心。永平。總持寺。古新

義の眞言。淨土宗の僧等へ法規を下さる。金地院崇

傳これをつたふ。五山十刹の法規にいふ。(中略)

又大徳寺の法規は。僧臘轉位并佛事勤行等先規のご

とくたるべし。參禪修行善知識に就て。三十年綿密

の工夫を費し。千七百則活頭了畢の上に。遍く諸老

の門を經歷し。普く請益をとげ。眞諦俗諦成就。出

世衆望の時。諸知識の連署を以て建白するに於ては。

入院開堂を許さるべし。近年の如きは猥りに繪旨を

申下し。あるは僧臘も高からず。或は修行も未熟の

徒出世せしむるにより。ただ官寺を汚すのみにあら

一 為末山背本寺之掟事オケマ
右條々若於此旨ハ可寺中追於者也
慶長十七年五月廿八日

〔六四ウ〕

一 諸末寺不可背本寺之命并語繕
權門企非法事

〔六五オ〕

一 附不可奪取他寺之門徒事
不調本寺不可居住末寺事
慶長十八年五月廿一日

〔六五ウ〕

一 号靈佛靈地之修理不可諸国勸進事
一 末々之本寺ハ從其本寺可致仕置若
有理不尽之沙汰可為本寺之私曲事
為末山不可背本寺之掟事
元和二年十一月 日

〔六六オ〕

一 新寺御法度條目
門前并寺領之内向後新寺不可有

ず。廣く世人の嘲をうくる事。甚法制に違へり。今より後。さるひがこと企る者は。永く其身を追却すべし。新院勸建の時は綸旨を申おろして後。塔頭披露をなすをもて先規とす。しかるに近年私に寺號院號を稱する事。尤縦恣の至りとす。今より後嚴に禁斷すべし。常任領。諸塔頭領。今度進呈する所のごとく永く收納すべし。諸院各塔の主先規の如く輪番たるべし。たとひ門派たりとも。弱齡又は非器の僧は輪番せしむべからず。これ寺法相續の爲。新に令し下さるる所なりとぞ。妙心寺の法規も是に同じ。
(令條記)

五六オ三行目

安藤右京進 寺社奉行安藤右京進重長

(寛永十二年十二月十日/萬治元年九月廿九日辭職)

松平出雲守 寺社奉行松平出雲守勝隆

(寛永十二年十二月十日/萬治二年三月廿一日辭職)

『大猷院殿御實紀』卷五十一 寛永十九年八月十九日條

*該当記事なし

『御當家令條』卷十二 一三五 諸國寺院御掟

*前掲 寛文五年七月十一日

建立事

一 去西年大火事以後新寺立候所者
今年々来春迄之内二可有破却事

附由緒有之候者奉行所江申斷

可請差圖事

一 先年新寺建立不可仕旨被 仰出

有之候其以後立候寺々之住持惡事

仕候ハ、寺共破却可被 仰付事

一 寺社方境内門前之茶屋に遊女抱置処

数多有之候不作法之至候間向後堅

可申付事

一 門前并寺領之内請人無之又不屈成

ものに家不可借置事

万治元 戊戌年

定

一 諸宗法式不可相乱若不行儀之輩

於有之者急度可及沙汰事

一 不存一宗之法式僧侶不可為寺院

住持事

附立新義不可說奇怪之法事

一 本末之規式不可乱之縱雖為本寺對

末寺不可有理不尽之沙汰事

〔六六ウ〕

〔六七オ〕

『武家嚴制録』卷九 九七 諸宗御條目

*前掲 寛文五年七月十一日

『御當家令條』卷十二 一三六 諸國寺院下知状

*前掲 寛文五年七月十一日

『武家嚴制録』卷九 九八 諸宗御下知條々

*前掲 寛文五年七月十一日

六〇ウ一行目(寛文五年七月十一日)

大和守 老中久世大和守廣之

(寛文三年八月十五日/延寶七年六月廿五日卒去)

美濃守 老中稻葉美濃守正則

(明曆三年九月廿八日/天和元年十二月八日免職)

豊後守 老中阿部豊後守忠秋

(寛永十二年十月廿九日/寛文六年三月廿九日免職)

雅楽頭 老中酒井雅楽頭忠清

(承應二年六月五日/寛文六年三月廿九日大老)

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年七月十一日條

*該当記事なし

〔参考〕

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年八月八日條

一 檀越之輩雖為何寺可任其心從
僧侶方不可相爭事 [六八才]

一 結徒黨企鬪諍不似合事業不可
仕事

一 背國法輩到來之節於有其屆
者無異儀可返之事

一 寺院佛閣修復之節不可及美麗事
附佛閣無懈怠掃除可申付事

一 寺領一切不可賣買之并不可入
于質物事 [六八ウ]

一 無由緒者雖有弟子之望猥不可令
出家若無據子細於有之者其所之

一 領主代官江相断可任其意事
右之條々諸宗共二可堅守之此外先判之

一 條數弥不可相背之若於違犯ハ随科之
輕重可沙汰之猶載下知状者也 [六九才]

一 寛文五年巳七月十一日

條々

一 僧侶之衣鉢應其分際可着之并
佛事作善之儀式檀那雖望之相應二

一 輕可仕事
檀方建立由緒有之寺院住職之儀者

[六九ウ]

* 前掲(4に同じ)

『御當家令條』卷十二 一三七 寺院屋作御定

* 前掲(1に同じ)

『嚴有院殿御實紀』卷三十六 寛文八年二月

* 該当記事なし

『有德院殿御實紀』卷七 享保三年十二月

* 該当記事なし

松源寺 京妙心寺四箇寺 未詳

『寛文朱印留』一五五一 海禪寺領(武蔵国多麻郡)

武蔵国多麻郡袖保武俣尾村内拾五石事、任天正十九年

十一月日、元和三年三月十九日、寛永十三年十一月九

日先判之旨、海禪寺全收納永不可有相違者也

寛文五年七月十一日

御朱印

『禪宗濟家妙心寺派下寺院帳』卷八

(『江戸幕府寺院本末帳集成』中彰考館本『寺院本末帳』第九十三冊)

武蔵 國

在 原 郡 江 府

料

資

為其檀那斗之条從本寺遂相談可
任其意事

一 以金銀不可致後住之契約事

一 借在家構佛檀不可求利用事

一 他人ハ勿論親類之好雖有之寺院
坊舍女人不可抱置但有來妻帶ハ

可為各別事

右條々可相守之若於違犯者隨科之

輕重可有御沙汰之旨依

仰執達如件

寛文五年七月十一日

大和守

美濃守

豊後守

雅楽頭

〔七〇才〕

〔七〇ウ〕

定

一 嗣法了畢之僧徒經廿五年之臘而
有轉衣之望者弥守 御條目之旨

以嗣法師之推挙状可致登山若嗣法師

有故障者或八本寺或八僧録遂吟味可

令添状事

一 師資面授一師印證者為道元禪師之

家訓自今以後何レ之寺院江雖令移住

〔七一才〕

東 禪 寺 塔 頭

宗 心 松 興
法 源 壽 聖
院 院 院 院

江戶湯島

麟 祥 院 塔 頭

同 末 寺

江府駒込

幽 勝 菴

順 靈 汲
神 樹 清
軒 菴 軒

6

〔参考〕

『御當家令條』卷六 五九 比叡山御法度

定

一 山門衆徒不勤學道者、住坊不可叶事、但從再興住山僧

一 并坊舍建立之人一代、雖為非學、可有捨事、

一 雖勤學道、其身之行儀於不律者、速可及離山事、

一 顯密之名室、為學匠可相續事、

一 為一人二坊三坊拘置、并無住之坊可禁止事、

最初傳授之三物一生全可帶之
師資相承之外以他人法附停止事
傳法之僧入院之節者其寺院之嗣書
除之血脉大事可重授之移轉之
砌者可附属于後住當住令遷化ハ
其寺之隱居又者於本寺同門可重
授事
〔七二ウ〕

右條々永平寺惣持寺就願被
仰出之向後一宗之僧侶堅可相守此旨
若違犯之輩於有之者可為曲事者也
元録〔七二ウ〕十六癸未年八月七日 本彈正印

阿飛驒印
永伊賀印
丹後印
但馬印
佐渡印
相模印
豊後印

永平寺
惣持寺

〔七三オ〕

一 坊領其住持之外、不可有競望事、
一 坊舎并領知之賣買質券等、一切可為無用事、
一 衆徒妄結連署、以黨類於企非義者、可追放事、
右条々、堅可被相守者也、
慶長十三年戊申八月八日

〔参考〕

『武家殿制録』卷九 九二 比叡山法度

一 比叡山御條目

〔慶長十三年八月八日〕

比叡山法度 「本法度、令條第五九條に同じ、但し
第一條「事」を「也」、第三條「相續」を「相談」、日付「慶
長」を「寛永」(慶長の方正し)に作り、第一條「再興」
の下に「之砌」あり

〔参考〕

『台徳院殿御實紀』卷八 慶長十三年八月八日條

比叡山延暦寺の條目を下さる。山門の衆徒勤學せ
ざる者。住坊かなふべからず。(中略) 一人にて二
三坊を兼任するか。又は坊を無住にする事あるべか
らず。住持の外坊領を競望すべからず。坊舎并に坊
領賣買質券禁斷すべし。(下略)(令條記)

『御當家令條』卷九 九二 曹洞宗諸法度

料

〔以下、楷書〕

曹洞一宗之寺院移轉之事自本寺撰其才德而令住職古來之式例也然

頃年不達本寺仕自己之了簡或雖

非修非学貪賄賂令住職輩間有之

法式紊亂宗風襄廢不可勝言也

吉祥寺後住之義者直訴于奉行所

捲泉寺青松寺泉岳寺者達於関東

三箇寺從三箇寺告來於奉行所

事舊例也自餘之寺者達於本寺

可受其指揮右因澍寧寺龍穩寺

大中寺訴出如斯裁斷畢永可守

此旨者也

寶永七庚

寅年十二月十八日

森出羽印

木彈正印

鳥伊賀印

安右京印

〔七三ウ〕

〔七四オ〕

〔以下、行書〕

曹洞宗江戸三箇寺

橋場

〔七四ウ〕

*前掲(3に同じ)

慶長十七年五月廿八日

『武家嚴制録』卷八

七五

天下曹洞宗法度

*前掲(3に同じ)

慶長十七年五月廿八日

〔参考〕

『武家嚴制録』卷七

六五

曹洞宗御條目

一 曹洞宗御條目

曹洞宗諸法度

一 非三十年修行之僧不可立法幢事、

一 不遂二十年修行者 不可致江湖頭之事、

一 寺中追放之悪比丘・於諸山不可有許容事

一 致江湖頭不經五年轉衣事并修行未熟之僧轉衣事

一 為末寺背本寺之掟事

右條々若於此旨ハ可寺中追於「放」者也

慶長十七年五月廿八日

『台徳院殿御實紀』卷十九 慶長十七年五月廿八日條

*該當記事、前掲

〔参考〕

『台徳院殿御實紀』卷廿二慶長十八年五月廿一日條

この日(中略) 又關東新義眞言宗に成下さるる條

目には。(中略) 諸末寺の徒本寺の令を違犯すべか

享保三戊戌年十一月

貝塚 捨泉寺
芝 青松寺
泉岳寺

[白紙]

[七五才]

[白紙]

[七六才]

らず。權門俗縁をかたらひ非法を企べからず。他寺の門徒を奪取すべからず。本寺にうたへずして未寺に住居すべからずとなり。(國師日記)

『台徳院殿御實紀』卷四十四 元和二年十一月
*該当記事なし

『嚴有院殿御實紀』卷十六 万治元年七月〜閏十二月
*該当記事なし

『御當家令條』卷十二 一三五 諸國寺院御掟
*前掲(1に同じ) 寛文五年七月十一日

『武家嚴制録』卷九 九七 諸宗御條目
*前掲(1に同じ) 寛文五年七月十一日

『御當家令條』卷十二 一三六 諸國寺院下知狀
*前掲(1に同じ) 寛文五年七月十一日

『武家嚴制録』卷九 九八 諸宗御下知條々
*前掲(1に同じ) 寛文五年七月十一日

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年七月十一日條
*該当記事なし

黄檗派觸頭

瑞聖寺

海福寺

定

- 一 諸宗法式不可相乱若不行儀之輩於有之者急度可及沙汰事
- 一 不存一宗法式之僧侶不可為寺院住持事
- 一 附立新義不可說奇怪之法事
- 一 本末之規式不可乱之縱雖為本寺對末寺不可有理不尽之沙汰事
- 一 檀越之輩雖為何寺可任其心從僧侶方不可相爭事
- 一 結徒黨企鬪諍不似合事業不^不任事
- 一 背國法輩到來之節於有其屈者無異議可返之事
- 一 寺院佛閣修復之時不可及美麗事
- 一 附佛閣無懈怠掃除可申付事
- 一 寺領一切不可賣買之并不可入于質物事

〔七六ウ〕

〔七七オ〕

〔七七ウ〕

〔参考〕

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年八月八日條

* 前掲(4に同じ)

『武家嚴制録』卷七 六六 永平寺總持寺願二付被仰

出條々

* 前掲(3に同じ)

『常憲院殿御實紀』卷四十八 元禄十六年八月十日条

* 前掲(3に同じ)

七二ウ(元禄十六年八月七日)

本彈正 寺社奉行本多彈正少弼忠晴

(元禄十五年六月廿一日/正徳三年閏五月七日辭職)

阿飛驒 奏者番兼寺社奉行阿部飛驒守正喬

(元禄十二年九月廿八日/寶永元年十月廿九日免職)

永伊賀 奏者番兼寺社奉行永井伊賀守直敬

(元禄七年十一月十五日/寶永元年十月一日若年寄)

丹後 稻葉丹後守正往

(元禄十四年正月十一日/寶永四年八月二日辭職)

但馬 秋元但馬守喬知

(元禄十二年十月六日/正徳四年八月十四日卒去)

佐渡 小笠原佐渡守長重

一 無由緒者雖有弟子之望猥不可
令出家若無據子細於有之者

〔七八才〕

其所之領主代官江相斷可任其意事
右條々諸宗共可堅守之此外先判之
條數弥不可相背之若於違犯者隨
科之輕重可沙汰之猶載下知狀
者也

寛文五年七月十一日

條々

〔七八ウ〕

一 僧侶之衣鉢應其分際可着之并
佛事作善之儀式檀那雖望之
相應輕可仕事

一 檀方建立由緒有之寺院住職之
儀者為其檀那斗之条從本寺遂相談
可任其意事

〔七九才〕

一 以金銀不可致後住之契約事
一 借在家構佛檀不可求利用事
一 他人ハ勿論親類之好雖有之寺院
坊舍女人不可抱置之但有來妻
帶者可為各別事

右之條々可相守之若於違犯ハ隨
科之輕重可有御沙汰之旨依

〔七九ウ〕

相模 土屋相模守政直
(元禄十年四月十九日/寶永七年五月十八日辭職)
(貞享四年十月十三日/享保三年三月三日免職)

豐後 阿部豊後守正武

(天和元年三月廿六日/寶永元年九月十七日卒去)

『常憲院殿御實紀』卷四十八 元禄十六年八月十日條

禪宗洞家嗣法の事。元祖道元禪師の正法眼藏の本
意の旨をもて相傳せん事を。越前國永平寺石牛。能
登國惣持寺央山こひ出るにより條約を下さる。其文
にはく。嗣法師故障あらば。あるは本山あるは僧
録査檢し添狀すべし。師資面授一師印證は道元禪師
家訓たり。今より後何れの寺院に移住せしむといふ
とも。前授の三物。生涯またく是を帶ぶべし。師資
相承のほか。他人もて附法すべからず。傳法の僧入
院のときは。其寺院の嗣書を除き血脉を授くべし。
移轉のときは後住に附屬統べし。住僧遷化せば。前
住あるは本山同門にをいて授受すべし。此條。永平
寺石牛。惣持寺央山願により仰出されたれば。一宗
の僧侶かたく守るべし。もし違犯のものあらば。曲
事たるべしとなり。(日記)

七四才六行目(宝永七年十二月十八日)

森出羽 寺社奉行森川出羽守俊胤

仰執達如件

寛文五年七月十一日

大和守
美濃守
豊後守
雅楽頭

覚

一 三檀之大戒者万福寺并瑞聖寺之外不可興行事

一 得法人之外色衣不可着但四板首之分者許着木蘭一色事

附本山之大執事者許着絹紬之衣事

右二ヶ條之旨趣訴訟之通老中相談之處可然由為落着之条如紙面

可被定置事

一 日本被成下寺院 御條目之写并下知状写相渡之不可有違背事

以上

延寶三乙卯年三月四日

長門守
伊賀守
山城守

〔八〇才〕

〔八〇ウ〕

〔八一才〕

本弾正

寺社奉行本多彈正少弼忠晴

(寶永七年九月廿一日/正徳四年九月六日若年寄)
(元禄十五年六月廿一日/正徳三年閏五月七日辞職)

鳥伊賀

寺社奉行鳥居伊賀守忠英

(寶永二年九月廿一日/正徳元年六月廿七日若年寄)

安右京

奏者番兼寺社奉行安藤右京進信友

(享保二年十月五日兼寺社奉行)
(寶永六年十一月廿三日/正徳三年三月十二日辞職)

『文昭院殿御實紀』卷八

寶永七年十二月十八日條

*該当記事なし

『有徳院殿御實紀』卷五

享保二年十一月

*該当記事なし

〔参考〕

『有徳院殿御實紀』卷五 享保二年十月五日條

奏者番安藤右京亮信友に寺社奉行をかねしめ。公卿。寺社領の御判物。御朱印の事つかさどらしめらる。(日記)

『寛文朱印留』一五四八 総泉寺領(武蔵国豊島郡)

武蔵国豊嶋郡板場村総泉寺領、同所内式拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十

〔以下、楷書〕

瑞聖寺

宗門規條

黄檗門庭日以浩繁故間有亂統之輩而法弊轉多自不專究已躬下事惟趨勢利取笑傍觀因茲不得不立規條曉示各派兒孫所論件々各宜體悉

〔八一ウ〕

〔八二才〕

- 一 大法授受必須擇其見地品行爲要縱承印可不登本山秉拂提唱者不許登名位倘有實行老德不能提唱者本山許任版首以登名簿
- 一 後生晚輩未開堂者不許着紅色法衣但傳衣之人爲一寺住持者或有陸座說法或秉炬等不妨着之
- 一 得法後若還衣法者一宗擯出或本師在世參學游方他師不得附囑使負恩義或師資未相見不許附囑以違祖訓各須知之
- 一 傳法人不得賃屋住街市街耀見

〔八二ウ〕

三年十一月九日先判之旨、青松寺全收納永不可有相違者也

寛文五年七月十一日

御朱印

『寛文朱印留』一五四八 青松寺領(武蔵国豊島郡)

武蔵国豊嶋郡渋谷村之内式拾石事、任天正十九年十一月日、元和三年十一月三日、寛永十三年十一月九日先判之旨、青松寺全收納永不可有相違者也

寛文五年七月十一日

御朱印

『龍穩寺本末帳』

(『江戸幕府寺院本末帳集成』上 内閣本第十六冊)

寺領式拾石御朱印在之 江戸之内貝塚 青松寺

寺領百石御朱印在之 下野州富田 大 中 寺

屋敷計 江戸之内 泉 嶽 寺

7

『御當家令條』卷十二 一三五 諸國寺院御掟

料

資

開賣弄道法滅人信心

一 未開堂不許立四版首併各處小

菴院雖授戒法宜應寂靜不可集

衆混動

一 得法尼僧除水蘭色袈裟外不

許色衣受囑居士所着之服須

黑色莫使華麗

一 不可濫付俗士尼女又居士時雖

受囑及剃染不許將所囑混大僧

登名位大凡晚年出家者各宜謙

讓守分

以上規則共七條必須人々遵守個々

力行不特法門有幸實不負

國王大臣受囑之心也如有中間

違背者當擯逐再不許入衆切

囑々々

元祿九丙子年六月日

黄檗第六代千呆安立

〔以下、行書〕

右七ヶ條旨趣依願老中江相窺之処可為

勝手次第之由候条如前書可被定置之

者也

元祿九丙子年六月晦日

紀伊守判

〔八三才〕

〔八三才〕

〔八四才〕

〔八四才〕

* 前掲(1)に同じ)

『御當家令條』卷十二 一三六 諸國寺院下知状

* 前掲(1)に同じ)

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寬文五年七月十一日

* 該当記事なし

延寶三乙卯年三月四日

長門守 寺社奉行本多忠利

(寬文十一年正月廿五日、延寶四年十二月廿八日辭職)

伊賀守 寺社奉行戸田忠能(忠昌)

(寬文十一年正月廿五日、延寶四年四月三日京都所司代)

山城守 寺社奉行小笠原長頼(長矩)

(寬文六年六月十九日、延寶六年二月六日辭職)

『嚴有院殿御實紀』卷五十 延寶三乙卯年三月四日條

* 該当記事なし

元祿九丙子年六月晦日

紀伊守 寺社奉行本多紀伊守正永

(元祿元年十一月十四日、元祿九年十月一日若年寄)

能登守 寺社奉行戸田能登守忠真

(貞享四年五月十八日、元祿十二年閏九月廿三日免職)

能登守判
伊賀守判

黄檗派觸頭只今迄瑞聖寺一ヶ寺

〔八五才〕

二而相勤候深川海福寺觸頭二申付自今
以後兩寺二而相勤候様可申付之旨御老中

被仰渡候依之海福寺觸頭申付候向後
兩寺萬端申談可相勤候尤諸事本寺
可相守下知候

〔八五ウ〕

右之趣本寺万福寺江も從奉行所
申達事候間可被得其意候

丑五月十二日

海福寺事今度黄檗派觸頭就被

仰付隠居又者他山之節者本寺江

相願万福寺々寺社奉行所江申越候

上可願出之且又後住之儀茂本寺江遂

相談相應之後住二三人可書出候事

瑞聖寺事先住鉄心江申渡候通

〔八六才〕

伊賀守 寺社奉行永井伊賀守直敬

(元禄七年十一月十五日〜宝永元年十月一日若年寄)

〔参考〕

『常憲院殿御實紀』卷三十三 元禄九年六月十三日條

黄檗山萬福寺千呆まうのぼり拜謁し。茶菓を下され。又銀百枚給ふ。(日記)

『常憲院殿御實紀』卷三十三 元禄十年五月十二日條

『文昭院殿御實紀』卷四 寶永六年五月十二日條

*ともに該当記事なし

寶永己丑年十月三日

本弾正 寺社奉行本多弾正少弼忠晴

(元禄十五年六月十日〜正徳三年閏五月七日辞職)

三備前 寺社奉行三宅備前守康雄

(宝永元年十月一日〜宝永七年九月廿一日辞職)

烏伊賀 寺社奉行烏居伊賀守忠救(忠榮)

(宝永二年九月廿一日〜正徳元年六年廿七日若年寄)

『濟家黄檗山万福禪寺派下寺院牒』(延享末寺帳)

(竹貫元勝『近世黄檗宗末寺帳集成』雄山閣・一九九〇年)

〔八八才〕

黄檗派

白金

享保三戊戌年十二月

瑞聖寺

深川

海福寺

〔八八ウ〕

同
一、文化十四年丑四月より
無住二相成り村方より留

江戸白金瑞聖寺末
相州鎌倉郡山崎村
十王堂

守居差置世話仕居候

無祿無檀二而法用等無

無住

御座候

華藏下

一、天保九戊年二月より

江戸深川海福寺末
相州大住郡三宮村

浄業寺

住持 聆音

華藏下

本山觸頭
大聖院

〔八九ウ〕

『天保末寺帳』

(竹貫元勝『近世黄檗宗末寺帳集成』 雄山閣 一九九〇年)

長松下

一、無祿之貧地二而数十年來

江戸白金瑞聖寺末

無住二而何年頃より無住二相成候

相州大住郡秋山村

趣記録も無之付相分り不申候

補陀寺

法用等も無之廢寺同様二而

無住

村方より世話仕居候事二御座候

覽

- 一 諸社江旦那參詣之節社家方以神道之法於有先驅啓行ハ山伏方一圓不可構山伏方以修驗之法於令引導ハ社家方一圓不可構事
俗持來候背戸神幣祓之儀可為旦那之心次第社家山伏互不可相奪事
〔九〇才〕
- 一 神子ハ為神職之条修驗道并守子之作法一切不可仕候事
守子ハ為驗者寄附之条神子作法一切不可仕就中不可致自詫之儀之事
先年從聖護院御門跡并吉田家
数ヶ条之趣社家山伏弥堅可相守然故者向後互無異論以面々之法式可執行事
〔九〇ウ〕
- 一 右之條々於有違背之輩ハ可致訴訟急度可及沙汰者也
寛文六丙午年三月十八日 河内 甲斐
〔九一才〕
- 一 慶長十八年 先御代於駿府御批判之節 非法之儀斗御停止之處本山年行事 職之事かすめと申掛霞寄破候由
條々

一、元來無祿無檀之寺二而何年之頃より無住

同末

相州大住郡田中村

常樂寺

二相成候趣且建物も無之
境内地面而已二及大破候趣旧記

無住

等も無之故一向相知不申候万

村方より世話仕來候事二御座候

華藏下

一、右常樂寺同様之事二候

同末

相州大住郡沼目村

天徳寺

無住

華藏下

一、元來無祿無檀之小寺二而何年之頃より無住二相成候趣

同末

相州大住郡子易村

東福寺

旧記等も無之相分不申候当時

明屋敷同様之廢寺二相成り

無住

候故留守居も不差置法

類隣村三宮淨業寺より
当時世話仕事二候

十三派江湖

山城国宇治黄檗山万福寺末

從當山方奥州白川豫州松山江以書狀觸遣事不届至也熊野之儀聖護院御門跡代々三山之

〔九一ウ〕

檢校職たるゆへ本山之支配紛無之并年行事職霞之事茂至相違證文有之上者熊野道者如前々本山之山伏可引導也

一 聖護院御門跡於諸國從古來

被安置年行事職ハ今以不可有相違自今以後新規年行事

〔九二オ〕

一 被安置儀者御停止之事

附道者より出之最花錢道者心次第たるへしおもく申かけへからざる事

〔九二ウ〕

以補任状相改之本山江雖附隨之當山之袈裟筋於無紛者其師匠江可返之當山又可為同前然上ハ以才覚同断を互不可奪取事

附祈念之儀者願主心次第たるへし

本山當山相互不可訪淨且又

破衣綴唯禮れ之事望次第方

より可書出之事

右之條々今般度々御穿鑿之上

所被安置也自今以後違背族於有之

〔九三オ〕

一、 天保十年寅正月より 武藏国荏原郡白金 瑞聖寺
寺役法用相勸申候 住持 天陽

華藏下

一、 天保九年戌七月より 同末 武藏国葛飾郡深川 海福寺
寺役法用相務申候 住持 雪江

〔参考〕

『文昭院殿御實紀』卷四 實永六年十月三日條

また御繼統を賀せし寺社人にももの給はる。(日記、問部日記)

『有徳院殿御實紀』卷七 享保三年十二月

*該当事なし

8

九一才五行目以下(寛文六丙午年三月十八日)

河内 寺社奉行井上河内守正利

(万治元年七月四日、寛文七年十二月十八日辞職)

甲斐 寺社奉行加賀爪甲斐守直澄

(寛文五年十一月十一日、寛文十年十二月十一日召放・閉門)

糺科之輕重速可及御沙汰為後統
本山當山双方書出之訖不可違失者也

寬文八戊申年十二月廿六日 甲斐守

山城守

但馬守

大和守

美濃守

〔九三ウ〕

定

一 羽黒方於住居本山霞場ハ可受本山
年行事之支配事

一 羽黒方山伏金欄地絹袈裟不可
令着用之雖然於受聖護院御門跡
補任狀ハ可為制外事

〔九四才〕

一 附羽黒山伏自今以後且那場不可
称霞事

一 羽黒山伏大峯客峯之時者從本山方
不可受補任狀又本山之山伏羽黒方
客峯之節從羽黒方不可出免許
事

〔九四ウ〕

一 羽黒山伏羽黒山入峯之事可為如
前々從本山方不可妨之事

一 且那之儀者相違不可奪之勿論

『嚴有院殿御實紀』卷三十二 寬文六年三月十八日條

*該当記事なし

九三ウ三行目以下(寬文八戊申年十二月廿六日)

甲斐守 寺社奉行加賀爪甲斐守直澄

(寬文五年十一月十一日/寬文十年十二月十一日召放・閉門)

山城守 寺社奉行小笠原長矩

(寬文六年六月十九日/延寶六年二月六日辭職)

但馬守 老中土屋但馬守数直

(寬文五年十二月廿三日/延寶七年四月二日卒去)

大和守 老中久世大和守廣之

(寬文三年八月十五日/延寶七年六月廿五日卒去)

美濃守 老中稲葉美濃守正則

(明曆三年九月廿八日/天和元年十二月八日辭職)

『嚴有院殿御實紀』卷三十七 寬文八年十二月廿六日

*該当記事なし

九五才七行目以下(貞享元子年七月四日)

淡路 寺社奉行本多淡路守忠周(忠向)

(天和三年二月二日/貞享四年五月十四日召放・閉門)

内記 寺社奉行坂本大内記重治

(天和二年十月十六日/貞享四年五月十四日召放・閉門)

9

可任願主之歸依事
右之條々可相守此旨仍而為後證
書記之双方江出置者也

貞享元子年七月四日

御用二付大坂在之

淡路

内記

右衛門

山城

豊後

加賀

〔九五才〕

〔九五ウ〕

享保三 戊年十二月

本山觸頭

大聖院

熊野本願中目代

深正坊

〔九六才〕

9

右衛門 寺社奉行水野右衛門大夫忠春

(天和元年二月十六日〜貞享二年五月廿一日召放)

山城 老中戸田山城守忠昌

(天和元年十一月十五日〜元禄十二年九月十日卒)

豊後 老中阿部豊後守正武

(天和元年三月廿六日〜宝永元年九月十七日卒)

加賀 老中大久保加賀守忠朝

(延宝五年七月廿八日〜元禄十一年二月十五日辭職)

『常憲院殿御實紀』卷十 貞享元子年七月四日條

*該当記事なし

覺

〔九六ウ〕

一 熊野三山本願所住職之輩如前々偏可勤願職不可兼修驗道事

一 止修驗道勤願職面々於令入峯八以初之袈裟筋可執行之本山當山

不可混亂事

一 本願所後住之儀願所九ヶ寺以相談可相定事

〔九七才〕

右條々堅相守之不可違背者也

延寶三年乙卯二月九日 本 長門

戸 伊賀

小 山城

熊野

本願所九ヶ寺

〔九七ウ〕

右者此砌迄熊野本願中九ヶ寺之儀茂修驗相兼罷在候處出入等出来仕候二付御裁断之上修驗道相止候様二と被為仰付右之通被下置候

熊野願職支配并牛王之儀吟味之上双方江申渡之覺

〔九八才〕

延寶三年乙卯二月九日

本長門 寺社奉行本多忠利

(寛文十一年正月廿五日、延寶四年十二月廿八日辭職)

戸伊賀 寺社奉行戸田忠能(忠昌)

(寛文十一年正月廿五日、延寶四年四月三日京都所司代)

小山城 寺社奉行小笠原長頼(長矩)

(寛文六年六月十九日、延寶六年二月六日辭職)

熊野願職支配之儀只今迄當山兼帶
年寄役取放之向後本願より日代
差置願兼帶之山伏茂修驗附候儀者
當山方吉藏院指揮之願二付候儀者
本願より取斗之互二無混雜様二可致
支配之事

〔九八ウ〕

熊野牛王之儀本願より願を請候者
ともハ如先規牛王大黒檀方江引之
尤可商賣之願を不請地客伊勢方
之者共者檀方江引之賣候儀堅可
為無用組入峯或熊野參詣之節
所々二而賣候牛王求婦土座又ハ所望
之方江遣之儀者如前々可為勝手
次第事

〔九九才〕

右之通此度相定双方江書付出置之条
此旨堅相守向後不可違失者也

元禄九丙子年七月十八日 紀伊

能登

伊賀

熊野

本願中

右此砌迄ハ山伏願者共之内二而年寄役
申付置候處度々出入等出来仕

〔九九ウ〕

元禄九丙子年七月十八日

紀伊 寺社奉行本多紀伊守正永

(元禄元年十一月十四日〜元禄九年十月一日若年寄)

能登 寺社奉行戸田能登守忠真

(貞享四年五月十八日〜元禄十二年閏九月廿三日免職)

伊賀 寺社奉行永井伊賀守直敬

(元禄七年十一月十五日〜宝永元年十月一日若年寄)

御裁断之上熊野より目代を差置
致支配候様ニと被為 仰付候且又牛王
大黒之儀茂右之通被為 仰付御書付
被下置候

〔二〇〇才〕

定

一 元禄九子年先奉行裁断之通弥
混乱無之様ニ双方可致支配願兼帶之
山伏茂修驗ニ付候儀者當山方觸頭
鳳閣寺指揮之願ニ付候儀者本願目代
可取斗之事

〔二〇〇才〕

一 願兼帶之山伏於令逐電者
如先規袈裟方より奉行所江相訴之
關所之儀茂是又袈裟方より可
取斗之家財之儀本願目代差綺
間鋪候勿論願方之家財袈裟方と
不紛様急度可相改事
一 願兼帶之山伏令晦跡歟且出入等
有之砌ハ其師匠又ハ法眷之者
本願目代方江茂其趣以書付可届之事
右之通双方江書付出置之条此旨堅
相守向後不可違犯者也

〔二〇一才〕

寶永四年亥十月十八日

彈正
左京

寬永四年亥十月十八日

彈正 寺社奉行本多彈正少弼忠晴

(元禄十五年六月十日、正徳三年閏五月七日辭職)

備前

播磨

熊野

本願目代

〔一〇二ウ〕

右者兼帶山伏寶山院之申者
欠落仕候儀二付當山方觸頭方々及
出入候處御裁断之上右之通御定書
被下置候

〔一〇二才〕

熊野本願中目代

享保三戊戌年十二月
深正坊

〔一〇二ウ〕

權現様々當本兩御門主江被進候
御判物写

修驗道之事 從先規如有來
諸國之山伏任筋目可致入峯當山
本山各別之儀候条諸役等閑
不可有混乱自今以後堅守此旨
無異論様可有下知者也

〔一〇三才〕

左京 寺社奉行堀左京亮直利

(宝永二年九月廿一日〜宝永五年五月廿六日召放・閉門)

備前 寺社奉行三宅備前守

(宝永元年十月一日〜宝永七年九月廿一日辭職)

播磨 奏者番青山播磨守幸督か

(元禄十二年十月十三日寺社奉行〜元禄十五年六月五日加役免)

『御當家令條』卷八 八七 當山三寶院御門主へ

御判物兩通

修驗道之事、從先規如有來、諸國之山伏任筋目可致
入峯、當山本山各別之儀候之条、諸役等互不可有混亂、
自今以後、堅守此旨、無爭論様可有下知者也、
慶長十八年五月廿一日

三寶院殿

料 慶長拾八年五月廿一日 御書判

資 三 寶 院

〔一〇三ウ〕

〔朱書〕

『安永二癸巳年正月湯嶋鳳閣寺差出』

台徳院様々當本兩御門主江被進候

御判物写

修驗道之事従先規筋目諸國之
山伏可為入峯當山本山差別
有之上諸役等閑互不可有混乱
以此旨無異論様可有下知者也
仍如件

〔一〇四才〕

慶長十八年六月六日 御書判

三 寶 院 殿

〔一〇四ウ〕

〔朱書〕

『安永二癸巳年正月湯嶋鳳閣寺差出』

『御當家令條』卷八

八七

當山三寶院御門主へ

權現様注連祓御判物写

本山之山伏對真言宗不謂役儀
令停止畢但真言宗立寄非佛
折令執行輩有之者可祓其罪
自今以後堅守此旨可有下知
者也

〔一〇五才〕

慶長拾八年五月廿一日 御書判

三 寶 院

〔一〇五ウ〕

〔朱書〕

『安永二癸巳年正月湯嶋鳳閣寺差出』

台徳院様注連祓御判物写

本山之山伏對于真言宗申懸
不謂役儀事堅可為停止并
於宗門之内立寄令祈念受非正法
者也自今以後有令修行
輩者速可祓其罪者也仍
如件

〔一〇六才〕

慶長十八年六月六日 御書判

御判物兩通

本山之山伏對真言宗不謂役儀令停止畢、但真言宗立
寄、非佛法折令執行輩有之者、可祓其罪、自今以後、堅
守可有此旨下知者也、
慶長十八年五月廿一日

三寶院殿

三 寶 院 殿

〔朱書〕

『安永二癸巳年正月湯嶋鳳閣寺差出』

寛文八年申十二月廿六日伊豫國

當山本山兩派之者出入二付彼國
之者江被下置候御書付写

但當山派之者本山派江自属二付事起
候由申傳候

〔一〇六ウ〕

條々

一 慶長十八年

先御代於駿府御批判之節

非法之儀斗御停止之處本山

年行事職之事かすめと申掛

霞寄破之由從當山方奥州白川

豫州松山寺江以書狀觸遣之事

不屈之至也熊野之儀者聖護院

御門跡代々三山之檢校職たるのゆへ

本山之支配紛無之并年行事

職霞之事茂至に今無相違

證文在之上者熊野道者如前々

〔一〇七オ〕

〔一〇七ウ〕

一 本山之山伏可引導事

一 從聖護院御門跡於諸国從古來

被定置之年行事職者今以

不可在相違自今以後新規

年行事を定置儀者御停止

之事

附同者より出之最花錢同心心次第

たるへしおもく申懸へからさる事

一 同行者本山當山之袈裟筋并以

所持之補任状相改之 近年

本江山雖附隨之當山之袈裟

筋於無紛者其師匠江可返之當山

亦可為同前然上者以才覺同行を

互に不可奪取事

附祈念之儀者願主おもひ付次第

たるへし本山當山相互不可防論

且又破衣綴唯禮札之事者望次第

從双方可書出之事

右條々今般度々御穿鑿之上所被

定置也自今以後違背之族於在之者

糺科之輕重速可及御沙汰為後鑑

本山當山双方江書出之訖不可違失

者也

〔二〇八才〕

〔二〇八ウ〕

〔二〇九才〕

料

寛文八戊申年十二月廿六日

甲斐守判

山城守判

但馬守判

大和守判

美濃守判

〔二〇九ウ〕

資

〔二一〇才〕

〔白紙〕

〔二一〇ウ〕

〔白紙〕

〔二一一才〕

10

芝神明宮別當

寛文八年十二月廿六日

甲斐守 寺社奉行加賀爪甲斐守直澄

(寛文五年十一月十一日/寛文十年十二月十一日召放・閉門)

山城守 寺社奉行小笠原長矩

(寛文六年六月十九日/延寶六年二月六日辭職)

但馬守 老中土屋但馬守数直

(寛文五年十二月廿三日/延寶七年四月二日卒去)

大和守 老中久世大和守廣之

(寛文三年八月十五日/延寶七年六月廿五日卒去)

美濃守 老中稲葉美濃守正則

(明曆三年九月廿八日/天和元十二月八日辭職)

10

年号不知極月八日全阿弥之御状写

〔一一一ウ〕

神主
金剛院

西東中務

同

西東刑部

急度以折紙申候仍飯倉神明領二付而

祢宜中二申様御座候間神主方

申越候當代御繩之上拾五石之所

御朱印被下置候上者前々之高・引

合神主祢宜供僧共二わり候而

可被下候定而前々も其内大小可有

御座候間そ連二引合取申候上ハ違乱

申候之者をハ急度從

御公方可申付候為其御代官江

申入候恐惶謹言

極月八日

全阿弥書判

〔一一二ウ〕

權田織部丞殿

參人々

全阿弥 未詳

權田織部丞 未詳

『御當家令條』卷五 五四 諸國社家御掟

定

一 諸社之禰宜、神主等、專學神祇道、所其崇敬之神體、禰

可存知之、有來神事祭禮可勤之、向後於・怠慢者、可取

放神職事、

一 社家位階、從前之以傳 奏遂昇進輩者、彌可爲其通事、

一 無位・社人可着白張、其外之裝束者、吉田之許状以

可着之事、

一 神領一切不可賣買事、

附、不可入于質物事、

一 神社小破之時、其相應常々可加修理事、

附、神社無懈怠掃除可申付事、

右・條々、可堅守之、若違犯之輩於有之者、隨科之輕

重、可沙汰者也、

御朱印

寛文五年七月十一日

定

一 諸社之祢宜神主等專学神祇道所

崇敬之神祿を弥可存知之有

来神事祭礼可勤之向後於令

怠慢者可取放神職事

一 社家位階從前々以傳 奏遂昇進

輩者弥可為其通事

一 無位之社人可着白張其外之裝束者

以吉田之許状可着之事

一 神領一切不可賣買事

附不可入于質物事

一 神社小破之時其相應常々可加

修理事

附神社無懈怠掃除可申付事

右之條々可堅守之若違犯之輩

於有之者隨科之輕重而重可沙汰

者也

寛文五年七月十一日

〔一三才〕

〔一三ウ〕

〔一四才〕

覚

一 諸社旦那參詣之節社家方以神道之

法有先驅啓行者山伏方一圓

〔一四ウ〕

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年七月十一日條

* 該當記事なし

『嚴有院殿御實紀』卷三十一 寛文五年八月七日條

御繼統後はじめて遠國寺社領の御朱印を頒布せらる。通計神社八十一所。浮屠二百七十三寺なり。右筆久保吉右衛門正永をして法令をよみ聞しめらる。その令にいふ。諸社の禰宜。神主等。もはら神道をまなび。その崇敬する處の神體をわきまへ。舊例の神事。祭禮これをつとむべし。こののち怠慢せばその職を奪ふべし。社家位階さきざきより。傳奏をもて昇進するともがらは。なをそのままたるべし。無位の社人は白張を着すべし。その他の裝束は。吉田家のゆるしを得て着し。典質に入る事あるべからず。神社すこしく破壊せば。そのさまに應じて常に修理し。社頭洒掃をこたらしむべからず。もし違犯せば。其輕重によて沙汰すべしとなり。(日記、大成令、令條記)

『嚴有院殿御實紀』卷三十二 寛文六年三月十八日條

* 該當記事なし

不可構山伏方以修驗道之法於令引導
者社家方一圓不可構事

一 俗持來候背戸神幣祓之儀可為
旦那之心次第社家山伏互不可
相奪事

一 神子者神職之条修驗道并守子之
作法不可仕事

一 守子者為驗者寄附之条神子之
作法一切不可仕就中不可為自詫
之儀事

一 先年從聖護院御門跡并吉田家
数ヶ条之趣社家山伏弥堅可相守
然者向後無異論以面々之法式可
修行事

右之條々於有違背之輩ハ可致訴訟
急度可及沙汰者也

寛文六年三月十八日 井 河内
加々甲斐

〔二五ウ〕

〔二五才〕

〔二六才〕

寛文六年三月十八日

井 河内 寺社奉行井上河内守正利

(萬治元年七月四日/寛文七年十二月廿八日辭職)

加々甲斐 寺社奉行加々爪甲斐守直澄

(寛文五年十一月十一日/寛文十年十二月十一日召放・閉門)

芝神明宮別當

金剛院

神主

料

享保三戊戌年十二月

同

西東中務

西東刑部

資

〔二六ウ〕

〔白紙〕

〔二七才〕

11

浅草第六天神神主

楠木大藏

〔二七ウ〕

覚

一 諸社江旦那參詣之節社家方以神道之

11

『寛文朱印留』 五六一 芝神明領(武蔵国豊島郡)

芝神明領、武蔵国豊嶋郡代々木村内拾五石(雖為先規

比々谷浅生兩郷改替今此所事、任天正一九年十一月日、

元和三年三月廿五日、寛永十三年十一月九日先判之

旨、永不可有相違者也、仍如件

寛文五年七月十一日

御朱印

法於有先駟啓行八山伏方一圓不可
構山伏方以修驗道之法於之引導者
社家方一圓不可構事
俗持來候背戸神幣祓之儀可為旦那
之心次第社家山伏互不可相奪
事

〔二一八才〕

一 神子ハ為神職之条修驗道并守子之
作法一切不可仕事

一 守子ハ為驗者寄附之条神子之作法一切
不可仕就中不可為自説之儀事

一 先年從聖護院御門跡并吉田

家数少条之趣社家山伏弥堅

可相守然者向後互二無異論

〔二一八ウ〕

以面々之法式可修行事

右之條々於有違背之輩ハ可致

訴訟急度可及沙汰者也

寛文六年三月十八日

井 河内
加々甲斐

〔二一九才〕

浅草第六天神神主
享保三戊戌年十二月 鏑木大藏

寛文六年三月十八日

井 河内 寺社奉行井上河内守正利

(万治元年七月四日〜寛文七年十二月十八日辞職)

加々甲斐 寺社奉行加賀爪甲斐守直澄

(寛文五年十一月十一日〜寛文十年十二月十一日召放・閉門)

青山文庫本と静嘉堂文庫本の字体・字配りはほぼ一致し、両者がきわめて近い関係にあることは明白である。おそらく青山文庫本は静嘉堂文庫本を母本として直接筆写した子本である可能性が高いと考えられる。以下の校勘表では両者の異同がない箇所では一々明示することはない。これに対し内閣文庫本は、両者とは字体はもとより、字配りもしばしば異なり、静嘉堂文庫本・青山文庫本で鮮明な文字がやや不明瞭に書かれ、しかも「本ノママ」などの表記がしばしば見られる。したがって両本との直接的関係はうすいものとみたい。

三ウ	一行目	「雖」	内閣文庫本	傍書「本ママ雖カ」
三ウ	一行目	「僧侶方」	内閣文庫本	二行目
三ウ	七行目	「佛閣」	内閣文庫本	「仏閣」
四オ	一行目	「于」	内閣文庫本	なし
四オ	三行目	「出家」	内閣文庫本	四行目
四オ	四行目	「代官」	内閣文庫本	五行目
五オ	五行目	「遂相談」	内閣文庫本	「可遂相談」
六ウ	二行目	「者」	内閣文庫本	三行目
六ウ	五行目	「るへし」	内閣文庫本	六行目「へし」

「二一九ウ」

「補註」

1

築地本願寺

中根和浩「築地本願寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』雄山閣出版 平成四年)

東京都中央区築地三の一五の一。(中略)浄土真宗本願寺派。築地別院・築地門跡ともいわれる。本尊は阿弥陀如来。

開山は准如。別院の由来については、徳川家康が当地に幕府を開いたので、そのため自然信徒が増加したことによって、本願寺支院が必要であった。そこで、元和三年(一六一七)に『大谷本願寺通紀』によれば元和七年三月、本願寺十二世准如が関東布教の本拠として日本橋浜町に建てた江戸海辺御坊・浜町御坊が起りである。この別院の輪番(役僧)は本山と幕府寺社奉行の交渉にあたりとともに、東海・東山十三か国の末寺を支配した。正保年間(一六四四〜七)には子院三〇を数える大寺となった。

その後明暦三年(一六五七)の明暦大火で類焼、幕府から現在地を与えられ移建した。当時この辺り一帯は海辺であったので、佃島の信徒が土砂を運んで土地を造成し本堂を建てた。このことから築地の地名ができた。東叡山寛永寺(上野)・三縁山増上寺(芝)の両山に対し、浅草本願寺とともに両寺とよばれる大寺であった。

一四才	二行目	〔而〕	内閣文庫本 傍書「本ノママ」
一四才	二行目	〔席〕	内閣文庫本「節」
一四才	七行目	〔佐〕	内閣文庫本 傍書「本ノママ」
一四才	五行目	〔者〕	内閣文庫本「ハ」
一四才	五行目	〔大〕	内閣文庫本「右」傍書「大カ」
一三ウ	五行目	〔行〕	内閣文庫本 六行目
一三ウ	四行目	〔於〕	内閣文庫本 傍書「本ノママ」
一三ウ	四行目	〔諸〕	内閣文庫本 傍書「同」
一三ウ	五行目	〔衣事并〕	内閣文庫本
一〇ウ	六行目	〔親〕	内閣文庫本「可」
一〇ウ	六行目	〔輕〕	内閣文庫本 七行目「輕く」
一〇才	五行目	〔事〕	内閣文庫本 六行目
一〇才	五行目	〔分限〕	内閣文庫本「分際」
九才	七行目	〔時〕	内閣文庫本「節」
九才	四行目	〔可〕	内閣文庫本 三行目
九才	一行目	〔□□〕	静嘉堂文庫本「檀越」、内閣文庫本「檀越」
八ウ	七行目	〔□□□〕	内閣文庫本「末寺不」
七才	三行目	〔丈者〕	静嘉堂文庫本「又者」、内閣文庫本「丈者」
七才	二行目	〔よ里〕	内閣文庫本「*」
六ウ	七行目	七才六行目	内閣文庫本 七才一行目
六ウ	七行目	七才六行目	内閣文庫本 七才一行目

2

浅草本願寺

中根和浩「東京本願寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

東京都台東区西浅草一の五の五。(中略) 単立(浄土真宗系)、本尊は阿弥陀如来。開山は教如。一般に西の築地本願寺に対し、浅草本願寺ともい、浅草別院といた。関東における真宗大道場であった。

天正十九年(一五九二)本願寺十二世教如が徳川家康から神田に寺地を与えられて一字を建立した。はじめ江戸御坊江戸本願寺録所光瑞寺と称した。次の宣如が東本願寺末刹と改称した。明暦の大火(二六五七)後、現在地浅草に移った。その後何度も火災にあつ

現在の建物は関東大震災後、昭和十年に伊藤忠太の設計により再建したもので、概観は古代インド仏教寺院を模した鉄筋コンクリート造りである。境内には真宗内部の教義論争(三業惑乱)で活躍した僧大瀛の墓や画僧酒井抱一の墓、九条武子歌碑などがある。また、教化伝道施設が整い、近代化センターなどを具備して、布教教化活動も活発である。

(刊本)『築地別院史』。

(参考文献)『中央区史』。

(二部の表現は、引用者が省略・変更した)

資 料

一四才	三行目「仕罷在候」	内閣文庫本	四行目「仕被在候」
一五才	三行目「修行」	内閣文庫本	四行目
一五才	四行目「轉」	内閣文庫本「博」	
一五ウ	七行目	内閣文庫本	一六才一行目
一六才	七行目「乱」	内閣文庫本	一六ウ一行目
一六ウ	一行目「差添」	内閣文庫本	一六ウ二行目
一七才	一行目「玉」	内閣文庫本「國」	「傍書」本ママ
一七ウ	一行目「八」	内閣文庫本「者」	
一七ウ	一行目「不」	内閣文庫本	一七ウ二行目
一七ウ	二行目「写」	内閣文庫本「寫」	
一七ウ	七行目「登」	内閣文庫本	一七ウ六行目
一八才	四行目「捻」	内閣文庫本	「傍書」本ノママ
一八才	五行目「問」	内閣文庫本「自」	
一八才	六行目「脱」	内閣文庫本「説」	
一八ウ	二行目「守」	内閣文庫本「被」	
一八ウ	二行目「當」	内閣文庫本	三行目
一八ウ	六行目「為」	内閣文庫本	「傍書」本ノママ
一八ウ	六行目「若」	内閣文庫本「着」	「傍書」若カ
一九才	七行目「應之」	内閣文庫本	一九ウ一行目
一九ウ	五行目「不可」	内閣文庫本「可」	
一九ウ	六行目「若」	内閣文庫本「須若」	
一九ウ	六行目「寺」	内閣文庫本「時」	
一九ウ	六行目「間」	内閣文庫本	七行目
一九ウ	七行目「箇」	内閣文庫本「ケ」	

たが、その都度復興し、壮大な大伽藍と諸堂宇を誇つた。その一部は葛飾北斎の「富岳三十六景浅草本願寺」で偲ぶことができる。江戸期には朝鮮の使節の宿舎にも当てられていた。現在の本堂も対称十二年九月の関東大震災後、鉄筋コンクリートで二十六間四間のものが作られたが、その後昭和三十五年四月に復興した。

本願寺の歴代の事蹟で見られることは、安永三年（一七七四）から十余年間にわたって浄土宗と抗争した「浄土真宗」の宗名をめぐる「宗名事件」、明治八年に書院で開催の第一回地方官会議、大正十二年関東大震災罹災者の救護活動などがある。

本尊の阿弥陀如来像はもともと徳本寺のものであったが、天正十九年創建の折、当寺へ移されたものである。寄木造・像高九一センチメートル、都の文化財に指定されている。平成三年七月の解体修理に当り、胎内の銘文によつて、鎌倉時代とされていた阿弥陀如来像の製作年代が明確に嘉禄二年（一二二六）と判明。しかも四天王寺五重塔の心柱の端くれを使用したことが明らかになった。

境内には、現代布教の各種研究を進める大谷ホールや、仏教寺院の経営では珍しい美容学校、幼稚園を経営している。また月刊機関紙『東京本願寺』の発行や月例の法話、親鸞ゼミナールなどを開催して布教にも

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

二〇才	二行目	「任」	内閣文庫本「伍」
二〇才	三行目	「首項」	内閣文庫本 傍書「本ノママ」
二〇才	三行目	「背」	内閣文庫本 四行目
二〇才	四行目	「可申達旨」	内閣文庫本 五行目
二〇才	六行目	「於」	内閣文庫本 傍書「本ノママ」
二〇才	六行目	「神社」	内閣文庫本 傍書「本ノママ」
二〇才	六行目	「御」	内閣文庫本「候」
二〇才	七行目	「箇」	内閣文庫本「ケ」
二〇才	七行目	「定」	内閣文庫本「之」
二〇才	七行目	「孫」	内閣文庫本 傍書「本ノママ」
二〇才	一行目	「披露」	内閣文庫本 二行目
二〇ウ	二行目	「也」	内閣文庫本 三行目
二一才	三行目	「寺」	内閣文庫本「奉」
二一才	三行目	「よ里」	内閣文庫本「ケ」
二一才	四行目	「拾」	内閣文庫本「十」
二一才	四行目	「参府」	内閣文庫本 五行目
二一才	五行目	「拾」	内閣文庫本「十」
二一才	五行目	「不参輩ハ」	内閣文庫本 六行目
二一才	六行目	「所江」	内閣文庫本 七行目
二一ウ	二行目	「ハて」	内閣文庫本「いたく」
二一ウ	二行目	「奉行江」	傍書「本ノママ」
二一ウ	三行目	「可受」	内閣文庫本 三行目「奉行」
二一ウ	三行目	「参来」	内閣文庫本「被受」傍書「うけ」
			内閣文庫本 四行目
			ハてカ

3

活動している。

昭和五十六年六月十五日、真宗大谷派から独立宣言して単立となった。

〔刊本〕『浅草本願寺史』。

〔参考文献〕『浅草区史』、『台東区史』、『中外日報』。

〔二部の表現は、引用者が省略・変更した〕

総寧寺

長谷川匡俊「総寧寺」

〔圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年〕

千葉県国府台三の一〇の一。(中略) 曹洞宗、安国山。本尊は釈迦如来。

開創は永徳三年(一三八三)、開基は近江国観音寺城城主佐々木氏頼。開山は通玄寂霊。はじめ同国新庄檜原郷に建てられたが、八世越翁周超のとき兵火にあい、今川の家臣懸川城主朝比奈泰能が建立した乗安寺に移った。乗安寺は永祿(一五五八、六九)末年、懸川城落城の際に消失。一〇世洲翁寿欣は常陸玄勝院に移り、のち天正三年(一五七五)十一世義翁星訓が北条氏政の外護を得て下総国関宿に総寧寺を再建。北条氏直は寺領二〇貫文を寄せている。天正十九年、寺領二〇石(寛文朱印留下)。慶長二十年(一六一五)関東総録司となり、寛永十年(一六三三)「曹洞宗通玄派本末記」に

資料

二一ウ	四行目「者」	内閣文庫本「ハ」
二二ウ	五行目「ハ」	内閣文庫本「者」
二二才	七行目「十」	内閣文庫本「拾」
二二才	七行目「よ里」	内閣文庫本「タ」
二二ウ	一行目「拾」	内閣文庫本「十」
二二ウ	一行目「り」	内閣文庫本「里」
二二ウ	三行目「者」	内閣文庫本「ハ」
二二ウ	五行目「とも」	内閣文庫本「六行目」
二二ウ	六行目「不叶分者」	内閣文庫本「七行目」
二二ウ	七行目「其差圖縦只今迄」	内閣文庫本「二三才一行目」
二二ウ	七行目「只」	内閣文庫本「唯」
二二才	一行目「毎年参来」	内閣文庫本「二行目「毎年参来里」」
二二才	一行目「候登」以下	内閣文庫本「二行目」
二二才	一行目「登」	内閣文庫本「と」
二二才	一行目「とも」	内閣文庫本「共」
二二才	二行目「或二年」以下	内閣文庫本「三行目」
二二才	三行目	内閣文庫本「四行目」
二二才	四行目	内閣文庫本「五行目」
二二ウ	四行目「立」	内閣文庫本「建」
二二ウ	六行目「江」	内閣文庫本「へ」
二二ウ	六行目「断」	内閣文庫本「七行目」
二二ウ	七行目「請」	内閣文庫本「受」
二四才	一行目「七行目」	内閣文庫本「二三ウ七行目」

↳ 二四ウ一行目

は、末寺八か寺（『江戸幕府寺院本末帳集成』上、雄山閣）。寛文三年（一六六三）洪水の難を避けるため現在地へ移転。同五年には一二八石五斗余と境内山林六万七七五坪に増加された（『寛文朱印留』下）。『延享度曹洞宗寺院本末帳』（名著普及会）には、末寺四七か寺。嘉永年中（一八四八〜五三）に火災にかかり、文久年中（一八六一〜三）に再建されたが旧に復していない。古文書を所蔵し、中世文書は明徳元年二月十五日付寂靈遺誠写など五点を『市川市史』五に収め、また江戸初期および明治初期のものを含めて二四点を『改訂房総叢書』第一輯に載せている。

江戸期には將軍家の帰依も厚く、幕府社奉行からの布達を宗内寺院に触下す頂点に立っていたが、明治維新後、寺領を上知して衰微し、現在は本堂・庫裏・山門・鐘楼同のほか、道鏡の分骨堂といわれる法王塚・夜泣石などを遺すのみ。

（参考文献）『市川市史』二・五

（二部の表現は、引用者が省略・変更した）

龍穩寺

石川力山「龍穩寺」

（圭室文雄編『日本名刹大事典』雄山閣出版 平成四年）

埼玉県入間郡越生町竜ヶ谷四五二の一。（中略）曹洞宗、相模最乗寺の末寺で、山号は長昌山。本尊は釈

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

二四才	六行目	「内」	静嘉堂文庫本「内二」、「内閣文庫本「内」
二四ウ	一行目	「仰出有之候」	内閣文庫本 一行目
二四才	二行目	「悪事仕候者寺共二」	内閣文庫本 二行目
二四才	三行目	「仰付事」	内閣文庫本
二四才	五行目	「申付事」	内閣文庫本 六行目
二四才	六行目	「成者」	内閣文庫本 二四ウ一行目
二四ウ	一行目		内閣文庫本 二四ウ二行目
二四ウ	四行目	「参河」	内閣文庫本「三河」
二四ウ	四行目	「ケ」	内閣文庫本「箇」
二四ウ	四行目	「并伊豆国」	内閣文庫本 五行目
二四ウ	五行目	「如前々可為僧祿」	内閣文庫本 六行目
二四ウ	六行目	「其意者也」	内閣文庫本 七行目
二五ウ	七行目	「之」	内閣文庫本 二六才一行目
二六才	二行目	「者」	内閣文庫本「八」
二六才	二行目	「五拾石」	内閣文庫本 三行目
二六才	三行目	「以上」	内閣文庫本「已上」
二六才	六行目	「被」	内閣文庫本 七行目
二六ウ	一行目	「致」	内閣文庫本「扱」傍書「致」
二六ウ	一行目	「江戸江可有」	内閣文庫本 二行目
二六ウ	二行目	「可相觸候問其節可為」	内閣文庫本 三行目
二七才	四行目	「不存一宗之」	内閣文庫本「一宗之不存」
二七才	五行目	「奇怪之」	内閣文庫本「奇怪」
二七才	六行目	「對」	内閣文庫本 七行目
二七ウ	一行目	「雖」	内閣文庫本「難」

迦牟尼仏。

江戸期には大僧録関三利の一として曹洞宗内に絶大な権限を振るつた。龍穩寺の故地はもと堂沢の地にあり、平安時代、天台宗慈光寺系の修験道の行者たちによつて開かれ、瑞雲山長昌寺と称した。その後衰微し、一時は臨済宗の寺院となつた。応永三年(二三九六)相模最乗寺了庵慧明の法嗣無極慧徹(一三五〇〜一四三〇)が錫を止め、永享二年(二四三〇)には足利義教が開基となり、川越城主関東管領上杉持朝に命じて再興し、児玉党越生氏出身の無極を開山第一世に請した。次いで法嗣の月江正文が住したが、堂宇が焼失し月江は師席の美濃補陀寺に移つた。文明四年(二四七二)三世泰叟妙康の時、大田道真・道灌父子が中興開基となり諸堂を再建した。道灌は文明十八年に伊勢原で暗殺され、父道真によつて当寺に分骨された。道真是後、境内に自得軒を作つて居住し、父子の墓(五輪塔)が今も存する。

永正元年(一五四〇)五世雲崗俊徳の時、伽藍を現在地に移し、長昌山龍穩寺と改められ、以後寺運も次第に隆盛に向かい、天正十八年(二五九〇)には豊臣秀吉より一〇〇石の朱印を受けた。さらに慶長十七年(二六一二)大鐘良賀の時、徳川家康より曹洞宗法度の制定を命ぜられ、この時再び寺領一〇〇石を下付された。また関三利の一、所管二十三か国を統括する天下大僧録

資料

二七ウ	一行目	「心」	内閣文庫本「石」榜書「心」
二七ウ	一行目	「徒僧」	内閣文庫本 二行目
二七ウ	三行目	「闍諱」	内閣文庫本「闍諱者」
二七ウ	三行目	「似合」	内閣文庫本「似分」
二七ウ	三行目	「業」	内閣文庫本「葉」榜書「業」
二七ウ	三行目	「不可」	内閣文庫本 四行目
二七ウ	五行目	「到」	内閣文庫本「到」榜書「所」
二七ウ	五行目	「屈者」	内閣文庫本 六行目「屈在」
二八オ	二行目	「干」	内閣文庫本 三行目
二八オ	四行目	「令出家」	内閣文庫本 五行目
二八オ	五行目	「所々領主代官江」	内閣文庫本 六行目
二八オ	七行目	「数」	内閣文庫本 二八ウ一行目
二八ウ	一行目	「弥」	内閣文庫本「添」
二八ウ	一行目	「科之軽重」	内閣文庫本 二行目
二八ウ	二行目	「者也」	内閣文庫本 三行目
二八ウ	七行目	「佛事」	内閣文庫本「仏事」
二九オ	二行目	「為」	内閣文庫本「可為」
二九オ	二行目	「其」	内閣文庫本 三行目
二九ウ	二行目	「ハ」	内閣文庫本 なし
二九ウ	四行目	「己」	内閣文庫本 なし
三〇オ	二行目	「る」	内閣文庫本「ル」
三〇オ	三行目	「たるへ」	内閣文庫本「多流遍」
三〇オ	四行目	「る」	内閣文庫本 なし
三〇オ	六行目	「よ里」	内閣文庫本「々」

として宗内に重きをなし、住持は常に江戸の別邸(現在の南麻布イラン大使館の地)にあり、寺には鑑寺を置いて寺務を処理させた。さらに下野大中寺・下総総寧寺と交代で、その住持は曹洞宗大本山永平寺の住持職に昇った。

明治維新に際して寺領は没収され、廃仏毀釈、大正二年の火災等により諸堂を失い、所蔵の史料も大半は散逸したが、境内は昔ながらの深山の境で、本堂も再建され、復興の途上にある。年中行事としては、四月二十九日の開山忌が盛大で、末寺が交替で導師を勤める。往古の建造物としては唯一経蔵が存し、町の文化財に指定されている。末寺として、上総真如寺・天南寺、武蔵青松寺・能仁寺・永源寺・円福寺・長栄寺など七〇余か寺あつた(『延享度曹洞宗寺院本末牒』)。

龍穩寺の所蔵資料は上記のような理由によりほとんど失われ、中世文書は皆無で、近世以降のものが八〇数点ある。史料目録は禅宗地方史調査会編「禅宗地方史調査会年報」第一集(昭和五十三年二月)に収録されている。

(参考文献)『龍穩寺本末帳』(『大日本近世史料』諸宗松寺帳下)、『禅宗地方史調査会年報』第一集、目黒大中(埼玉曹洞宗寺院開山本末調・本末系譜・年表稿)(光嚴寺)、『永平寺史』(大本山永平寺)、『洞門政要』(仏教社)、『埼玉県寺院聖教文書遺品調査報告書』(埼玉県教育委員会)。

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

三〇才	七行目	「茂」	内閣文庫本「も」
三〇ウ	一行目	「廣」	静嘉堂文庫本「廣ク」、内閣文庫本「廣」
三〇ウ	一行目	「廣」	内閣文庫本「廣」傍書「本ノママ」
三〇ウ	一行目	「可作之」	内閣文庫本 二行目
三〇ウ	二行目	「申伺之可任差圖候」	内閣文庫本 三行目
三〇才	三行目	「受」	内閣文庫本「請」
三〇才	四行目	「行末」之	内閣文庫本 五行目
三〇才	五行目	「召状」	内閣文庫本「古状」
三〇才	五行目	「或者」	内閣文庫本「或」
三〇才	五行目	「萬」	内閣文庫本「萬」傍書「本ノママ」
三〇才	五行目	「番」	内閣文庫本 六行目
三〇才	六行目	「先」	内閣文庫本「見」傍書「先 本ノママ」
三〇才	七行目	「一判」	内閣文庫本 六行目
三〇才	七行目	「儀」	静嘉堂文庫本「儀ハ」、内閣文庫本「儀式」
三〇ウ	一行目	「方」	静嘉堂文庫本「方ニ」、内閣文庫本「方」
三〇ウ	三行目	「儀」	内閣文庫本 四行目
三〇ウ	四行目	「二箇」	内閣文庫本「式ケ」
三〇ウ	四行目	「洩」	内閣文庫本「儀」傍書「洩」
三〇ウ	五行目	「之時者」	内閣文庫本 六行目
三〇ウ	六行目	「箇」	内閣文庫本「ケ」
三〇ウ	六行目	「多分」	内閣文庫本 七行目
三〇ウ	七行目	「箇」	内閣文庫本「ケ」
三〇才	三行目	「族」	内閣文庫本「骸」傍書「ヤカラ」
三〇才	三行目	「細」	内閣文庫本 四行目

大中寺

荒川善夫「大中寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

栃木県下都賀郡大平町西山田二五二。(中略) 曹洞

宗、正しくは太平山天曉院大中禅寺。本尊は釈迦牟尼

仏。寺伝によれば、小山成長を開基として、延徳元年

(四八九)快庵妙慶によつて開かれたという。永禄元

年(二五五)第五代住職海庵尖(泉)智の死後、後継の法

脈をめぐつて快叟良慶と無学宗芬とが争い、無学は榎

本(現大平町榎本)の地に新しく大中寺を開き、快叟は第

六代目の住職となつた。その後、火災により全焼した

が、第七代住職天嶺吞補の時に再建された。近世に

入つてからは、天正十九年(二五九)徳川家康から関東

曹洞宗僧録職に補任されるほどに発展した。関三利

の「延享四年(一七四七)曹洞宗寺院本末帳」を

作成した折は、大中寺は六冊を作成し、支配下寺院と

して三七七七か寺を書き上げている。

広大な寺域をもつ当寺は、上田秋成の作品『雨月物

語』の舞台となつたところとしても知られている。ま

た、七不思議の伝説を持つた寺としても知られている。

(参考文献)『大平町史』など。

〔一部の表現は、引用者が省略・変更した〕

資料

三二才	五行目	「者」	内閣文庫本「ハ、」
三二才	五行目	「奉行所」	静嘉堂文庫本「奉行所江、内閣文庫本
三二才	五行目	「僉議」	内閣文庫本 六行目
三二ウ	一行目	「諸」	内閣文庫本「諸」傍書「諸」
三二ウ	一行目	「差」	内閣文庫本「差」傍書「本ノママ」
三二ウ	一行目	「事者可」	内閣文庫本 二行目
三二ウ	三行目	「箇」	内閣文庫本「ケ」
三三才	二行目	「納経可」	内閣文庫本 三行目
三三ウ	二行目	「古」	内閣文庫本「古」傍書「本ノママ」
三三ウ	二行目	「上」	内閣文庫本 三行目
三三ウ	七行目	「可相改」	内閣文庫本 三四才一行目
三四ウ	二行目	「下」	内閣文庫本「下置」置の傍書「ヒ」
三四ウ	二行目	「条」	内閣文庫本「條」
三四ウ	四行目	「写」	内閣文庫本「寫」
三四ウ	四行目	「よ里」	内閣文庫本「々」
三五才	六行目	「紙」	内閣文庫本「帗」
三五ウ	二行目	「奉行江」	内閣文庫本 三行目
三五ウ	三行目	「紙」	内閣文庫本「帗」
三五ウ	三行目	「認可被相越候」	内閣文庫本 四行目
三五ウ	四行目	「可為副手紙」	内閣文庫本 五行目
三五ウ	五行目	「ホ」	内閣文庫本「等」
三五ウ	五行目	「一」	内閣文庫本「式」
三五ウ	六行目	「老」	内閣文庫本「一」
三五ウ	六行目	「宛」	内閣文庫本「ツ、」

4

円福寺

渡辺忠司「円福寺」

（圭室文雄編『日本名刹大事典』雄山閣出版 平成四年）

廃寺。新義真言宗、愛宕山、宝珠院。（中略）江戸愛宕下にあり、愛宕権現社の別当寺であった。新義真言宗の触頭・江戸四か寺の一つ。明治初年の廃仏毀釈で廃絶。本尊は地藏菩薩。

文政の「寺社書上」や同書所収の運敵筆の縁起によれば、開山を俊賀とするが、以前に神証の造営があったと記す。同書によれば、神証は近江の宮村で、本能寺の変に際し堺から本国に戻る途中の徳川家康に出会い、安全の祈願を行ったことを機縁に、その後は常に家康の戦陣に供奉し、家康が宮村で得た守護尊の勝軍地藏を携えて勝軍法を修し効験を示した。慶長八年（一六〇三）神証は家康の命で勝軍地藏を安置する愛宕社（地藏は同社の本地仏）仮殿を造営し、山下に住坊遍照院等を構えた。これが円福寺の起源であった。徳川秀忠も同社に崇敬を加え、慶長十五年に本社・拝殿・楼門等や遍照院を全て新造し、元和三年（一六一七）には朱印一〇〇石を寄せた。神証は根来寺で修学を積み、能化とよばれるような僧でなかつたので、後住には將軍家由緒の寺院に相応しい器量の僧を望んで

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

三六才	一行目	「紛口」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「紛失」
三六才	一行目	「面々」	内閣文庫本 二行目
三六才	二行目	「吟味之上」	内閣文庫本 三行目
三六才	三行目	「出候事」	内閣文庫本 四行目
三六才	三行目	「頃日」	内閣文庫本「頃日」傍書「本ノママ」
三六ウ	五行目	「不及申」	内閣文庫本「不申及」
三六ウ	五行目	「母」	内閣文庫本「好」傍書「母」
三六ウ	五行目	「た」	静嘉堂文庫本「堂」、内閣文庫「た」
三六ウ	七行目	「候者」	静嘉堂文庫本「者」、内閣文庫本「候者」
三七才	三行目	「二而」	内閣文庫本 四行目
三七才	六行目	「亦」	内閣文庫本「等」
三七ウ	一行目	「口」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「官」
三七ウ	一行目	「上選」	内閣文庫本 二行目
三七ウ	七行目	「者」	内閣文庫本「節」傍書「者」
三八才	一行目	「只」	内閣文庫本「唯」
三八才	一行目	「故」	内閣文庫本「ゆへ」
三八才	一行目	「住職」	内閣文庫本 二行目
三八才	六行目	「了畢」	内閣文庫本「了畢」傍書「本ノママ」
三八才	六行目	「僧徒」	内閣文庫本「住院」
三九才	一行目	「経」	内閣文庫本「経」傍書「僧カ 本ノママ」
三九才	一行目	「重」	静嘉堂文庫本「守」、内閣文庫本
三九才	三行目	「于」	内閣文庫本「其」
三九才	六行目	「犯之」	内閣文庫本 七行目
三九ウ	七行目	「不」	内閣文庫本「外」

元和五年に隠居し、後住には常陸下妻円福寺の俊賀が命ぜられて開山とされ別当寺についた。さらに新義真言宗の府内談林所になり円福寺と改めた、とする。しかし、『義演准后日記』の慶長十八年六月五日条にのせる、義演が江戸で行った印可の受者交名中に「江戸愛宕遍照院権大僧都朝義」とみえ、元和二年六月頃には「愛宕別当衆」と「愛宕勝地院」が争論をおこしている。また俊賀の後住決定は元和二年十二月であった(『本光国師日記』)。これらからして「寺社書上げ」の説はそのまま首肯できない。触頭役就任年次も妥当でない(「真福寺」の項参照)。寛永十年(一六三三)「関東真言宗新義本末寺帳」には、「本寺醍醐寺松橋院無量寿院」、寺領一〇〇石、末寺一、門徒一五。寛政七年(一七九五)「新義真言宗本末帳」では、本寺は不変だが、「朱印写社領百石」、武蔵内の末寺一〇、又門徒一のほか、他国にも末寺を獲得している。同宗智山方の移転寺でもあったため、当寺から本山智積院へ昇った住持も多い。(参考文献)『江戸名所図会』。

真福寺

坂本正仁「真福寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

東京都港区愛宕一の三の八。(中略) 真言宗智山派、摩尼珠山、宝光院。本尊は大檀那浅野幸長寄進の

資料

四〇ウ	二行目	「菱」	内閣文庫本「斐」
四〇ウ	三行目	「于」	内閣文庫本「其」
四〇ウ	三行目	「泉」	内閣文庫本「寧」
四〇ウ	四行目	「達」	内閣文庫本「金」傍書「本ノママ」
四〇ウ	五行目	「吉」	内閣文庫本「先」
四〇ウ	五行目	「舊」	内閣文庫本「舊」傍書「キウ」
四〇ウ	五行目	「餘」	内閣文庫本「條」
四〇ウ	六行目	「受」	内閣文庫本「請」
四〇ウ	七行目	「如口」	静嘉堂文庫本「如斯」、内閣文庫本
四一才	一行目	「裁斷」	内閣文庫本「四〇ウ七行目
四一ウ	二行目	「付」	内閣文庫本「并」
四一ウ	二行目	「方」	内閣文庫本「万」
四一ウ	三行目	「を」	内閣文庫本「ヲ」
四一ウ	五行目	「々」	内閣文庫本「之」
四一ウ	六行目	「ハ」	内閣文庫本「者」
四一ウ	七行目	「は」	内閣文庫本「を」
四二才	一行目	「他の」	内閣文庫本「二行目
四二才	二行目	「生す」	内閣文庫本「生」
四二才	二行目	「重而其御」	内閣文庫本「三行目
四二才	三行目	「由」	内閣文庫本「曲」
四二才	三行目	「条此む祢を以」	内閣文庫本「四行目
四二ウ	一行目	「箇」	内閣文庫本「ヶ」
四二ウ	四行目	「享保三戊戌年十一月」	内閣文庫本「なし
四三下			内閣文庫本(復刻版) 欠落

等身の薬師如来。

江戸時代における新義真言宗の触頭「江戸四箇寺」の一つ。同宗智山派の本山移転じの一つ。府内八八か所の六七番札所。開山は照海(元和二年二月没)。文政の「寺社書上」によれば、下総国匝瑳郡谷辺村の真福寺住僧照海が天正十九年(一五九一)に青山忠成(関東総奉行・江戸町奉行)の請待で江戸鉄砲洲に草庵を構えたのが起源。照海は慶長十年(一六〇五)徳川家康に目見をし、愛宕に寺地を拝領して鉄砲洲から引移り下総の寺号をうつし真福寺と号した。『義演准后日記』慶長十五年四月九日条に、当時諸家を祈禱檀那にもち繁栄していた旨が記され、また同月に義演から山号・院号を下され三宝院の直末となつた(『醍醐寺文書』)。「寺社書上」は慶長十五年に触頭役に任ぜられたとするが疑わしく、同時史料で確認できるのは元和八年にまでくだる。元禄五年(一六九二)六月に徳川綱吉から一〇〇石を拝領した。寛永十年(一六三三)「関東真言宗新義本末寺帳」には本寺三宝院、末寺二、門徒一五。寛政七年(一七九五)「新義真言宗本末帳」には本寺三宝院、朱印一〇〇石、江戸・武蔵の末寺一七、又門徒二のほか、他国にも末寺を獲得している。智山方の移転寺であつたので、本山智積院の能化に昇つた者も多い。

現在は総本山智積院の東京別院で、智山派の東京出張所が設けられている。

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

四四才	二行目「至」	内閣文庫本「分」
四四才	二行目「儀」	内閣文庫本「三行目」
四四才	四行目「教」	内閣文庫本「改」
四四才	五行目「国」	内閣文庫本「國」
四四才	五行目「密」	内閣文庫本「蜜」
四四才	六行目「之」	内閣文庫本「七行目」
四四才	七行目「丹」	内閣文庫本「好」傍書「丹カ」
四四ウ	一行目「慙」	内閣文庫本「悲」
四四ウ	三行目「流」	内閣文庫本「流」傍書「本ノママ 服カ」
四四ウ	四行目「者」	内閣文庫本「ハ」
四四ウ	五行目「廿」	内閣文庫本「介」
四四ウ	五行目「之」	内閣文庫本「分」
四四ウ	六行目「一」	内閣文庫本「卷」
四四ウ	七行目「能化」	内閣文庫本「化」
四五才	三行目「於其張本」	内閣文庫本「四行目」
四五才	三行目「張」	内閣文庫本「張」傍書「本ノママ」
四五ウ	一行目「檜」	内閣文庫本「松」
四五ウ	二行目「密」	内閣文庫本「蜜」
四五ウ	二行目「宗」	内閣文庫本「宗」傍書「家カ」
四五ウ	七行目「ハ」	内閣文庫本「なし」
四六才	一行目「可處配流者也仍如件」	内閣文庫本「なし」
四六ウ	一行目「写」	内閣文庫本「寫」
四六ウ	三行目「執」	内閣文庫本「四行目」
四六ウ	五行目「永可」	内閣文庫本「六行目」承可」

(参考文献)『御府内寺社備考』(名著出版)。

(二部の表現は、引用者が省略・変更した)

弥勒寺

坂本正仁「弥勒寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

東京都墨田区立川一の四の一三。(中略) 真言宗
豊山派、万徳山、聖宝院。本尊は川上薬師の俗称がある
薬師如来。

江戸時代における新義真言宗の触頭「江戸四箇寺」
の一つ。同宗豊山方の本山移転寺の一つ。開山は宥
鑠(寛永十一年十一月没)。文政の「寺社書上」によれば、
宥鑠はもと下総国香取郡南城村常福寺聖宝院の住職
で、領主安藤重信の帰依をえていたが、慶長十五年(一
六一〇)に徳川家康に召され江戸鷹匠町に寺地をもら
い一寺を建て、弥勒菩薩を本尊として弥勒寺と号し触
頭役に任ぜられたという。しかし、触頭就任年次には
疑問がある。(愛宕「真福寺」の項参照)。

現在の本尊薬師如来は、八世清長が徳川光圀から寄
進されたもので、もとは常陸筑波郡の真言宗某寺の本
尊であったが、光圀の命で寺が潰され本尊は川へ捨て
られたが川上に流れたので川上薬師の称が出たと伝
える。

元和五年(一六一九)七月十一日に醍醐寺三宝院直末

資料

四六ウ	七行目	「主」	静嘉堂文庫本「位」、内閣文庫本「立」
四六ウ	七行目	「住山」	内閣文庫本「住山而」
四七才	一行目	「旨」	静嘉堂文庫本「着」、 内閣文庫本「旨」傍書「着力」
四七才	二行目	「結」	内閣文庫本 三行目
四七才	四行目	「奪」	内閣文庫本「集」傍書「奪カ」
四八才	一行目	「台」	内閣文庫本「怠」傍書「台カ」
四八才	一行目	「写」	内閣文庫本「寫」
四八才	三行目	「而」	内閣文庫本 なし
四八才	五行目	「抜」	内閣文庫本 六行目
四八才	七行目	「而」	内閣文庫本 四八ウ一行目
四八ウ	二行目	「家」	内閣文庫本 三行目「縁」
四八ウ	四行目	「断」	内閣文庫本「預」
五〇才	一行目	「對」	内閣文庫本 二行目
五〇才	三行目	「僧侶」	内閣文庫本 四行目
五〇才	五行目	「不可」	内閣文庫本 六行目
五〇才	七行目	「者無」	内閣文庫本 五〇ウ一行目
五〇ウ	五行目	「弟」	内閣文庫本「身」
五〇ウ	五行目	「出家」	内閣文庫本 六行目
五〇ウ	六行目	「者」	内閣文庫本「ハ」
五〇ウ	六行目	「代官江」	内閣文庫本 七行目
五一才	一行目	「之」	内閣文庫本 二行目
五一才	二行目	「隨科之」	内閣文庫本 三行目
五一才	三行目	「状者也」	内閣文庫本 四行目

になつたが、義演の許状には「武州江戸弥勒寺法印有鑑もの、忝ト大樹恩賜之田地、草創満月尊容之梵場(下略)〔醍醐寺文書〕とある。草創後、火災などで寺地を馬喰町、鷹匠町、深川本番所、本所式ツ目(現在地)とかえた。元禄五年(一六九二)六月に徳川綱吉から朱印地一〇〇石を寄進された。寛永十年(一六三三)「関東真言宗新義本末寺帳」には、本寺三宝院、末寺一、門徒一八。寛政七年(一七九五)「新義真言宗本末帳」では、本寺三宝院、朱印一〇石、武蔵・江戸の末寺一八のほか、他国にも末寺が掲出されている。豊山方の移転寺・常法談林所であつたので、当寺から護持院や護国寺を経て、または直接に本山長谷寺小池坊能化に昇つた者も少なくない。

(参考文献)『御府内寺社備考』(名著出版)。

(一部の表現は、引用者が省略・変更した)

根性院

坂本正仁「根性院」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』雄山閣出版 平成四年)

「もんしよういん」 東京都豊島区高田一の三四の

六。(中略) 真言宗豊山派、金剛宝山、延寿寺。本尊は

薬師如来。

江戸時代における新義真言宗の触頭「江戸四箇寺」の一つ。徳川將軍家の祈願寺。春日局の一族榮譽(延

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

五二ウ	二行目	「分際」	内閣文庫本「分限」
五一ウ	二行目	「井」	内閣文庫本「□」傍書「井」
五二才	三行目	「寺院」	内閣文庫本 四行目
五二才	四行目	「妻帯ハ」	内閣文庫本 五行目「妻帯者」
五二才	六行目	「科之」	内閣文庫本「科」
五二才	六行目	「輕重」	内閣文庫本 七行目
五三才	三行目	「頼」	内閣文庫本「類」傍書「頼カ」
五三才	三行目	「可」	内閣文庫本 四行目
五三才	五行目	「思寄」	内閣文庫本「言」傍書「本ノママ」
五三才	六行目	「波」	内閣文庫本「波」傍書「本ノママ」
五三ウ	四行目	「享保三戊戌年十一月」	内閣文庫本 なし
五四ウ	一行目	「被」	内閣文庫本 二行目
五四ウ	三行目	「先規」	内閣文庫本「前規」
五四ウ	五行目	「綿」	内閣文庫本 六行目
五五才	一行目	「於」	内閣文庫本 二行目
五五才	二行目	「許」	内閣文庫本「譚」
五五才	二行目	「申」	内閣文庫本 三行目
五五才	三行目	「之衆」	内閣文庫本 四行目
五五才	四行目	「童」	内閣文庫本「童」傍書「本ノママ」
五五才	四行目	「之嘲者」	内閣文庫本 五行目
五五才	五行目	「者永可」	内閣文庫本 六行目
五五才	七行目	「之」	内閣文庫本「者」
五五才	七行目	「披露」	内閣文庫本 五五ウ一行目
五五ウ	一行目	「號院號事」	内閣文庫本 二行目

宝六年二月役が開山。大和大知寺に住していた榮蒼は春日局の召しで江戸に出て、徳川家光・春日局の祈祷僧となった。局は江戸白銀町に町屋を買い与え根生院と号した。榮蒼は大知寺を兼務し後に長者町に移り寺を建てたが、渋谷村にも院家を構えこれも根生院と称した。寛文五年(一六六五)には大和の大知寺領一〇〇石を渋谷村内に換えて朱印状をもらった(『寛文朱印留』)。同十年頃の江戸真言宗の寺院録(長谷寺文書)には、所在地を渋谷、本寺を大和長谷寺とするが、浅草にも根生院の名がみえる。貞享四年(一六八七)七月、知足院にかわり触頭となり、八月には仁和寺の院室光明院を兼帯し、さらに常法談林所の寺格を整えた。元禄元年(一六八八)十一月には湯島の旧知足院の地に移り、同四年六月に一〇〇石を増された。以後、触頭・祈願所・常法談林所の地位に変化はなかった。寛政七年(一七九五)「新義真言宗本末帳」には、本寺醍醐寺報恩院、末寺に江戸の五か寺が掲出されるが、武蔵国以外の末寺は田舎本寺格の扱いのため所在国別に掲出されている。

明治二十三年五月に湯島から旧下谷区池ノ端七軒町へ、さらに同三十六年に現在地へ移った。

(参考文献)「和州豊山長谷寺古今雑録」・「移転地世代記」中・「根生院世代記」(以上「豊山全書」所収)、「古事類苑」(「宗教部」)、「文政寺社書上」、『御府内寺社備考』(名著

資料

五五ウ	二行目	「至」	内閣文庫本「金」傍書「至カ」
五五ウ	二行目	「停止事」	内閣文庫本 三行目
五五ウ	三行目	「常任領諸塔頭領如今度指出」	内閣文庫本 四行目
五五ウ	三行目	「永可」	内閣文庫本 五行目
五五ウ	四行目	「有収納事」	内閣文庫本 五行目
五五ウ	五行目	「諸院各塔主如先規可為輪番組織為」	
			内閣文庫本 六行目
五五ウ	五行目	「塔」	内閣文庫本 六行目「頭」
五五ウ	六行目	「門流或若輩或不器之衆可除」	
			内閣文庫本 七行目
五六ウ	一行目	「与」	内閣文庫本「者」
五六ウ	三行目	「者」	内閣文庫本「ハ」
五六ウ	五行目	「者」	内閣文庫本「之」傍書「者」
五六ウ	五行目	「惑」	内閣文庫本 六行目
五七才	三行目	「付」	内閣文庫本「有」
五七才	五行目	「之」	内閣文庫本 六行目
五七才	六行目	「可」	内閣文庫本「可」傍書「可」
五七才	六行目	「持之」	内閣文庫本 七行目
五七ウ	五行目	「有之」	内閣文庫本 六行目
五七ウ	六行目	「者」	内閣文庫本「ハ」
五七ウ	七行目	「存」	内閣文庫本「好」
五八才	二行目	「恰」	内閣文庫本「怪」
五八才	四行目	「末」	内閣文庫本 三行目
五八才	四行目	「不」	内閣文庫本「不」傍書「本無二作」

出版)。

(一部の表現は、引用者が省略・変更した)

5

海禅寺

石川力山「海禅寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

東京都青梅市二股尾四の九六二。(中略) 曹洞宗、瑞龍山。本寺は上州双林寺。本尊は釈迦三尊。寛正年中(一四六〇〜五)益之永謙の開創で、師の一州

正伊を勧請開山とした。初名は長勝寺。五世太古禅梁の時に領主三田綱秀の外護により堂宇を修造、永禄六年(一五六三)兵火にかかる。天正十七年(一五八九)七世天江東岳により再興。旧朱印十五石。末寺に常徳院・東光寺・高安寺など四四か寺あった。古文書数通あり。

(参考文献)『延享度曹洞宗寺院本末牒』。

6

総泉寺

石川力山「総泉寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)

東京都板橋区小豆沢三の七の九。(中略) 曹洞宗、妙龜山。本寺は下総総寧寺。本尊は開基千葉介の守

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

五八才	四行目	「□」榜書「尽」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「尽」
五八才	五行目	「為」	内閣文庫本「爲」榜書「為」
五八才	五行目	「侶」	内閣文庫本 六行目
五八才	七行目	「評」	内閣文庫本「評」
五八ウ	二行目	「届八無」	内閣文庫本 三行目
五八ウ	五行目	「付」	内閣文庫本 なし
五八ウ	六行目	「領」	内閣文庫本「社」
五八ウ	六行目	「質」	内閣文庫本 七行目
五九才	一行目	「出家」	内閣文庫本 二行目
五九才	二行目	「領主代官江」	内閣文庫本 三行目
五九才	四行目	「堅」	内閣文庫本「相」
五九ウ	二行目	「佛」	内閣文庫本「仏」
五九ウ	四行目	「八」	内閣文庫本「者」
五九ウ	五行目	「条」	内閣文庫本「條者」
五九ウ	五行目	「相談可任」	内閣文庫本 六行目
六〇才	二行目	「坊舎」	内閣文庫本 三行目
六〇才	三行目	「有来」	内閣文庫本「有来之」
六〇才	五行目	「八」	内閣文庫本「者」
六一才	六行目	「るへ」	内閣文庫本「流遍」
六一才	七行目	「り」	内閣文庫本「里」
六一ウ	一行目	「其外」	内閣文庫本 二行目
六一ウ	二行目	「作」	内閣文庫本「作る」
六一ウ	二行目	「へから須若」	内閣文庫本 三行目
六一ウ	三行目	「八」	内閣文庫本「者」

本尊聖観音菩薩(現在は釈迦牟尼仏)。

建仁元年(一一〇一)千葉介守胤(法名、総泉寺殿長山昌愷大居士)の中興で(一説に弘治年中、千葉胤利の中興とも)、近世には青松寺・泉岳寺とともに江戸府内三か寺の一つとして触頭であつた。もとは浅茅が原と呼ばれた台東区橋場の地にあり、隅田川を隔てて謡曲「隅田川」の梅若丸伝説の塚があり、一説に、貞元年間(九七六〜七)梅若丸の母が子の非業の死を弔うために出家し、妙亀尼と称して庵を結んだ木母寺の伝説もある。曹洞宗開山は、最乗寺三世霊叟宗俊、江戸期には佐竹義宣が在府中の香華院として再中興。天正十八年(一五八〇)徳川家康より寺領二〇石を賜わる。末寺に海蔵寺・昌林寺など一二か寺あつた。境内には千葉氏の古塔や平賀源内・千賀道隆などの墓もある。
 (参考文献『武蔵通志』、『東京市史稿』宗教篇一(東京市役所)、『延享度曹洞宗寺院本末牒』(大本山総持寺)。
 (一部の表現は、引用者が省略・変更した)

青松寺

石川力山「青松寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』 雄山閣出版 平成四年)
 東京都港区愛宕二の四の七。(中略) 曹洞宗、万年山。本寺は武蔵越生龍穩寺。本尊は釈迦牟尼仏。文明八年(一四七六)、大田持資(道灌)の開基で、開山は龍穩

六一ウ	五行目	「文」	内閣文庫本「政」傍書「文カ」
六一ウ	五行目	「申」	内閣文庫本「申」傍書「本ノマ、」
六二オ	四行目	「東」	内閣文庫本「泉」傍書「東」
六四オ	一行目	「可為」	内閣文庫本 二行目
六四ウ	二行目	「成就之」	内閣文庫本「成就」
六四ウ	三行目	「頭」	内閣文庫本「候」
六五オ	一行目	「右」	内閣文庫本「右」傍書「都而本ノマ、」
六五オ	一行目	「追於」傍書「本ノマ、」	内閣文庫本「追放」
六五ウ	一行目	「繕」	内閣文庫本「繕」傍書「本ノマ、」
六六オ	二行目	「着」	内閣文庫本「着」傍書「着カ」
六六オ	三行目	「私曲事」	内閣文庫本 四行目
六六オ	四行目・五行目	「不」	内閣文庫本「被」
六六ウ	七行目	「請」	内閣文庫本「受」
六七オ	四行目	「に」	内閣文庫本「二」
六七オ	四行目	「処」	内閣文庫本 五行目
六七オ	五行目	「堅」	内閣文庫本 六行目
六七ウ	二行目	「戊」	内閣文庫本「戊」傍書「戊」
六八オ	一行目	「僧侶」	内閣文庫本「僧侶者」
六八オ	四行目	「對」	内閣文庫本 五行目
六八ウ	三行目	「屈」	内閣文庫本 四行目
六八ウ	六行目	「佛」	内閣文庫本「仏」
六九オ	一行目	「于質物事」	内閣文庫本 六八ウ七行目
六九オ	三行目	「者」	内閣文庫本「ハ」

寺五世雲崗(岡)俊徳。

一説に永正十永正十三年(一五一六)の建立ともされる。大永四年(一五二四)兵火にかかり荒廃したが、天文年中(一五三二〜五四)泰翁徳陽が住して太田真清の外護により再興、天正十九年(一五九一)豊臣秀吉より寺領二二石の朱印を賜わった(『曹洞宗古文書』拾遺)。旧地は江戸城の西郊の貝塚であつたが、慶長五年(一六〇〇)現在地に移転。江戸期には、浅野・毛利・山内各大名の香華院で、総泉寺・泉岳寺とともに曹洞宗江戸三か寺の一つとして触頭の任にもあつた。また境内には学寮獅子窟が設置され、多数の学侶が起居して經典祖録の参究につとめていた。

大正十二年、関東大震災で山門・僧堂を焼失、太平洋戦争では伽藍の大半を失つたが、後に復興した。

寺史に、二〇世嶺南秀恕撰述の『万年志』がある。青龍寺・瑠璃光寺・湖雲寺など、旧末寺が十三か寺あつた。(参考文献『万年志』、『太田家記』、『江戸名所図会』、『延享度曹洞宗寺院本末牒』、『東京市史稿』宗教篇二・三。二部の表現は、引用者が省略・変更した)

泉岳寺

石川力山「泉岳寺」

(圭室文雄編『日本名刹大事典』雄山閣出版 平成四年) 東京都港区高輪二の一の一。(中略) 曹洞宗、万

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

六九才	四行目	「相断」	内閣文庫本「断」
六九才	五行目	「判」	内閣文庫本「制」
六九才	六行目	「之」	内閣文庫本 七行目
六九ウ	五行目	「分際」	内閣文庫本「分限」
六九ウ	五行目	「佛事」	内閣文庫本「仏事」
七〇才	一行目	「之儀者」	内閣文庫本 二行目
七〇才	二行目	「檀」	内閣文庫本「且」
七〇才	二行目	「遂相談可」	内閣文庫本 三行目
七〇才	三行目	「任」	内閣文庫本「伍」
七〇才	六行目	「八」	内閣文庫本「者」
七〇ウ	二行目	「之」	内閣文庫本 三行目
七一才	七行目	「推」	内閣文庫本 空白 傍書「二字不分」
七一才	七行目	「法師」	内閣文庫本 七一ウ一行目
七一ウ	一行目	「有」	内閣文庫本 空白 傍書「字体不分」
七一ウ	一行目	「遂吟味可」	内閣文庫本 二行目
七二才	二行目	「于」	内閣文庫本「其」
七二才	二行目	「八」	内閣文庫本 三行目
七二才	三行目	「同」	内閣文庫本 「自」
七二才	三行目	「可重」	内閣文庫本 四行目
七二才	七行目	「者」	内閣文庫本「八」
七三ウ	三行目	「仕」	内閣文庫本「仕」傍書「本ノマヽ」
七三ウ	六行目	「訴」	内閣文庫本「許」傍書「訴」
七四才	四行目	「守」	内閣文庫本 五行目
七七ウ	二行目	「任」	内閣文庫本「伍」

松山。本寺は下野大中寺。本尊は釈迦牟尼仏。

曹洞宗江戸三か寺の一つで、忠臣蔵赤穂四十七士の墓所として名高い。慶長十七年(一六一二)徳川氏が今川義元の菩提のために外桜田に創建、大中寺門庵宗関を開山とした。寛永十八年(一六四二)類焼、門解蘆関の時に浅野家等の協力により現在地に再建された。寺内には学寮九棟が設けられ、学僧一〇〇人から二〇〇人が常在し、学問の研鑽がなされ、奥州二本松城主丹羽家から毎年二〇〇俵の米が贈られていた。旧時、豪徳寺・門良院・陽寿院・豊後松屋寺・長流寺など、七か寺があつた。

太平洋戦争で諸堂宇を失つたが、山門は往時のものである。

兆殿司の不動明王や明代の十六羅漢古画、宋版『春秋左氏伝』などの宝物類も所蔵。赤穂義士関係の文書も多い。

(参考文献)『延享度曹洞宗寺院本末牒』、『江戸名所図会』。

(一部の表現は、引用者が省略・変更した)

永平寺 (省略)

惣持寺

東四柳史明「総持寺祖院」(『日本名刹大事典』)

料

資

七七ウ	二行目	「僧侶」	内閣文庫本	三行目
七七ウ	五行目	「不」傍書「本ノママ」	静嘉堂文庫本	「不」、 内閣文庫本「可」
七七ウ	六行目	「者」	内閣文庫本	七行目
七八オ	一行目	「佛」	内閣文庫本	「仏」
七八オ	二行目	「佛」	内閣文庫本	「仏」
七八オ	七行目	「任」	内閣文庫本	「伍」
七八オ	七行目	「事」	内閣文庫本	七八ウ一行目
七八ウ	一行目	「判之」	内閣文庫本	二行目
七八ウ	二行目	「條」	内閣文庫本	「条」
七八ウ	二行目	「隨」	内閣文庫本	四行目
七八ウ	三行目	「状」	内閣文庫本	五行目
七九オ	三行目	「之」	内閣文庫本	四行目
七九オ	五行目	「之」	内閣文庫本	六行目
七九オ	六行目	「条」	内閣文庫本	「條」
七九オ	六行目	「遂相談」	内閣文庫本	七行目
七九オ	七行目	「任」	内閣文庫本	「伍」
八〇ウ	二行目	「之」	内閣文庫本	
八〇ウ	四行目	「着」	内閣文庫本	「口」傍書「着カ」
八〇ウ	四行目	「四板」	内閣文庫本	「四枚」傍書「本ノママ、」
八〇ウ	四行目	「首」	内閣文庫本	五行目
八〇ウ	六行目	「絹」	内閣文庫本	「詣」
八〇ウ	六行目	「紬」	内閣文庫本	七行目

石川泉鳳至郡門前町一の一八甲。(中略) 曹洞宗大本山祖院、諸岳山。本尊は釈迦如来。開創は元亨元年(一三二一)。開山は磐山紹瑾(曹洞宗中興の祖)。磐山が靈夢を得た定賢から諸岡観音堂を譲りうけ、禪院に改め総持寺とした。

二世峨山韶碩とその門流のもとで宗風が大いに高まり、曹洞禅の全国発展の拠点となる。峨山の高弟太源宗真ら五哲が寺内で開いた普藏院・妙高庵・洞川庵・伝法庵・如意庵の五支院による輪番住持制が布かれ、明治三年に至り独住制となった。中世の外護者は、南北朝期に能登の有力地頭長谷部一族などが寺領を寄進し、室町期には將軍足利家の祈願所となり、戦国期においては能登守護畠山氏が檀越であった。近世になって天正十七年(一五八九)後陽成天皇が「曹洞之本寺出世之地」たることを認め、翌十八年四月、前田利家が炎上後の寺観の再興を企てた。その後、加賀藩主前田家歴代の保護をうけて堂塔伽藍の整備がはかられ、山内には東源寺・芳春院の塔頭も開かれた。元和元年(一六一五)徳川家康は「総持寺諸法度」を下し、永平・総持の両寺を曹洞の大本山と定めた。明暦三年(一六五七)前田利常は、鳳至郡の走出・鬼屋・広瀬・日野尾の四か村と清水村のうちをもって、寺領四〇〇石を寄進した。延享年間(一七四四〜七)には全国一万七五四九の末寺が知られる。門前の町並は「寺口」と

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

八四才	六行目	「切」	内閣文庫本	七行目
八四才	三行目	「々」	内閣文庫本	四行目
八四才	三行目	「必」	内閣文庫本	「心」
八三ウ	七行目	「受」	内閣文庫本	六行目
八三ウ	一行目	「集」	内閣文庫本	二行目
八三才	五行目	「銜」	内閣文庫本	「衛」
八二ウ	六行目	「有」	内閣文庫本	七行目
八二ウ	六行目	「或」	内閣文庫本	「或」
八二ウ	五行目	「輩」	内閣文庫本	「年」
八二ウ	三行目	「本山」	内閣文庫本	四行目
八二ウ	二行目	「登」	内閣文庫本	三行目
八二ウ	一行目	「縦」	内閣文庫本	二行目
八二才	六行目	「悉」	内閣文庫本	七行目
八二才	五行目	「示各派兒孫所論々々各宜」	内閣文庫本	六行目
八二才	四行目	「笑傍觀生曰茲不得不立」	内閣文庫本	五行目
八二才	三行目	「專究己躬下」	内閣文庫本	四行目
八二才	二行目	「亂統」	内閣文庫本	三行目
八一才	五行目	「背事」	内閣文庫本	六行目
八一才	四行目	「并」	内閣文庫本	五行目
八一才	四行目	「写」	内閣文庫本	「寫」
八一才	一行目	「相談」	内閣文庫本	二行目
八一才	二行目	「条如紙面」	内閣文庫本	三行目
八一才	四行目	「条如紙面」	内閣文庫本	「条如帗面」

10

芝神明宮

呼ばれ、境内八八余の堂宇と二二か寺の塔頭を擁する総持寺御用の職人・商人・傭人らによって形成されていた。宝永二年(一七〇五)の「町方留帳」によれば、寺領のうちから扶持を得ていた寺代官の星野(三〇石)・江尻(二五石)両家のほか、工人二六、商人一二、労役六の四六戸が見える。明治三十一年、不慮の出火で全山焼失。これを機に同四十四年、横浜市鶴見区に大本山を移し、当山は別院となった。伽藍はのちに再建され、昭和四十四年、総持寺の故地に因み祖院と改称した。県指定文化財は、焼失を免れた寛保三年(一七四三)造立の経蔵と金工品・絵画五件。中世文書六三点(鶴見本山収蔵)は大久保道丹編『増補曹洞宗古文書』(筑摩書房)所収。当山は未整理の近世文書を多数所蔵。(参考文献)栗山泰音『総持寺史』、室峰梅逸編『総持寺誌』(以上、大本山総持寺)、佃和雄『能登総持寺』(北国出版社)。(一部の表現は、引用者が省略・変更した)

小倉 学『芝大神宮』『国史大辞典』第七卷 昭和六一年

東京都港区芝大門一丁目に鎮座。通常は芝神明。もと飯倉神明・日比谷神明ともよばれた。旧府社。天照皇大御神・豊受大御神を主神とし源頼朝・徳川家康を配祀。伊勢神宮の飯倉御厨に創祀された神明社

八四ウ	二行目	「果」	内閣文庫本「果」
八四ウ	四行目	「窮」	内閣文庫本「伺」
八四ウ	四行目	「処」	内閣文庫本「處」
八四ウ	四行目	「可為」	内閣文庫本 五行目
八四ウ	五行目	「之由」	内閣文庫本 なし
八四ウ	五行目	「置之」	内閣文庫本 六行目
八五ウ	一行目	「迄」	内閣文庫本「之」
八五ウ	五行目	「本寺」	内閣文庫本「本寺」傍書「本寺カ」
八五ウ	七行目	「江」	内閣文庫本「へ」
八六才	五行目	「候」	内閣文庫本「被」
八六才	六行目	「山」	内閣文庫本「山之」傍書「山」
八六才	六行目	「江」	内閣文庫本 七行目
八六才	七行目	「越候」	内閣文庫本 八六ウ一行目
八六ウ	二行目	「二」	内閣文庫本「式」
八六ウ	二行目	「候」	内閣文庫本 なし
八六ウ	四行目	「者」	内閣文庫本「ハ」
八六ウ	五行目	「より」	内閣文庫本「之」
八六ウ	六行目	「可願」	内閣文庫本 五行目
八六ウ	六行目	「只」	内閣文庫本「唯」
八七才	一行目	「二」	内閣文庫本「式」
八七才	二行目	「者」	内閣文庫本「ハ」
八七才	二行目	「寺」	内閣文庫本 三行目
八七才	三行目	「被」	内閣文庫本 四行目
八七才	四行目	「可相勤候」	内閣文庫本 五行目

であろうが、社伝では寛弘二年（一〇〇五）の鎮座とす
 る。もと飯倉山にあったが、慶長年間（一五九六～一六一
 五）現地に移転。天正十九年（一五九二）徳川家康は朱印
 地十五石を寄進。その後江戸幕府はしばしば社殿の
 造営などをした。江戸下町の大産土神で、境内や門前
 には茶屋・揚弓場・芝居・見世物が並び、相撲や富籤
 の興行で賑わった。神主の西東氏は幕府の連歌師と
 なる。

明治元年（一八六八）に准勅祭社に列し、同五年には現
 在の大神宮号を許された。例祭九月十六日。もとは
 十一日から十日間も祭祀が続いたので「だらだら祭」
 とよばれた。生姜や千木（ちぎ）箱が商われるので生姜
 祭といわれて有名。生姜は土地の産物で神前に供え
 られたのである。

〔参考文献〕『江戸名所記』七（『日本名所風俗図会』三）、御府
 内備考』続編二（『東京都神社史料』）、寺門静軒『江戸繁盛
 記』二、斉藤幸雄他編『江戸名所図会』一（『日本名所風俗図
 会』四）、斉藤幸成編『東都歳時記』三（同三）、小倉学『芝大
 神宮誌』

〔一部の表現は、引用者が変更した〕

第六天神

矢部善三「第六天神」『諸祭神名辞典』素人社書屋 昭和六年

『祠部職掌類聚 寺社御條目』(式之卷)

八七オ	六行目	「附海福寺触頭就」	内閣文庫本「附就海福寺触頭」
八七オ	六行目	「就」	内閣文庫本 なし
八七ウ	一行目	「輿」	内閣文庫本 二行目
九〇オ	一行目	「道」	内閣文庫本 二行目
九〇オ	四行目	「方」	内閣文庫本「共」
九〇ウ	二行目	「守子之」	内閣文庫本 三行目
九〇ウ	五行目	「訛」	内閣文庫本「訛」傍書「他方」
九〇ウ	七行目	「条」	内閣文庫本「條」
九一オ	一行目	「之法式」	内閣文庫本 二行目
九一オ	三行目	「八」	内閣文庫本「者」
九一ウ	二行目	「節」	内閣文庫本 三行目
九一ウ	四行目	「由」	内閣文庫本「よし」
九二オ	一行目	「檢校」	内閣文庫本 九一ウ六行目
九二オ	一行目	「堂流」	内閣文庫本「多る」
九二オ	二行目	「茂」	内閣文庫本「も」
九二オ	六行目	「定」	内閣文庫本「建」
九二オ	七行目	「有」	内閣文庫本 六行目
九二ウ	二行目	「り」	内閣文庫本「里」
九二ウ	二行目	「花錢」	内閣文庫本「花錢」傍書「本ノマ、」
九二ウ	二行目	「次第」	内閣文庫本 三行目
九二ウ	三行目	「たる」	内閣文庫本「多る」
九二ウ	四行目	「断」	内閣文庫本「断」傍書「行」
九二ウ	六行目	「紛」	内閣文庫本「飭」
九二ウ	六行目	「江」	内閣文庫本「へ」

(『諸神名祭神辞典』展望社 一九九一年、に再録)

神社の御祭神に、第六天神なる俗間伝承のあるのが珍しくなく、平田篤胤翁のごとききでさへ、之れを面足尊(おもたるのみこと)と惶根尊(かしこねのみこと)の両神に配しまつる世間の非を鳴らし、むきになつて「皇産霊大神(すめむすびのおおかみ)なること己れに委しき考へあり」と力んで居られるが、やはり仏教習合の臭味が濃厚に織り込まれて居ることは寧ろ一目瞭然と云つてよい。

第六天神、之れを仏教上で云えば第六天の大梵天王を云ひ、之れを神道に付会せしめて、神代七代の神の第一にます国常立尊(くにとこたちのみこと)とする説と、また第六にます面足尊(おもたるのみこと)と惶根尊(かしこねのみこと)の二神に配する説とある。

(一部の表現は、引用者が変更した)

川口謙二編『日本神祇由来事典』(柏書房、一九九三年)

第六天(長寿・結婚の守護神)

『神奈川県宗教学人名簿』で調べてみると、横浜市戸塚区和泉町鍋屋、横須賀市坂本町、茅ヶ崎市茅ヶ崎の三か所に、第六天神社があり、そのほか第六社と書かれたものが、戸塚区上矢部町坂本、同町丹後山の二か所にある。

佐野の馬 戸塚の坂で 二度ころび

九二ウ	七行目	「又」	内閣文庫本「丈」傍書「又」
九二ウ	七行目	「然上」	内閣文庫本「然ル上」
九三オ	一行目	「互」	内閣文庫本「互に」
九三オ	四行目	「れ」傍書「本ノママ」	静嘉堂文庫本「れ」、内閣文庫本 なし
九三オ	七行目	「之ハ」	内閣文庫本 九三ウ一行目「之」
九三ウ	一行目	「後縦」	内閣文庫本 二行目
九三ウ	一行目	「縦」	内閣文庫本「縦」傍書「本ノマ、」
九三ウ	二行目	「者」	内閣文庫本「もの」
九三ウ	七行目	「美濃守」	内閣文庫本 九四オ一行目
九四オ	四行目	「受」	内閣文庫本「請」
九四オ	四行目	「本山」	内閣文庫本 五行目
九四ウ	二行目	「旦」	内閣文庫本「檀」
九四ウ	二行目	「不可」	内閣文庫本 三行目
九四ウ	四行目	「方」	内閣文庫本 五行目
九四ウ	五行目	「方」	内閣文庫本 六行目
九四ウ	六行目	「許」	内閣文庫本 七行目
九五オ	三行目	「達」	内閣文庫本「互」
九五オ	六行目	「者」	内閣文庫本「もの」
九七オ	二行目	「偏」	内閣文庫本 三行目
九七オ	四行目	「ハ」	内閣文庫本「者」
九七オ	四行目	「以」	内閣文庫本 五行目
九八オ	一行目	「迄」	内閣文庫本「之」
九八オ	一行目	「茂」	内閣文庫本「も」

この古川柳の意味は謡曲『鉢の木』に出てくる佐野源左衛門の瘦せ馬は、きつと戸塚の大坂で二度転んだだろうとの意味である。この戸塚の大坂の登り口にも第六天神の掲額のある神社があり、そのほか集落の小祠として祀るところも多く、丹沢山麓では集落ごとといつてよいほどあり、屋敷神として庭内に祀る家も多い。

また、信州・諏訪路を行くと、各集落ごとに「大六天」「第六天」「第六天魔王」などと刻まれた碑がある。そして「第六天・御社宮司」という言葉すらある。この言葉を裏づけるように、社宮司神と第六天との分布範囲はよく似ている。

第六天という神は神道では、天神六代目にあたる面足尊、惶根尊の夫婦神を当てるが、そもそも第六天は仏教で信奉している魔王の一つである。欲界六天の第六、すなわち欲界天の最高所に宮殿を備えた天魔である。身長は二里、寿命は人間の二六〇〇歳を一日とし、二万六〇〇歳の長寿といわれる。男女に対して自由に交淫・受胎させることができる力があるとされ、他人の楽しみごとを自由自在に自分の楽しみにかえる法力も持っている。他化自在天（梵名を波羅尼密和耶越致 *Para-nirmite-vasa-vartin* と云う）と呼ぶのが本当の名である。

謡曲に『第六天』というのがある。その筋は、解脱上

九八才	二行目	「罷」	内閣文庫本「被」
九八才	二行目	「候ニ付」	内閣文庫本「候付」
九八才	三行目	「為」	内閣文庫本 四行目
九八才	七行目	「之上」	内閣文庫本 六行目
九八才	一行目	「帶」	内閣文庫本 二行目
九八才	三行目	「差」	内閣文庫本 二行目
九八才	三行目	「茂」	内閣文庫本「も」
九八才	三行目	「候」	内閣文庫本「之」
九八才	四行目	「當」	内閣文庫本 三行目
九八才	四行目	「指」	内閣文庫本「指」傍書「本ノマヽ」
九八才	四行目	「揮」	内閣文庫本「摸」
九八才	五行目	「より」	内閣文庫本「と」
九八才	五行目	「混」	内閣文庫本「濃」傍書「混雜」
九八才	七行目	「王」	内閣文庫本「玉」傍書「王」
九八才	七行目	「を」	内閣文庫本「と」
九八才	二行目	「伊勢」	内閣文庫本「伊勢」傍書「本ノマヽ」
九九才	二行目	「方」	内閣文庫本「万」
九九才	三行目	「者」	内閣文庫本「もの」
九九才	三行目	「者」	内閣文庫本「ハ」
九九才	三行目	「引」	内閣文庫本「行」傍書「引カ」
九九才	四行目	「為無」	内閣文庫本 三行目
九九才	五行目	「所々」	内閣文庫本 四行目
九九才	一行目	「之条」	内閣文庫本 二行目

人が伊勢へ参宮すると、神霊が女の姿で現れ、仏法の障碍を告げて消えた。すると、天地鳴動して第六天が群魔を従えて現れる。それを素盞鳴尊が宝棒で打ちこらしめ、これを退散させるという話である。

そのなかに、後シテ「第六天には煩惱の悪魔」。地「陰魔死魔」。シテ「天子業魔」。地「その外従類悟りの道を障碍の群鬼はさまざまなり」・・・とあって、魔王中の魔王として描かれている。

この謡曲の出典は『太平記』巻十二「千草殿並文観僧正奢修事附解脱上人事」である。解脱上人が伊勢参宮のおりに見た夢で、第六天が公家と武家の仲を裂き、承久の兵乱(二二二)を企て、世相を騒乱させようと悪魔外道とともに相談したという記事によるものである。

どうも第六天は悪魔と見なされているが、しかし東京都文京区に第六天町というのがあり、浅草にも第六天祠があるし、宮城県牡鹿半島や茨城県取手市には第六天山という山名もあるところからすると、この神への信仰の深さは見逃がすことができない。

おそらく第六天は、修験者(山伏)が信奉していた仏神であることに間違いないだろう。この神の分布は中部地方から関東地方にかけて多く、関西以西にはなく、東北地方にまま見かける程度である。それも相模国を境にして、東はその割には多くはない。そしてこの第六天の本源を求めてみても、これという寺院が見

九九ウ 三行目	「録」	内閣文庫本「録」
一〇〇オ 一行目	「之」	内閣文庫本「二」
一〇〇オ 一行目	「寄役」	内閣文庫本 二行目
一〇〇オ 二行目	「仕」	内閣文庫本 三行目
一〇〇オ 三行目	「より」	内閣文庫本「五」
一〇〇オ 三行目	「置」	内閣文庫本 四行目
一〇〇オ 四行目	「致」	内閣文庫本 なし
一〇〇オ 四行目	「牛王」	内閣文庫本 五行目
一〇〇オ 五行目	「仰付御書付」	内閣文庫本 六行目
一〇〇ウ 三行目	「兼」	内閣文庫本「望」
一〇〇ウ 三行目	「帶之」	内閣文庫本 四行目
一〇〇ウ 五行目	「願目代」	内閣文庫本 六行目
一〇〇ウ 七行目	「帶」	内閣文庫本「帶」傍書「本ノマ、帯カ」
一〇一オ 一行目	「方」	内閣文庫本「万」傍書「方カ」
一〇一オ 二行目	「茂」	内閣文庫本「も」
一〇一オ 二行目	「より」	内閣文庫本「五」
一〇一オ 三行目	「差綺」	内閣文庫本「差綺」傍書「本ノマ、」
一〇一オ 四行目	「鋪」	内閣文庫本「敷」
一〇一オ 五行目	「不」	内閣文庫本 四行目
一〇一オ 六行目	「跡」	内閣文庫本「跡」傍書「本ノマ、」
一〇一オ 七行目	「眷」	内閣文庫本「眷」
一〇一ウ 三行目	「者」	内閣文庫本「もの」
一〇二オ 四行目	「及」	内閣文庫本 六行目
一〇二オ 五行目	「定書」	内閣文庫本 七行目

当たらない。

そこで、筆者がつねづね考えていることを付記しておこう。比叡山の守護神で、日吉山王七社の第六にあたる十禪師権現というのがある。

『沙石集』巻一に、「日吉諸社の中十禪師靈驗あらたかにまします。本地地藏菩薩なり」とあり、『古今著聞集』巻一にも、上総守北条時重が十禪師権現の靈驗で救われた旨の記載があり、『七社略記』の十禪師荒神と申す事の条には、「十禪師大明神は宇賀神と名づけ、是則ち一切衆生の胞衣、寿福の神なり、胎内五転の元初より、命終一念の最後に至るまで、彼の神の加護にあらざるなし」と書かれている。

そのお姿は、若僧の形か童子の形をしているが、もとは唐の職制のなかの禁中仏事に奉仕する僧職で、定員一〇名とされていることから、十禪師とか十師と称されていたものである。

我が国では、宝亀三年(七七二)三月、宮中で初めてこの制度を採用し、平安朝以降、密教の僧をもってこの職に充てていたのであるが、それを日吉山王七社のうちに天台宗が組み入れたものである。

以上のことから、十禪師権現は宇賀神にも習合され、真言宗の稲荷信仰に対して、天台宗の十禪師信仰として布教されるようになり、六欲天の最高位の第六天に習合させ、福神として民衆の間に広まったものが、そもその始まりではないかと考えている。

- 一〇三才一行目 「進□」 静嘉堂文庫本「進候」、内閣文庫本 二行目「進候」
- 一〇三才二行目 「写」 内閣文庫本「寫」
- 一〇三才五行目 「等」 内閣文庫本「亦」
- 一〇三才六行目 「不可」 内閣文庫本 五行目
- 一〇三才七行目 「無異」 内閣文庫本 六行目
- 一〇三ウ三行目 「拾」 内閣文庫本「十」
- 一〇四才一行目 「□」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「候」
- 一〇四才二行目 「写」 内閣文庫本「寫」
- 一〇四ウ七行目 「殿」 静嘉堂文庫本「殿」傍書「殿」、内閣文庫本「殿」
- 一〇五丁 内閣文庫本「複写版」 欠落
- 一〇六才一行目 「写」 内閣文庫本「寫」
- 一〇六才五行目 「於」 内閣文庫本 四行目
- 一〇六才六行目 「者」 内閣文庫本 五行目
- 一〇六才七行目 「輩者」 内閣文庫本 六行目
- 一〇六ウ一行目 「如件」 内閣文庫本 七行目
- 一〇七才一行目 「□□」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「十二」
- 一〇七才二行目 「□□□」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「付彼国」
- 一〇七才三行目 「写」 内閣文庫本「寫」
- 一〇七才四行目 「事起」 内閣文庫本 五行目「事起り」
- 一〇七ウ四行目 「州」 内閣文庫本「盈」
- 一〇七ウ五行目 「州」 内閣文庫本「盈」
- 一〇七ウ五行目 「寺」 静嘉堂文庫本「等」、内閣文庫本

解題

本書も、既に紹介した二冊と同様に、篠山市教育委員会所蔵の青山文庫『祠部職掌類聚』の一冊であり、静嘉堂文庫所蔵『諸寺社御条目類』七冊の第二巻に対応し、国立公文書館所蔵の内閣文庫『祠部職掌類聚』にも写本が存在する。体裁は、これまでの諸本と同様に、縦二七・四センチ、横二〇・四センチで、前後に表紙をつけ右端を四目綴している。虫損は甚だしいが、静嘉堂文庫本および内閣文庫本で、難読字・欠字を補うことができた。本書は片面七行で、文字・字配りなど体裁は、少なくとも静嘉堂文庫本に酷似しており、両者の密接な関係、すなわちこの青山文庫本は静嘉堂文庫本を直接の母本とするのではないかと見受けられる。これにひきかえ、静嘉堂文庫本の母本たる原本の存在を前提とすれば、内閣文庫本は原本からの別写本にはじまる別系統の写本ではないかと考えている。

本書に収められているのは、享保三年十一月から十二月にかけて各寺社から幕府に提出された条目等の写しである。吉宗の將軍襲職にともない、各寺社にかつて与えられた条目類の写しの提出を求めた結果である。本書は、静嘉堂文庫本の第三巻と合わせて一組を構成している。したがって、両者を合わせて検討すべきであるが、次の機会に

料

資

- 一〇七ウ七行目 「た」 内閣文庫本「多」
- 一〇七ウ七行目「□□□□」 静嘉堂文庫本「るのゆへ」、内閣文庫本「るの故」
- 一〇八才一行目 「□□」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「行事」
- 一〇八才二行目 「□」 静嘉堂文庫本「に」、内閣文庫本「于」
- 一〇八才三行目「者」「者」 内閣文庫本「ハ」「ハ」
- 一〇八才三行目 「□□」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「前々」
- 一〇八ウ五行目 「□□□□」 静嘉堂文庫本「筋并以」、内閣文庫本「筋并」 六行目「以」
- 一〇八才六行目 「者」 内閣文庫本「ハ」
- 一〇八ウ七行目 「□」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「姿」
- 一〇九才一行目 「紛」 内閣文庫本「防」
- 一〇九才一行目 「□」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「山」
- 一〇九才二行目 「□」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「を」
- 一〇九才四行目 「於」 内閣文庫本「水」傍書「於カ」
- 一〇九才六行目 「且」 内閣文庫本 五行目
- 一〇九才六行目・七行目「禮札之事者望次第從双方可書出之事」 内閣文庫本 なし 虫損カ
- 一〇九ウ二行目 「者」 内閣文庫本 三行目
- 一〇九ウ三行目 「後鑑」 内閣文庫本 四行目
- 一〇九ウ四行目「不可違失」 内閣文庫本 五行目
- 一一〇才一行目 「十」 内閣文庫本 なし
- 一一ウ六行目 「□□」 静嘉堂文庫本「刑部」、内閣文庫本
- 一二才一行目 「写」 内閣文庫本「寫」

- 譲り、本書のみについて簡略にみておきたい。
 本書に収める条目等は、次の寺社から提出された。
- 1 築地本願寺輪番 (浄土真宗西本願寺派 観省寺・南林寺)
 - 2 浅草本願寺輪番 (浄土真宗東本願寺派 法順坊)
 - 3 曹洞宗関東三箇寺(総寧寺・龍穩寺・大中寺)
 - 4 真言新義四箇寺 (圓福寺・真福寺・弥勒寺・根生寺)
 - 5 京妙心寺四箇寺 (松源寺・海禅寺・東禅寺・麟祥院)
 - 6 曹洞宗関東三箇寺(捨泉寺・青末寺・泉岳寺)
 - 7 黄檗宗触頭 (瑞聖寺・海福寺)
 - 8 本山触頭 (大聖院)
 - 9 熊野本願目代 (深正坊)
 - 10 芝神明别当・神主(金剛院・西東中務・西東刑部)
 - 11 浅草第六天神神主(鑄木大藏)
 - ちなみに、第三卷に収める条目等は、以下の通りである。
 - 12 護持院
 - 13 高田派触頭 (澄泉寺・唯念寺・称念寺)
 - (仏光寺派 西徳寺)
 - 14 身延久遠寺触頭 (瑞輪寺・善立寺・宗延寺)
 - 15 京本國寺触頭 (法恩寺・幸龍寺・宗林寺)
 - 16 池上本門寺触頭 (承教寺・朗惺寺)
 - (中山法華経寺触頭 妙法寺)
 - (京妙万寺触頭 本光寺・妙国寺・慶印寺)
 - (越後本成寺触頭 本妙寺・長應寺)

一一三才三行目	「紙」	内閣文庫本「帟」
一一二才三行目	「二付而」	内閣文庫本 四行目
一一二才六行目	「前々」	内閣文庫本「前之」
一一二才六行目	「高」	静嘉堂文庫本「高二、内閣文庫本「高」
一一二ウ二行目	「そ連」	内閣文庫本「それ」
一一二ウ三行目	「之」	内閣文庫本「足」傍書「之」
一一二ウ四行目	「可」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「江」
一一三才六行目	「道所」	内閣文庫本 七行目
一一三ウ一行目	「礼」	内閣文庫本「祀」傍書「祀カ」
一一三ウ一行目	「令」	内閣文庫本 二行目
一一三ウ三行目	「昇進」	内閣文庫本 四行目
一一三ウ四行目	「弥」	内閣文庫本「彌」
一一三ウ五行目	「者」	内閣文庫本 六行目
一一四才二行目	「可」	静嘉堂文庫本「可加」、 内閣文庫本 三行目「可加」
一一四才六行目	「為重」	内閣文庫本「為重」傍書「本ノマ、」
一一四才六行目	「汰」	内閣文庫本 七行目
一一四ウ六行目	「道之」	内閣文庫本 七行目
一一五才一行目	「令」	静嘉堂文庫本「令引導」
一一五才三行目	「可」	内閣文庫本 二行目「令引導」
一一五才六行目	「子之」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「為」
一一五ウ六行目	「可」	内閣文庫本 七行目
一一六才一行目	「ハ」	静嘉堂文庫本・内閣文庫本「可」 内閣文庫本「者」

- 21 (伊勢両宮)
第一巻が上野(寛永寺)役者、第四巻・第五巻が高野山学侶在番(寶亀院・多聞院)、第六巻・第七巻が金地院であるのを参考にすると、ほとんど江戸あるいは関東に所在する寺社を中心としている。それぞれの宗派に対する幕府の支配権を在府・江戸在番および江戸周辺の寺社を介して行使する幕府の政策が如実に示されている。
- 20 鈴森八幡神主 (森田舎人)
北品川稻荷神主 (小泉出雲)
芝崎宮内)
- 19 虚無僧諸派 (鈴法寺・一月寺)
神田明神神主
- 18 高野行人方在番 (正覚院・寶積院)
高野聖方 (大徳院)
- 17 (時宗惣触頭 日輪寺)

本書は、享保三年に提出されたことから、江戸幕府前期の幕府の宗教政策、各派の当政策を窺える貴重な資料である。条目全体について具さにみていくことは、幕府の宗教政策そのものの検討につながるが、ここでは先学の研究に譲り、本書にかかわる二、三の点のみ触れておく。

まず、浄土真宗の東西両本願寺系統である1・2には、慶長・元和期の法令は見られないことに留意しておきたい。他の主要諸派が元和元年七月に法度を与えられているのと異なり、寛文期の一一般的な法度である寛文五年七月

- 一一六才一行目 「訴訟」 内閣文庫本 二行目
- 一一八才一行目 「口」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「覚」
- 一一八才二行目「口口口口」 静嘉堂文庫本「以神道之」、内閣文庫本「以」 三行目「神道之」
- 一一八才三行目「方一圓不可」 内閣文庫本 四行目
- 一一八才四行目 「構」 内閣文庫本「講」
- 一一八才七行目「口口口口」 静嘉堂文庫本、内閣文庫本「社家山伏互」
- 一一八ウ二行目 「子之」 内閣文庫本 三行目
- 一一八ウ五行目 「口口仕」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「不可仕」
- 一一八ウ六行目 「口口」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「并吉」
- 一一八ウ六行目 「家」 内閣文庫本 七行目
- 一一八ウ七行目 「口口」 静嘉堂文庫本「数ケ」、内閣文庫本
- 一一八ウ七行目 「口口口」 静嘉堂文庫本「家山伏」、内閣文庫本「家山状」
- 一一九才一行目 「口口口口口口」 静嘉堂文庫本「可相守然者」、内閣文庫本 「一一八ウ七行目「可」・一一九才一行目「相守然者」
- 一一九才一行目 「口口口口口口」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「互ニ無争論」
- 一一九才二行目 「口」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「以」
- 一一九才三行目 「右口」 静嘉堂文庫本・内閣文庫本「右之」

の両令(「定」「條々」と寛文十年二月令「覚」を呈示するの
みである。2は寛文十年令を欠く。
曹洞宗の3・6は、ともに慶長十三年八月「覚」・慶長十
七年五月「天下曹洞宗法度」・慶長十八年五月「覚」、および
万治元年「新寺御法度条目」・寛文五年七月の両令(「定」
「條々」)・元禄十六年八月「定」・宝永七年十二月「覚」の諸
令を呈示する。前者3は慶長十七年十月令「曹洞宗法度」、
全阿弥から龍穩寺あて二通の書状、元和元年七月「永平寺
諸法度」・寛永十九年八月「上様諸宗之本寺江被仰出事」、
慶安五年正月「覚」二通・万治四年三月・寛文五年三月
「覚」・寛文八年二月「覚」・延宝五年十一月「覚」・延宝八
年五月「諷経納経覚」・延宝九年春「覚」・貞享元年七月
「覚」「口上之覚」・貞享五年八月「覚」・元禄九年六月「三寺
社御奉行衆御列座御口上二而被仰渡候覚」・正徳元年七月
「覚」の諸令写しを提出した。後者6は他に元和二年十一
月令を示す。

なお慶長十三年八月「覚」は、台徳院殿実紀同月三日条に
は比叡山延暦寺に与えた条目の後半に同様の項目が見え
ることから、延暦寺に限らず他宗派にも類似の条目を同時
に、あるいは前後して与えた可能性が高い。たまたま実紀
には記録されなかつたのであろう。

新義真言宗の4は、元和元年七月の「真言宗諸法度」、こ
れに先立つ慶長十八年五月・六月の「関東新義真言宗法
度」、寛文五年七月の両令(「定」「條々」)を呈示した。

禪宗のうち妙心寺派の5では、元和元年七月令・寛永十年八月令・寛文五年七月の両令(「定」・「條々」)・寛文八年十二月令「覚」を示す。

新興の黄檗派は寛文五年の両令、延宝三年令、元禄九年六月に承認された「宗門規條」、および宝永六年十月に従来の瑞聖寺に加えて新たに海福寺を触頭とする旨の指令書を呈示する。

修験道本山派の8は、寛文六年三月「覚」・寛文八年十二月「条々」・貞享元年七月「定」を示す。

熊野三山本願の9は、延宝三年二月「覚」・元禄九年七月・宝永四年十月「定」を呈示する。

本書では、これに続けて安永二年に修験道当山派触頭の湯島鳳閣寺が差し出した慶長十八年五月・六月の三宝院あて判物写し、寛文八年十二月「条々」を収める。

10 芝神明宮は、某年十二月付けの全阿弥書状、寛文五年七月「定」、寛文六年三月「覚」を示す。

11 浅草第六天神は、寛文六年三月「覚」のみを呈示する。所在は浅草御門を北に出て神田川を越えたあたりに存在した。(市古夏生・鈴木健一編『江戸切絵図集』 ちくま学芸文庫 一九九七年、二九六頁)

3 に見える龍穩寺に宛てた午年霜月廿二日付「御法度之事」および申年二月五日付文書の発信人である全阿弥は、10 芝神明宮の年号不知極月八日付で権田織部丞に宛てた

文書の差出人全阿弥と同一人物であろう。何らかの形で寺社に関する職務を行っていた。今後の作業の中で、いかなる立場にあつたのかを明らかにしていきたい。

また東西本願寺をはじめとして、同宗派の中でも、例えば曹洞宗のように関東と江戸の触頭グループを分けておく、ときに本山の永平寺に幕府が直接連絡することもある(たとえば触頭の新規追加任命など)。本山末寺制度の中に組み込まれた触頭制度の実態については、今後の課題としておきたい。その意味では、先般来の江戸幕府各宗派本末寺帳の復刻・翻刻作業は貴重である。

本書を含む『諸寺社御条目類』の紹介作業を続ける中で、さらなる詳説を期したい。

なお老中および寺社奉行については、『国史大辞典』(吉川弘文館)の当該項目の一覧表(美和信夫「老中」、小沢文子「寺社奉行」)を参照した。記して学恩を謝する。

(橋本 久)

執筆者紹介

西田 幸介
村下 博
形野 清貴
西牧 駒蔵
橋本 久
牧田 勲
山田 勉

大阪経済法科大学法学部

同

同

同

同

摂南大学法学部

神戸女子大学文学部

助教授

教授

教授

教授

教授

助教授

教授

(行政法)

(社会法)

(政治学)

(民法)

(日本法制史)

(日本法制史)

(日本法制史)

(執筆順)